

# 三田市こども計画

(案)

令和 年 月

三 田 市



# 目次

第1章 計画策定にあたって	1
1. 計画策定の背景と趣旨	1
2. 国における近年の動向	1
3. 計画策定の位置づけ	3
第2章 三田市の子ども・子育てを取り巻く現状	6
1. 三田市の人口	6
2. 三田市の子どものいる世帯	10
3. 三田市における女性の就労	13
4. 幼稚園・認定こども園・保育所の状況	16
5. 小学校・中学校の状況	18
6. 各種支援・相談の状況	20
7. アンケート調査結果でみる子ども・若者・子育て世帯の状況	21
第3章 計画の基本的な考え方	32
1. めざす将来像（基本理念）	32
2. 基本目標	32
3. 施策体系	34
4. 重点施策	35
第4章 施策の展開	38
第5章 子ども・子育て支援法に基づく事業計画	86
1. 事業計画の策定	86
2. 教育・保育の量の見込み及び提供体制の確保	87
3. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み	90

第6章 計画の推進に向けて.....	101
1. 計画の推進体制.....	101
2. 多様な主体の連携.....	101
3. 計画の進行管理.....	102
4. 成果指標.....	102
資料編.....	103
1. 策定経過.....	103
2. 三田市子ども審議会条例.....	105
3. 三田市子ども審議会委員名簿.....	107
4. こどもまんなかワークショップ実施結果【概要】.....	109
5. オンライン意見箱回答結果【概要】.....	111
6. 用語解説.....	113

# 第1章 計画策定にあたって

## 1. 計画策定の背景と趣旨

令和5年4月に「こども基本法」が施行されました。この法律では、全ての子どもが将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、子ども政策を総合的に推進することとしており、子ども施策の基本理念のほか、「こども大綱」の策定や子どもの意見の反映などについて定められています。

こども大綱（以下、「大綱」という。）では、これまで別々に策定・推進されてきた、「少子化社会対策基本法」「子ども・若者育成支援推進法」及び「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」に基づく3つの子どもに関する大綱を一元化し、子どもの施策に関する基本的な方針や重要事項等が定められています。都道府県は、この大綱を勘案して都道府県こども計画を定め、また市町村は、大綱及び都道府県こども計画を勘案して市町村こども計画を定めるよう努めるものとされています。

一方、わが国が抱える少子化の問題はますます深刻化しており、令和4年の人口動態統計（確定数）の概況では、合計特殊出生率が過去最低の1.26となっています。また、国立社会保障・人口問題研究所が実施した出生動向基本調査では、一生結婚するつもりのない人の割合が上昇傾向にあります。こうした少子化の背景には、結婚意識の変化のほか、経済的な不安定さ、出会いの機会の減少、仕事と子育ての両立の難しさ、家事・子育ての負担の女性への偏り、健康上の理由など様々な要因が指摘されています。また、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化により、子育てに不安を抱える家庭や若い世代が増加していると考えられ、安心して子どもを育てることができる環境づくりが求められています。

本市では、令和2年3月に「第2期三田市子ども・子育て支援事業計画」（以下「第2期計画」という。）を策定し、待機児童への対応をはじめとする様々な子ども施策の取り組みを推進してきました。

第2期計画が令和7年3月末をもって終了することから、第3期計画の位置付けに加え、令和7年度から令和11年度までの5年間を計画期間とする、こども基本法に基づく「三田市こども計画」（以下、「本計画」という。）を策定しました。

## 2. 国における近年の動向

### （1）こども基本法の成立、こども大綱及びこどもまんなか実行計画の策定

子ども施策を総合的に推進するため、令和4年6月に「こども基本法」が成立しました。この法律は、全ての子どもが将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、子どもの権利保障や子どもの意見反映等について定められています。

また、令和5年12月には、子ども施策の基本的な方針等を定める「こども大綱」が閣議決定されました。こども大綱では「こどもまんなか社会」の実現を目指しており、この社会を、全ての子ども・若者が、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会としています。

さらに、令和6年5月には、こども大綱に基づく幅広い子ども政策の具体的な取り組みを一元的に示した「こどもまんなか実行計画2024」が策定されました。

## (2) こども家庭庁の創設

こども基本法と同時に「こども家庭庁設置法」が成立しました。この法律により、子どもと子どものある家庭の福祉の増進及び保健の向上や、子どもの権利利益の擁護等に関する事務を行う「こども家庭庁」が令和5年4月に設置されました。

## (3) 幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン（はじめの100か月の育ちビジョン）の決定

国のこども家庭審議会では、生涯にわたるウェルビーイングの向上にとって特に重要な時期である子どもの誕生前から幼児期までの「はじめの100か月」の取り組みを示した「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン（はじめの100か月の育ちビジョン）」をとりまとめ、令和5年12月に閣議決定されました。

## (4) 子ども・若者支援

平成22年4月、社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者を支援するネットワーク整備を進めようと、「子ども・若者育成支援推進法」が施行されました。また、法第26条に基づき、内閣府に子ども・若者育成支援推進本部が設置され、同本部において、法第8条に基づく「子ども・若者ビジョン」が策定されました。

また、平成22、27年度及び令和3年度の3次にわたり、「子供・若者育成支援推進大綱」が策定され、子ども・若者を取り巻く様々な問題に対応するため、全ての子ども・若者が自らの居場所を得て、成長・活躍できる社会を目指すこととされました。

## (5) 児童虐待防止

児童虐待の相談対応件数の増加など、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況を踏まえ、子育て世帯に対する包括的な支援体制強化等を行うため、令和4年6月に児童福祉法が改正されました。この改正により、市町村において「母子保健」と「児童福祉」を一体化し、全ての妊産婦・子育て世帯・子どもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関（こども家庭センター）の設置に努めることになりました。

### 3. 計画策定の位置づけ

---

#### (1) 計画の法的根拠

本計画は、子ども施策を総合的に推進することを目的に、「こども基本法」第9条に基づく「こども大綱」を勘案し、同法第10条第2項に規定する市町村こども計画として位置づけます。

また、「子ども・子育て支援法」第2条の基本理念を踏まえ、同法第61条で規定する「市町村子ども・子育て支援事業計画」（第3期子ども・子育て支援事業計画・法定計画）と一体的に策定しています。

さらに、本計画には、次の子ども・若者に関する計画も包含する総合的な計画とします。

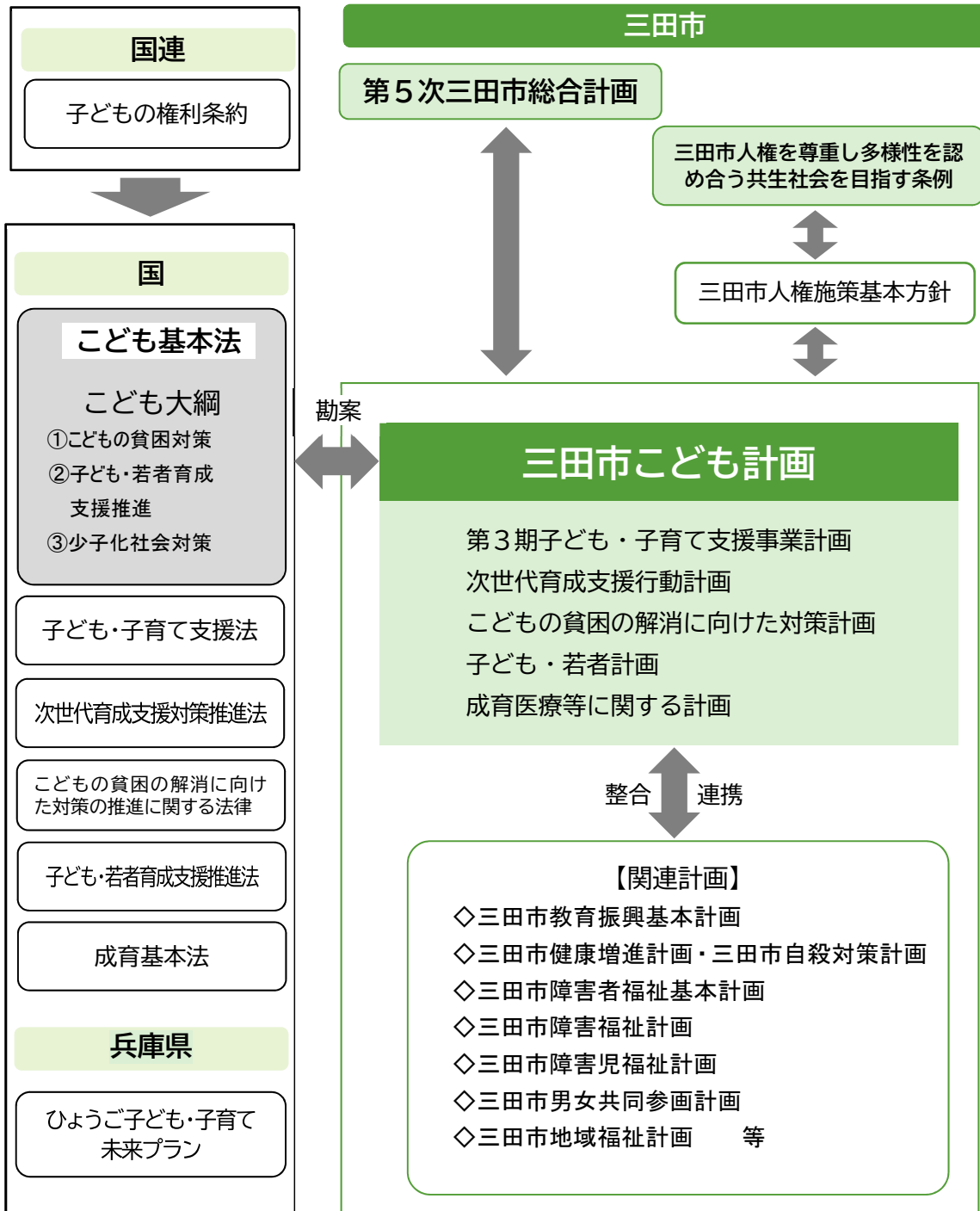
- ・ 子ども・子育て支援法第61条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画
- ・ 次世代育成支援対策推進法第8条に基づく市町村行動計画
- ・ こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条に基づく市町村計画
- ・ 子ども・若者育成支援推進法第9条に基づく市町村子ども・若者計画
- ・ 成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律第11条に定める成育医療等基本方針に基づく市町村計画

#### (2) 関連計画との連携・整合

本計画は、「三田まちづくり憲章」の理念に基づく、「第5次三田市総合計画」を上位計画とし、「三田市人権を尊重し多様性を認め合う共生社会を目指す条例（三田市人権共生条例）」に基づく「三田市人権施策基本方針」を踏まえた子ども・若者に関する個別計画です。また、「三田市教育振興基本計画」

「三田市健康増進計画・三田市自殺対策計画」「三田市障害者福祉基本計画」「三田市障害福祉計画」「三田市障害児福祉計画」「三田市男女共同参画計画」「三田市地域福祉計画」等の分野別計画の施策とも連携・整合を図り、分野横断的に子ども・若者及び子育て家庭への支援を充実させていくものとしています。

【本計画と関連計画との関係】



(3) 計画の対象

対象は妊娠期から、出産、乳幼児期、学童期、思春期、青年期以降の概ね 39 歳までを主な対象とします。

0 歳	6 歳	12 歳	18 歳	39 歳
妊娠期	出産	乳幼児期	学童期	思春期
				青年期以降

※概ねの年齢区分

本計画において、「子ども」は概ね 18 歳未満を、「若者」は概ね 18 歳から 39 歳までを指すものとします。また、「子ども」と「若者」は、一部重複します。

#### (4) 計画の期間

本計画の期間は、令和 7 年度から令和 11 年度までの 5 年間を計画期間としますが、第 3 期子ども・子育て支援事業計画の中間見直しについては、子ども子育て支援法に基づく基本指針に定める計画期間である令和 10 年度から令和 11 年度までの 2 年間とします。

#### (5) 計画策定の体制

##### ①子ども審議会における審議

本計画の策定にあたっては、幅広い意見に基づく検討を行うため、市民、学識経験者、子ども・子育てに関する機関・団体等で構成する「三田市子ども審議会」に諮問を行い、計画内容の審議を行います。

##### ②アンケート調査やワークショップ等を通じた市民ニーズの把握

こども基本法第 11 条に基づく、子ども施策の対象となる子ども又は子どもを養育する者その他の関係者等の意見を反映させるため、本計画の策定に先立ち、就学前児童保護者・小学生保護者を対象としたニーズ調査と、中学生・高校生及び 18 歳から 39 歳までの若者世代を対象とした意識調査を実施し、計画策定のための基礎資料としています。

また、アンケート調査を補完する事業として、様々な世代・立場の方の声を聴くため、ワークショップやインターネットを介したオンライン意見箱による意見募集を実施し、計画策定のための基礎資料としています。

##### ③関係機関・団体調査の実施

子育て支援の現状や課題等を把握するため、子育て支援に関わる団体・個人等を対象にアンケート調査を実施し、計画策定の基礎資料としています。

##### ④パブリックコメントの実施

本計画について、市民から幅広い意見を聴取するため、計画案に対するパブリックコメントを実施しています。

## 第2章 三田市の子ども・子育てを取り巻く現状

### 1. 三田市の人口

#### ①年齢5区分別人口の推移（各年3月末時点）と将来の見通し

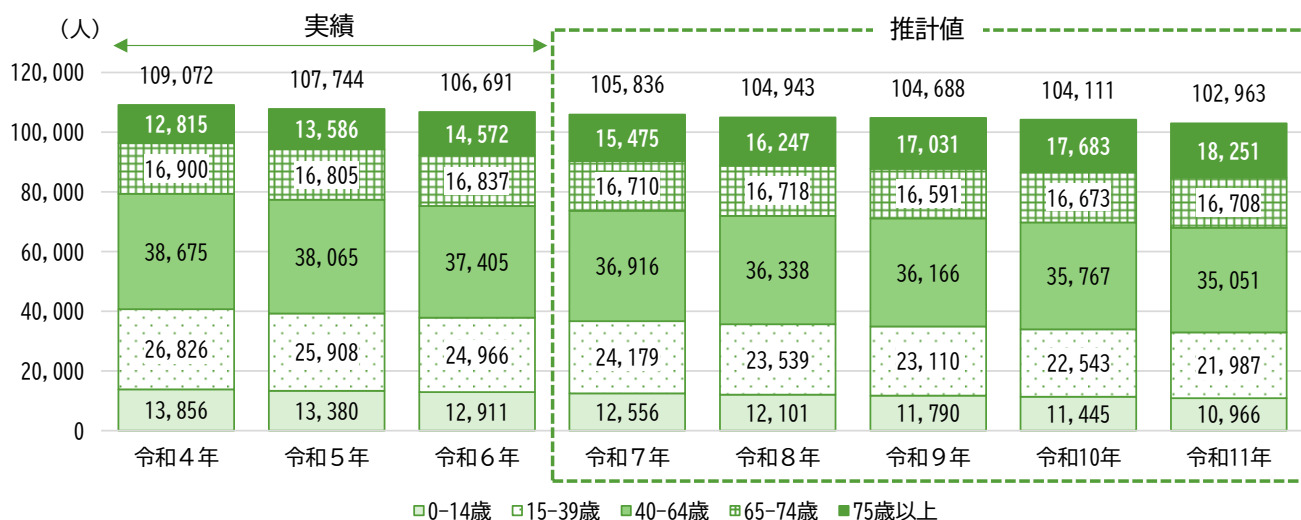
本市の総人口は減少傾向にあり、令和6年時点では106,691人となっています。

年齢別の内訳をみると、64歳以下は減少が続いている一方で、65歳以上は増加が続いています。

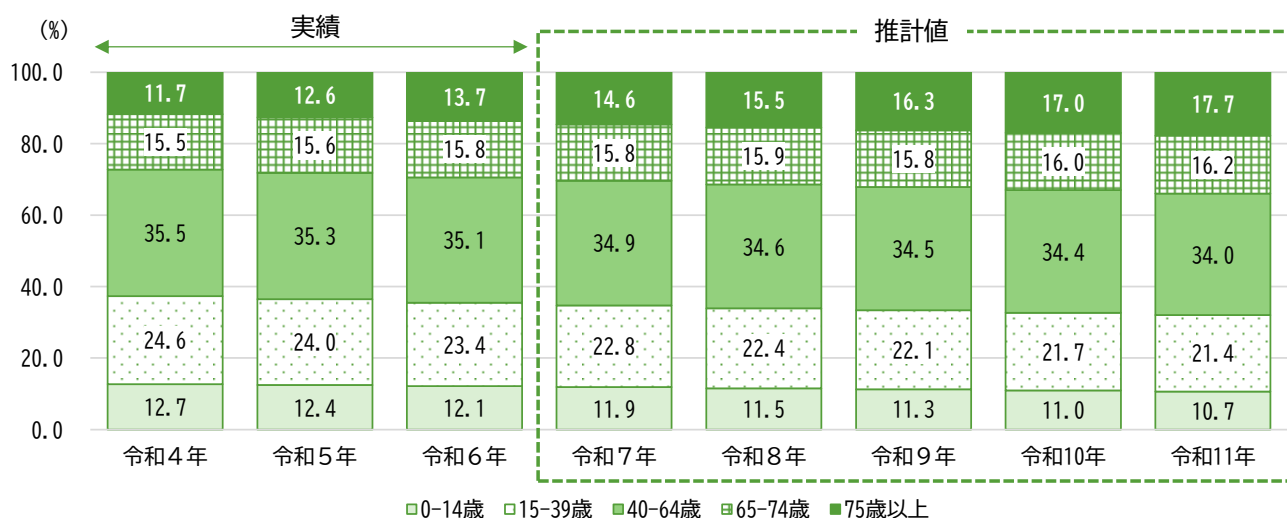
総人口に対する各年代の割合をみると、65歳以上の割合は上昇傾向にあり、令和6年は29.5%となっています。一方、39歳以下の人口割合は4割を切り、令和6年時点で0～14歳が12.1%、15～39歳が23.4%と少子高齢化が進んでいることが分かります。

人口減少対策を行わない前提のもと算出した将来人口の見通しでは、39歳までの子ども・若者人口は引き続き減少し、65歳以上人口は増加傾向にあります。

【年齢5区分別人口の推移と将来の見通し】



【年齢5区分別人口割合の推移と将来の見通し】

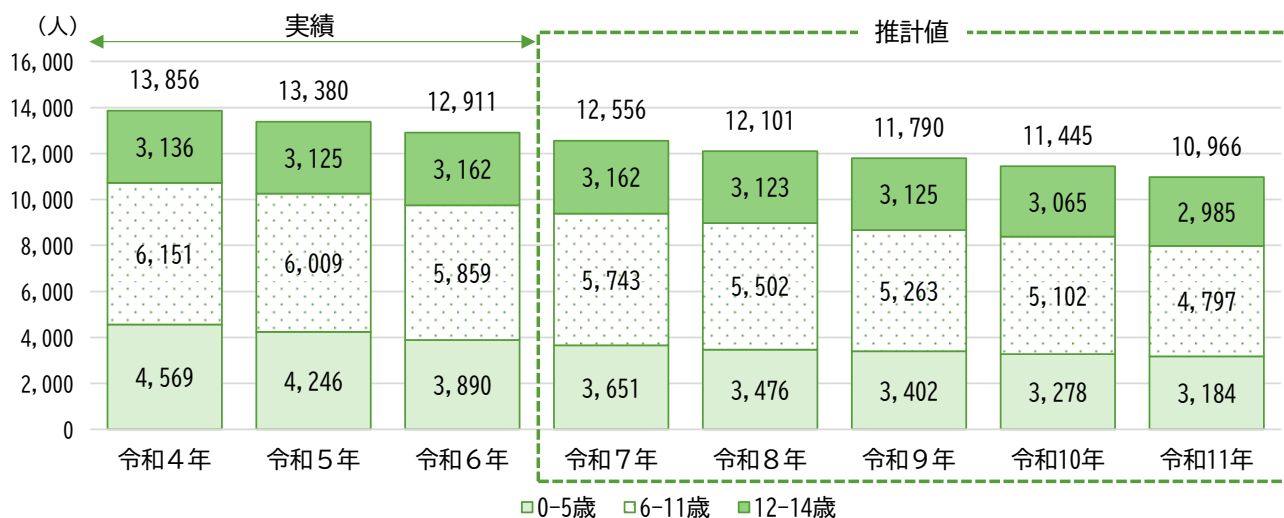


資料：令和6年まで：住民基本台帳（各年3月末）  
令和7年以降：コーホート変化率法に基づき推計

## ②14歳以下人口の推移（各年3月末時点）と将来の見通し

本市の14歳以下人口についても減少傾向が続いており、令和6年には12,911人となっています。年齢別の内訳をみると、特に0歳から5歳での減少幅が大きく、令和6年は4千人を切っています。今後の見通しは、14歳以下人口の減少は続き、令和11年には1万人台となる見込みです。

【14歳以下人口の推移と将来推計】



資料：令和6年まで：住民基本台帳（各年3月末）  
令和7年以降：コーホート変化率法に基づき推計

## ③合計特殊出生率<sup>1</sup>の推移

本市の合計特殊出生率は平成17年度以降、全国・兵庫県を下回って推移しており、令和2年度には1.13となっています。阪神北圏域の他市と比較しても、平成17年度以降、本市が最も低い合計特殊出生率となっています。

【合計特殊出生率の推移】

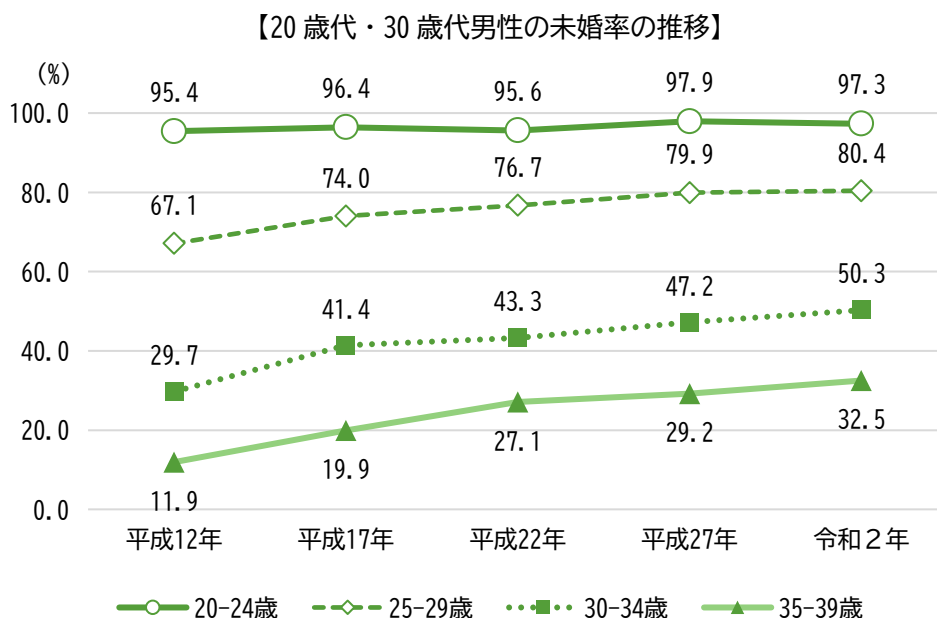
	平成12年度	平成17年度	平成22年度	平成27年度	令和2年度
三田市	1.38	1.08	1.24	1.27	1.13
兵庫県	1.38	1.25	1.41	1.48	1.39
全国	1.36	1.26	1.39	1.45	1.33
伊丹市	1.50	1.39	1.63	1.57	1.56
宝塚市	1.34	1.17	1.34	1.44	1.37
川西市	1.20	1.12	1.30	1.36	1.29

資料：兵庫県保健統計年報

<sup>1</sup> 合計特殊出生率：ひとりの女性が一生の間に出産する子どもの平均人数を推定する値。15から49歳までの女性の出生率を合計したもの。

#### ④20 歳代・30 歳代の未婚率の推移

本市の 20 歳代・30 歳代の未婚率については男女ともに上昇傾向にあり、特に 30 歳代の男性、25 歳から 39 歳の女性ではともに平成 12 年から令和 2 年で約 20 ポイント上昇しています。令和 2 年時点での比較をみると、男女ともに概ね全国・兵庫県や阪神北圏域の他市より高い未婚率となっており、特に女性の 25 歳から 29 歳で全国より 11.5 ポイント高くなっています。



資料：国勢調査

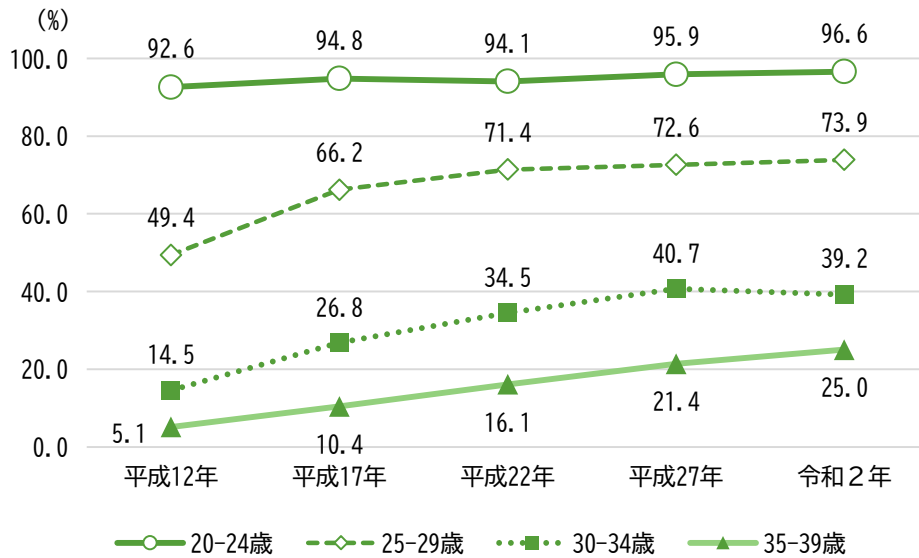
【令和 2 年の 20 歳代・30 歳代男性の未婚率】

(%)

令和 2 年	20-24歳	25-29歳	30-34歳	35-39歳
三田市	97.3	80.4	50.3	32.5
兵庫県	95.1	71.3	44.5	32.3
全国	95.2	72.9	47.4	34.5
伊丹市	95.5	69.0	39.9	28.6
宝塚市	96.6	71.0	38.8	26.0
川西市	97.1	72.9	43.3	30.4

資料：国勢調査

【20 歳代・30 歳代女性の未婚率の推移】



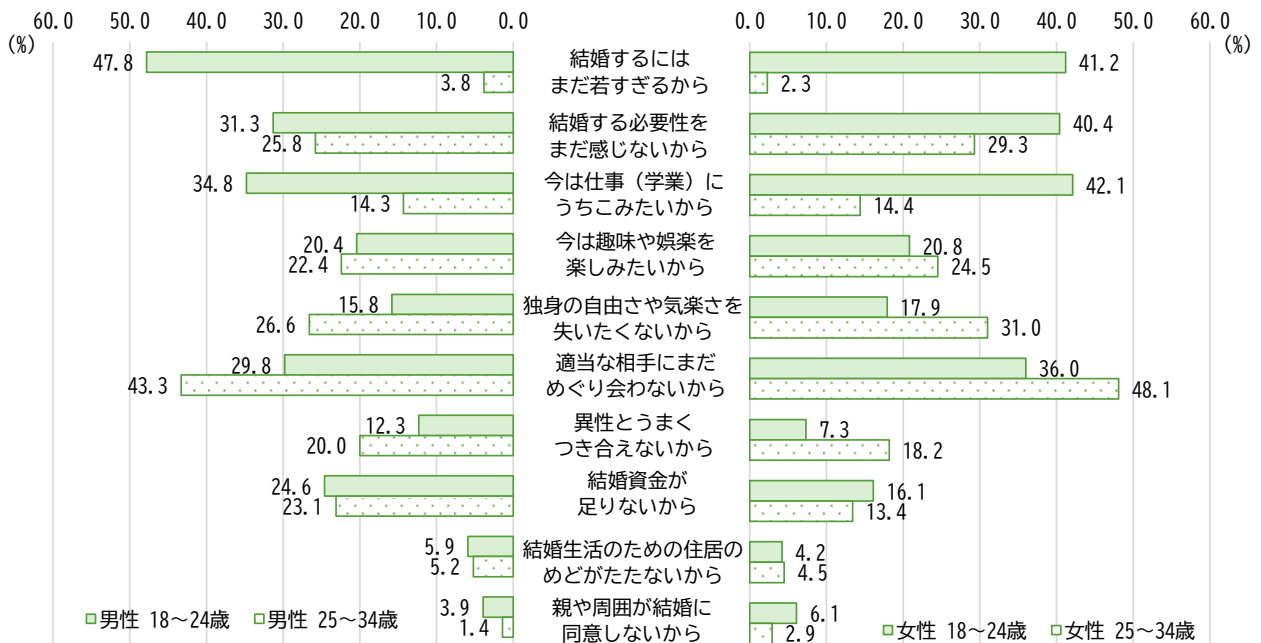
資料：国勢調査

【令和2年の20歳代・30歳代女性の未婚率】 (%)

	20-24歳	25-29歳	30-34歳	35-39歳
令和2年				
三田市	96.6	73.9	39.2	25.0
兵庫県	93.0	62.7	34.7	23.8
全国	92.3	62.4	35.2	23.6
伊丹市	92.5	58.3	29.0	21.4
宝塚市	95.4	68.2	34.1	22.5
川西市	95.8	68.7	34.8	23.8

資料：国勢調査

【参考：独身でいる理由】



資料：国立社会保障・人口問題研究所「第16回出生動向基本調査(結婚と出産に関する全国調査)」

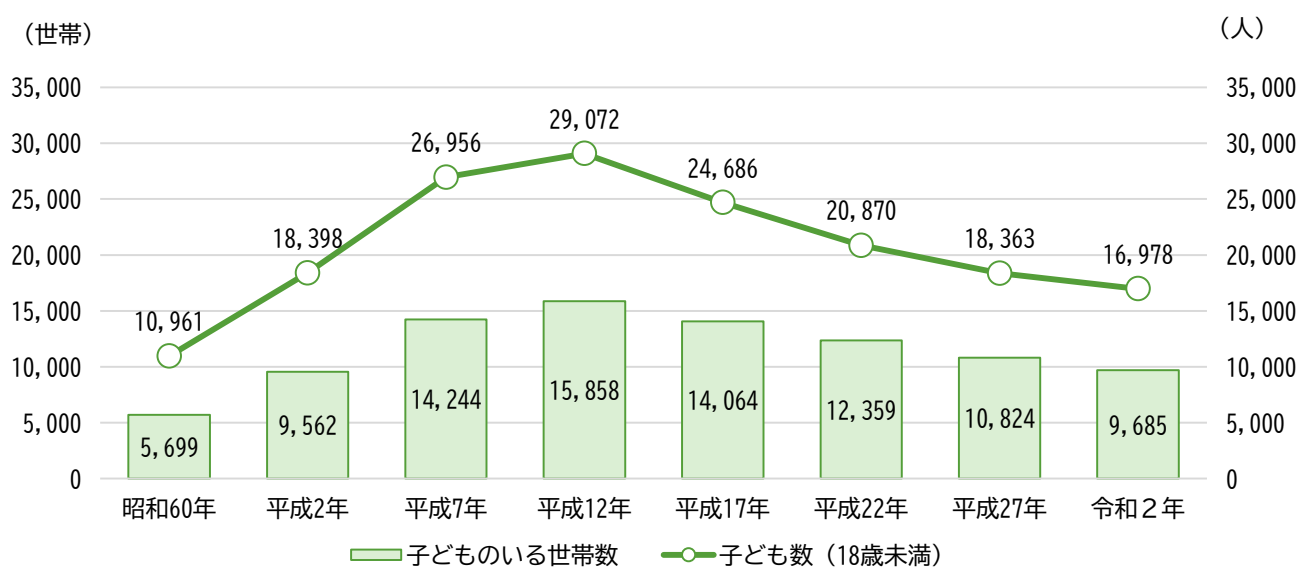
## 2. 三田市の子どものいる世帯

### ①18歳未満の子どものいる世帯・家族形態

18歳未満の子どものいる世帯数、18歳未満の子ども数については平成12年をピークとして以降減少が続いており、令和2年で18歳未満の子どものいる世帯数は9,685世帯、18歳未満の子ども数は16,978人となっています。

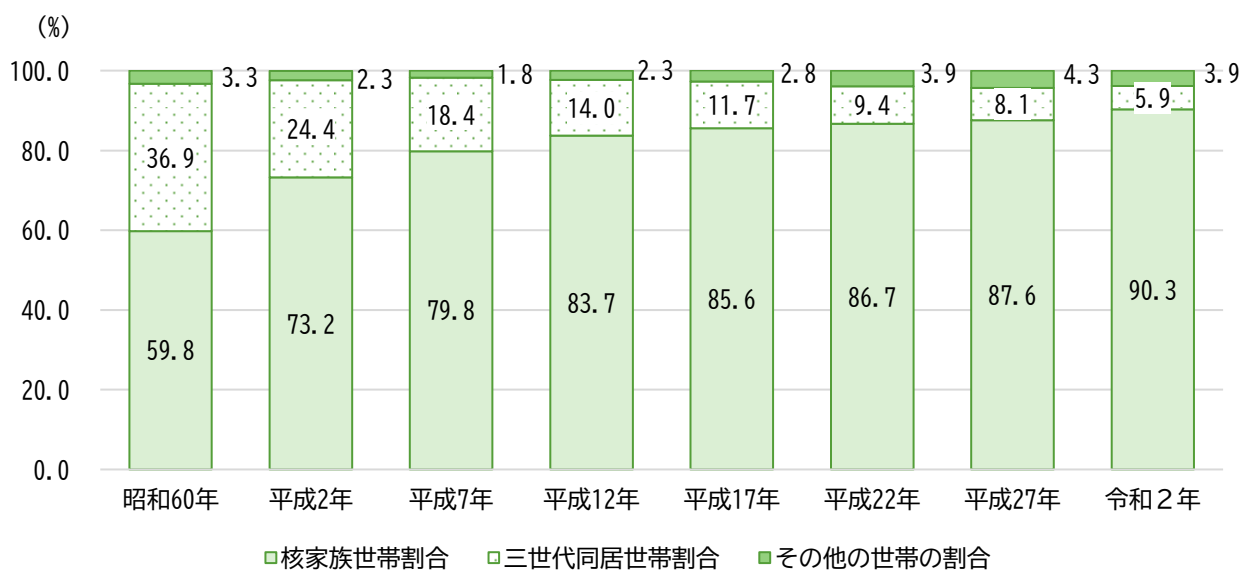
18歳未満の子どものいる世帯の家族形態の内訳をみると、親とその子どもだけから成る核家族世帯割合の増加が続いている一方で、三世同居世帯割合は減少が続いています。

【18歳未満の子どものいる世帯数、18歳未満の子ども数の推移】



資料：国勢調査

【18歳未満の子どものいる世帯における家族形態の推移】



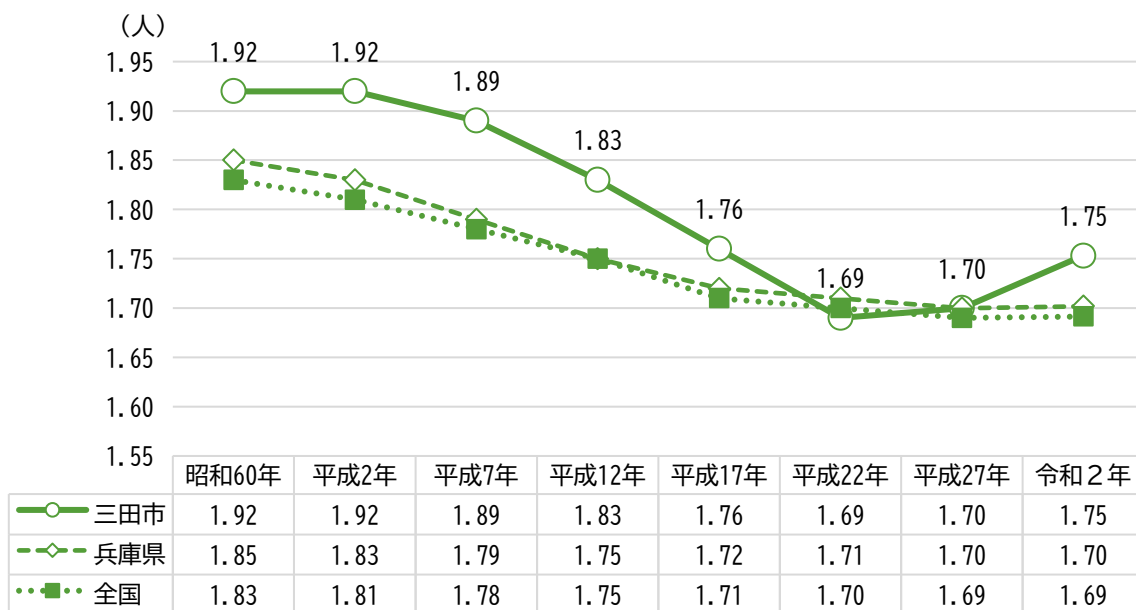
資料：国勢調査

## ②子どものいる世帯における平均子ども数の推移

18歳未満の子どもがいる世帯における平均子ども数については平成22年に1.69人まで減少したもののその後増加傾向がみられ、令和2年には1.75人となっています。平成22、27年以外は全国・兵庫県を上回っての推移が続いています。

令和2年時点で比較すると、全国・兵庫県以外に阪神北圏域の他市を上回っている結果となっています。

【18歳未満の子どもがいる世帯における平均子ども数の推移】



(人)

	三田市	兵庫県	全国	伊丹市	宝塚市	川西市
令和2年	1.75	1.70	1.69	1.68	1.66	1.70

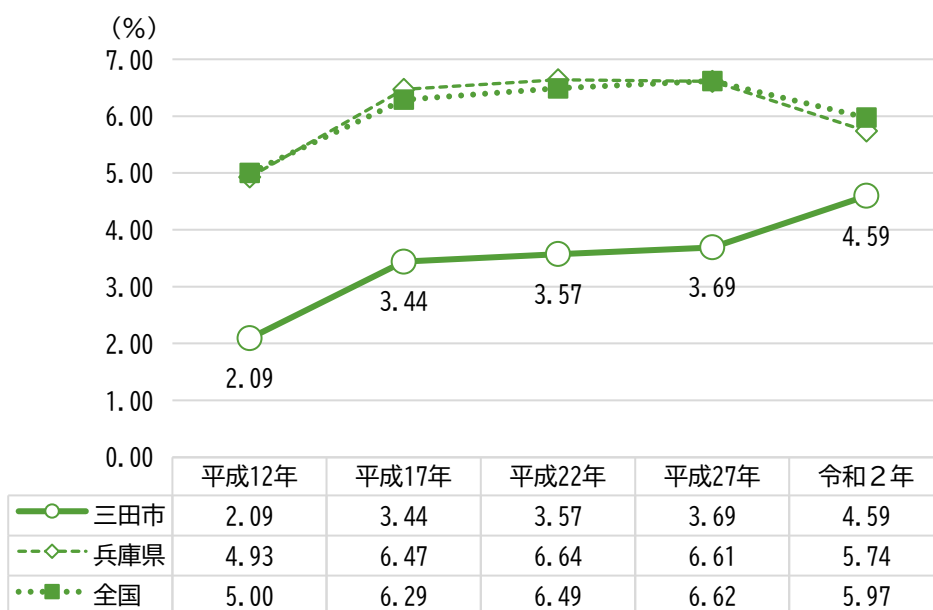
資料：国勢調査

### ③ひとり親世帯割合の推移

18歳未満の子どもがいる世帯に占めるひとり親世帯の割合は、全国・兵庫県を下回って推移しているものの、年々増加がみられ令和2年は4.59%となっています。

令和2年時点で比較すると、全国・兵庫県よりは下回っているものの、阪神北圏域の市の中では最も高くなっています。

【18歳未満の子のいる世帯に占めるひとり親世帯割合の推移】



(%)

	三田市	兵庫県	全国	伊丹市	宝塚市	川西市
令和2年	4.59	5.74	5.97	4.42	4.20	4.50

資料：国勢調査

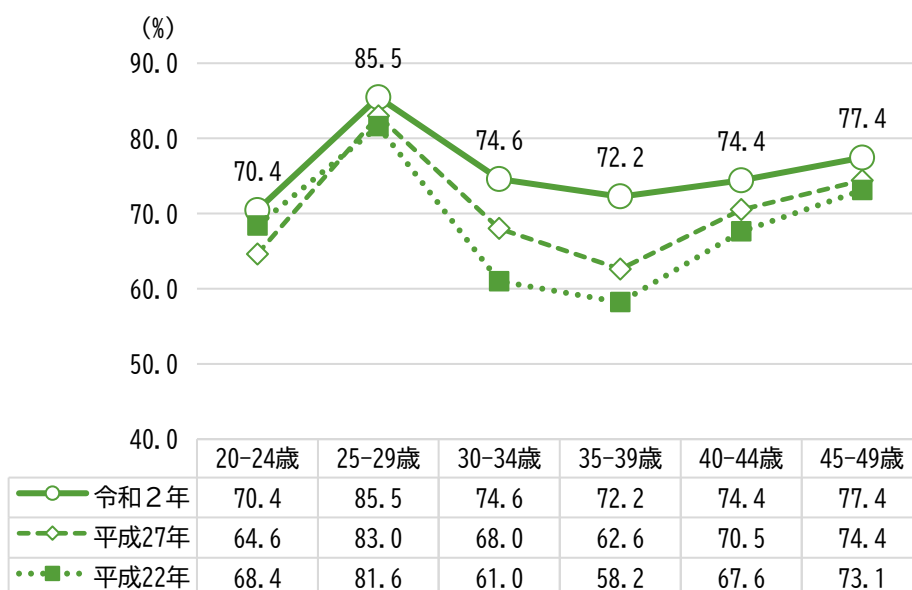
### 3. 三田市における女性の就労

#### ①女性の年齢別労働力率<sup>2</sup>の推移・比較

本市の20歳代から40歳代の女性の労働力率は上昇傾向にあり、結婚や妊娠・出産を機に仕事から離れ、育児が落ち着いた時期に再び上昇するM字カーブについても年々谷の部分の部分が浅くなってきています。特に30歳代での労働力率の上昇幅が大きく、平成22年より約14ポイント上昇しています。

一方、令和2年時点で全国・兵庫県と比較すると、30歳代と40歳代で全国・兵庫県を下回っており、特に35歳から44歳で全国より約5ポイント下回っています。一方で、阪神北圏域の他市と比較すると30歳代で本市が最も高くなっています。

【女性の労働力率の推移】



資料：国勢調査

【女性の労働力率の比較（令和2年）】

(%)

	20-24歳	25-29歳	30-34歳	35-39歳	40-44歳	45-49歳
三田市	70.4	85.5	74.6	72.2	74.4	77.4
兵庫県	71.9	85.2	75.9	74.6	77.8	79.6
全国	74.2	86.6	79.1	78.1	80.8	82.0
伊丹市	73.5	82.9	71.1	70.4	74.5	78.2
宝塚市	69.6	86.5	72.7	68.5	71.9	75.2
川西市	71.4	85.2	73.2	71.1	74.6	78.5

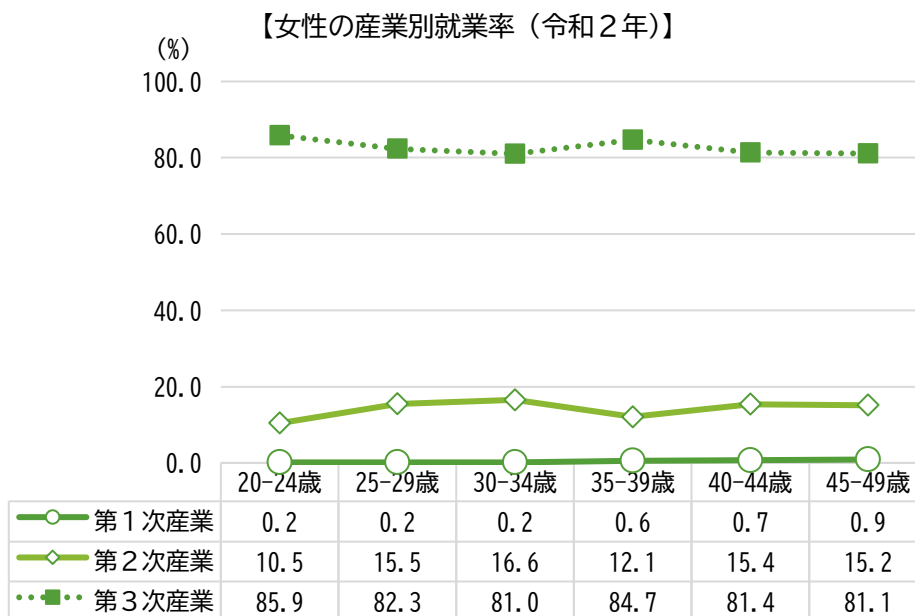
資料：国勢調査

<sup>2</sup> 労働力率：労働力人口（就業者数と完全失業者数の合計）が生産年齢人口（15歳以上の人口）に占める割合。

## ②女性の産業別就業率

本市の女性の就業率を産業別にみると、全ての年代で第3次産業就業率が8割を超えています。

全国・兵庫県と比較して大きな差は見られませんが、阪神北圏域の他市と比較すると、宝塚市や川西市に比べ第2次産業がやや高くなっている一方で、第3次産業がやや低くなっています。



資料：国勢調査

## 【女性の産業別就業率の比較（令和2年）】

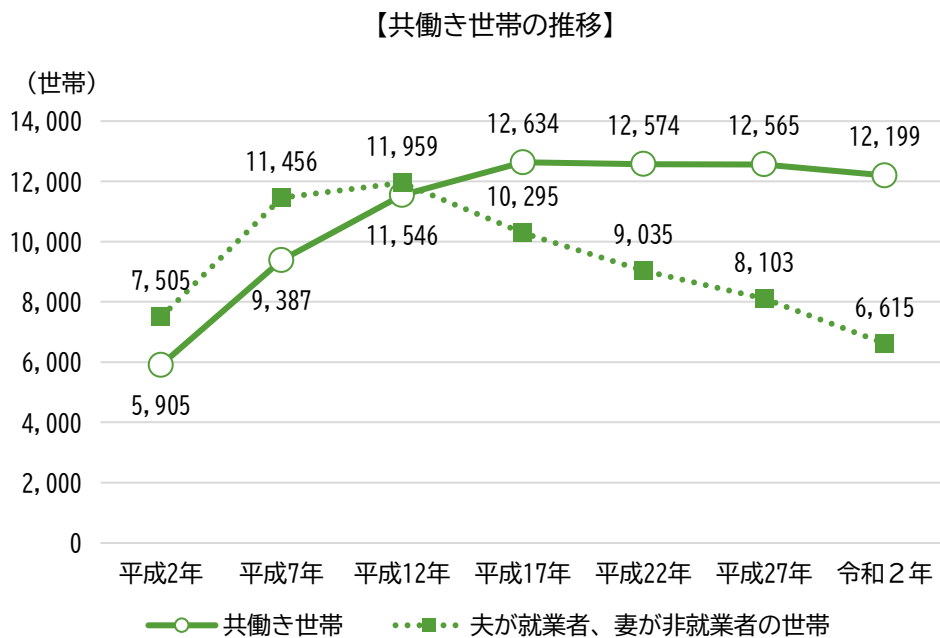
(%)

		20-24歳	25-29歳	30-34歳	35-39歳	40-44歳	45-49歳
三田市	第1次産業	0.2	0.2	0.2	0.6	0.7	0.9
	第2次産業	10.5	15.5	16.6	12.1	15.4	15.2
	第3次産業	85.9	82.3	81.0	84.7	81.4	81.1
兵庫県	第1次産業	0.3	0.3	0.4	0.6	0.6	0.5
	第2次産業	11.1	14.0	14.8	15.0	15.6	16.2
	第3次産業	84.1	82.5	81.8	81.6	81.1	80.6
全国	第1次産業	0.7	0.8	1.1	1.4	1.3	1.3
	第2次産業	11.9	13.1	13.9	14.3	15.0	15.6
	第3次産業	83.6	83.3	82.5	81.9	81.4	80.9
伊丹市	第1次産業	0.2	0.1	0.1	0.1	0.1	0.3
	第2次産業	7.7	13.3	13.5	12.2	14.4	15.3
	第3次産業	86.5	81.7	81.7	82.6	81.6	79.8
宝塚市	第1次産業	0.2	0.2	0.2	0.3	0.3	0.4
	第2次産業	5.9	9.7	11.0	10.2	10.6	11.4
	第3次産業	90.2	87.3	85.8	87.0	86.1	85.9
川西市	第1次産業	0.2	0.0	0.2	0.3	0.3	0.2
	第2次産業	5.1	9.8	9.1	10.5	11.4	11.1
	第3次産業	91.2	87.7	88.4	87.0	86.1	86.2

資料：国勢調査

### ③共働き世帯の推移

本市の共働き世帯については、平成17年まで増加を続け、以降は12,000世帯台を推移しています。一方で、夫が就業者、妻が非就業者の世帯については、平成12年以降減少が続いており、令和2年には6,615世帯まで減少しています。

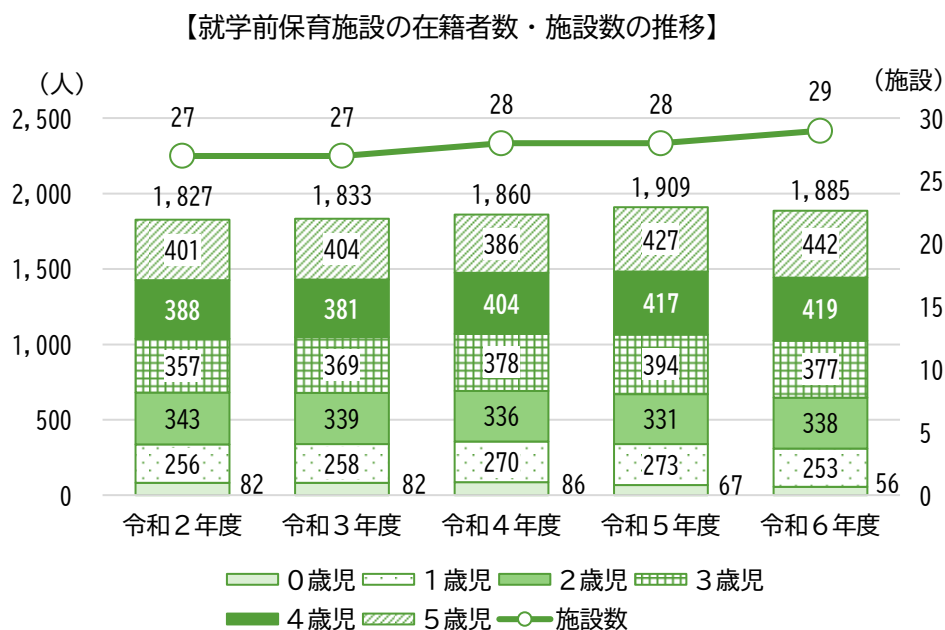


資料：国勢調査

#### 4. 幼稚園・認定こども園・保育所の状況

##### ①就学前保育施設の在籍者数・施設数の推移（各年度4月1日時点）

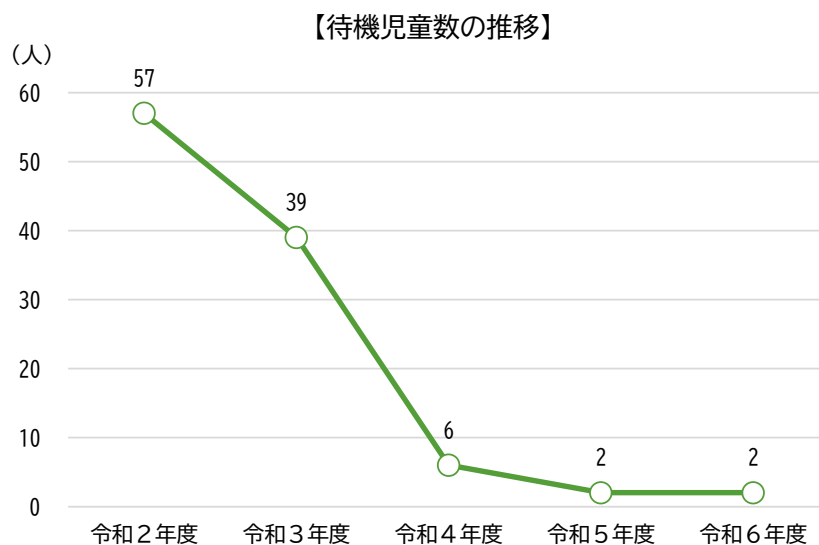
本市の就学前保育施設（保育所／園、認定こども園（保育利用）、小規模保育施設）の在籍者数については令和5年度まで増加傾向にありましたが、令和6年度は1,885人で前年度に比べ24人減少しています。施設数については、令和6年度の市立幼稚園再編により市立認定こども園が1施設開園したため29施設となっています。



資料：三田市 保育振興課

##### ②待機児童数の推移（各年度4月1日時点）

本市の待機児童数については、令和4年度の私立保育園の開園もあり大きく減少し、令和5年度及び令和6年度には2人まで減少しています。

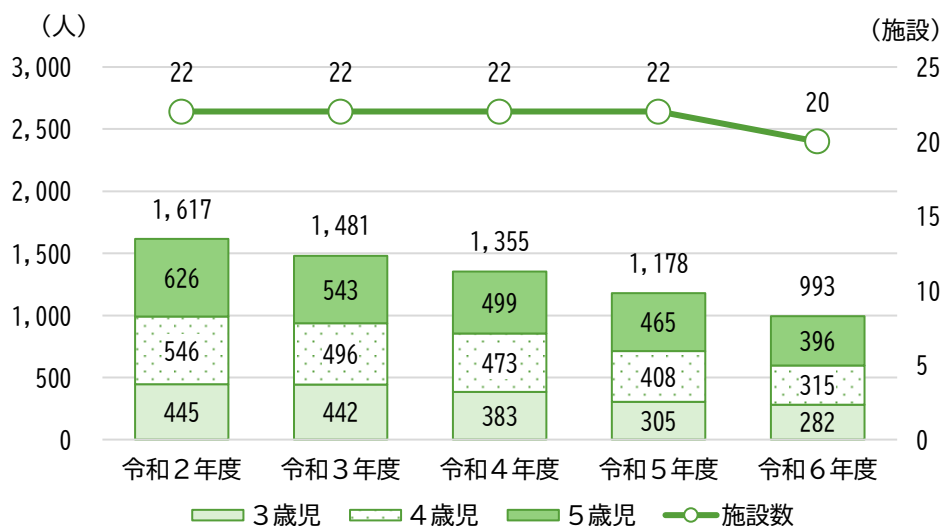


資料：三田市 保育振興課

### ③就学前教育施設の在籍者数・施設数の推移（各年度4月1日時点）

本市の就学前教育施設（市立幼稚園、認定こども園（教育利用））については、市立幼稚園10施設、認定こども園12施設の計22施設で推移していましたが、令和6年3月末に市立幼稚園再編による市立認定こども園1施設を開園し、市立幼稚園3施設が閉園したことにより現在は20施設となっています。在籍者数については年々減少しており、1,000人を切っています。

【就学前教育施設の在籍者数・施設数の推移】

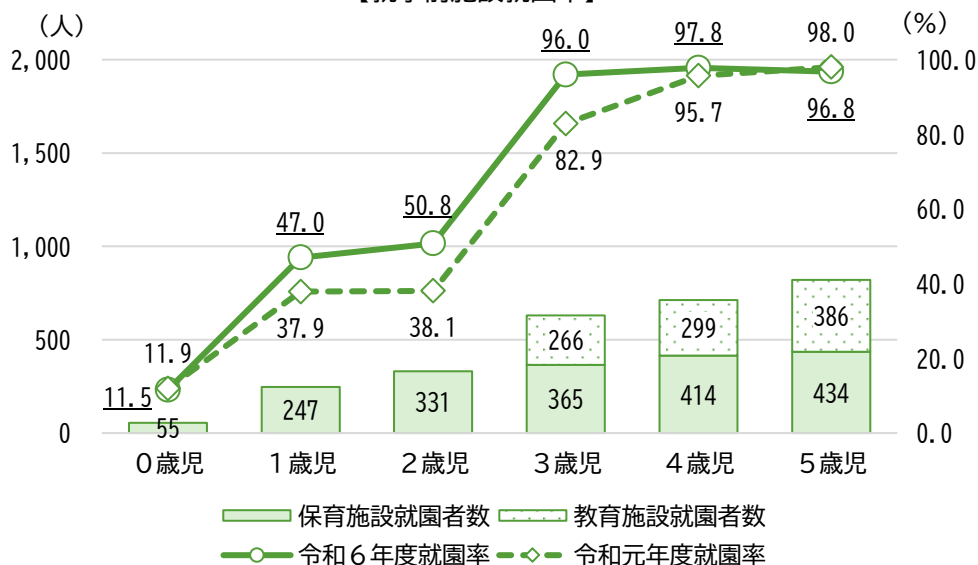


資料：三田市 保育振興課

### ④就学前施設就園率（各年度4月1日時点）

本市の就学前児童の就学前保育・教育施設への令和6年度の就園状況については、就園率は1歳児・2歳児で50%前後、3歳児以降は90%台となっています。令和元年度と比較すると、2歳児・3歳児で就園率が10ポイント以上上昇しています。

【就学前施設就園率】



資料：三田市 保育振興課

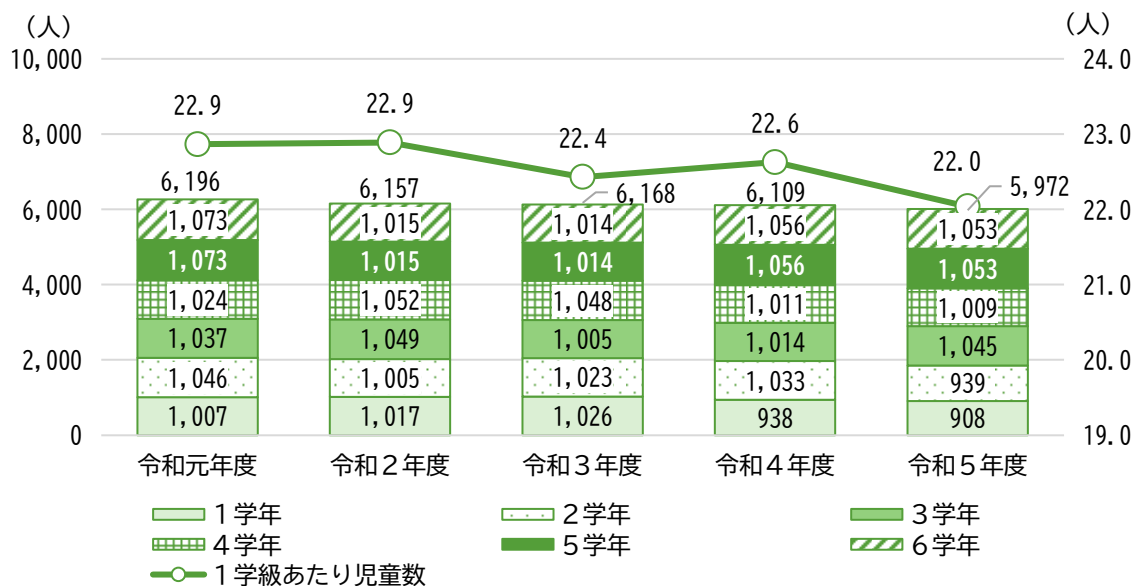
## 5. 小学校・中学校の状況

### ①市立小学校児童数の推移（各年度5月1日時点）

本市の市立小学校における児童数は、令和4年度までは6,100人台で推移していましたが、令和5年度は前年度から137人減り、5,972人となっています。令和元年度と比較すると、特に2学年での減少幅が大きく107人の減少となっています。

1学級あたりの児童数は22人台を推移しており、令和5年度には22.0人となっています。

【市立小学校児童数の推移】



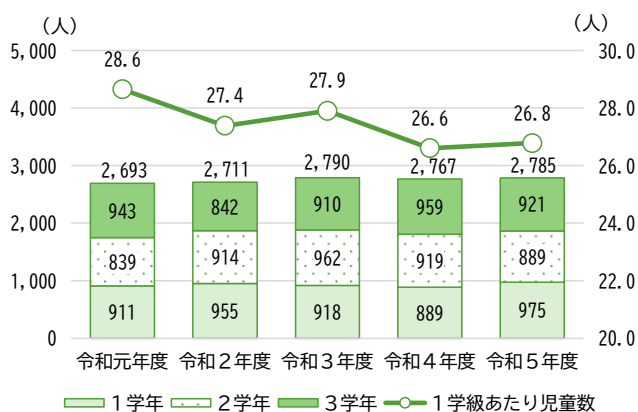
資料：三田市統計書 令和5年度版

### ②市立／私立中学校生徒数の推移（各年度5月1日時点）

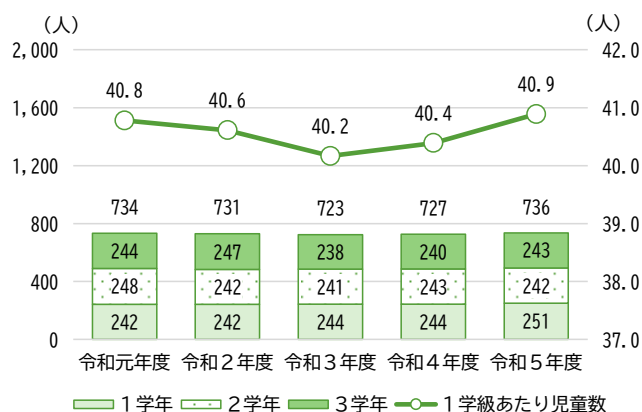
本市の市立中学校における生徒数は2,700人台で推移しており、令和5年度は2,785人となっています。ここ4年間の1学級あたりの生徒数は27人前後で推移しています。

私立中学校における生徒数は730人前後で推移し、令和5年度は736人となっています。1学級あたりの生徒数は40人程度で推移しています。

【市立中学校の生徒数の推移】



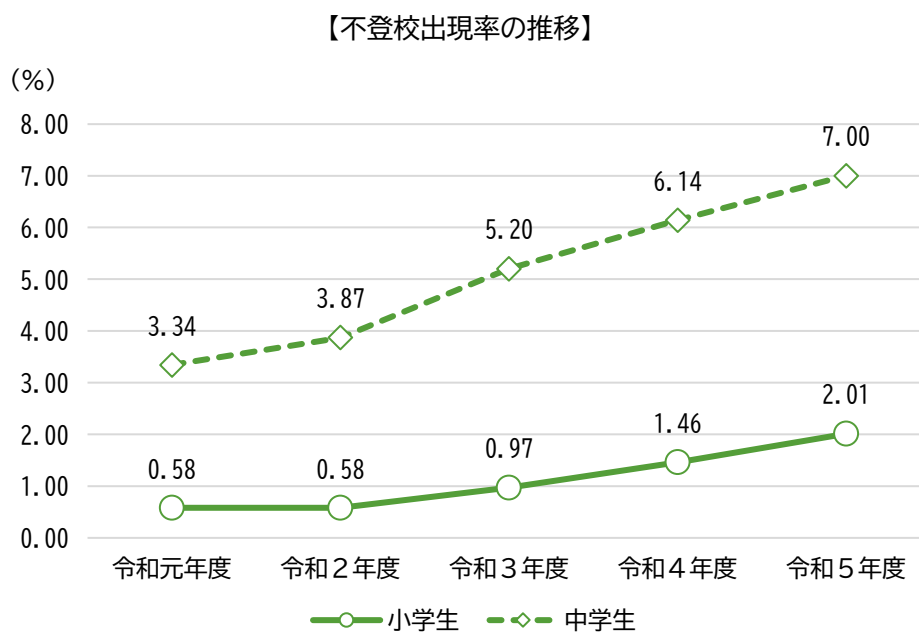
【私立中学校の生徒数の推移】



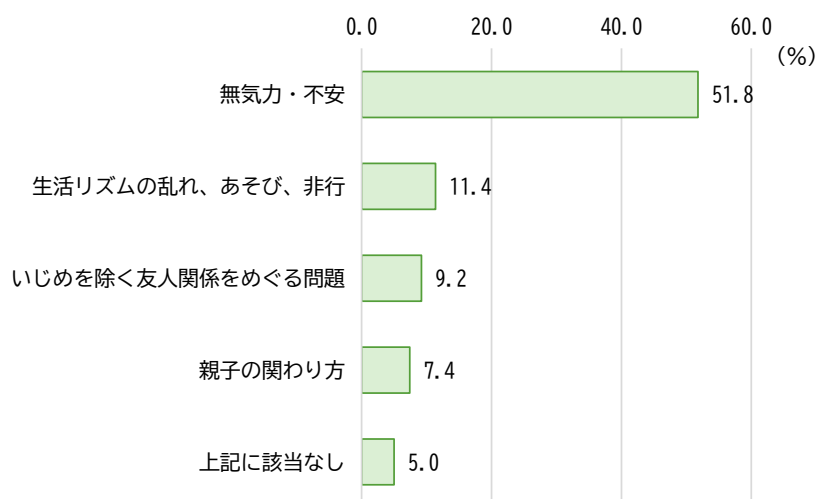
資料：三田市統計書 令和5年度版

### ③不登校出現率の推移

本市の不登校出現率については、小学生・中学生ともに年々上昇しており、令和5年度では、小学生で2.01%、中学生で7.00%となっています。特に中学生では令和元年度から令和5年度で3.66ポイントの上昇となっています。



### 【参考：不登校の要因（小・中学校）】

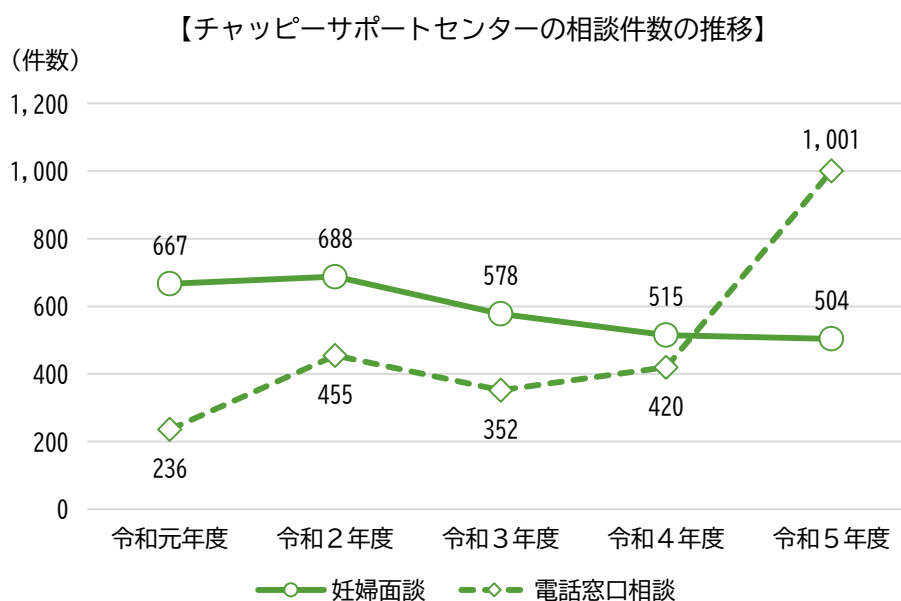


資料：文部科学省「令和4年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果」

## 6. 各種支援・相談の状況

### ①チャッピーサポートセンター（子育て世代包括支援センター）の相談件数の推移

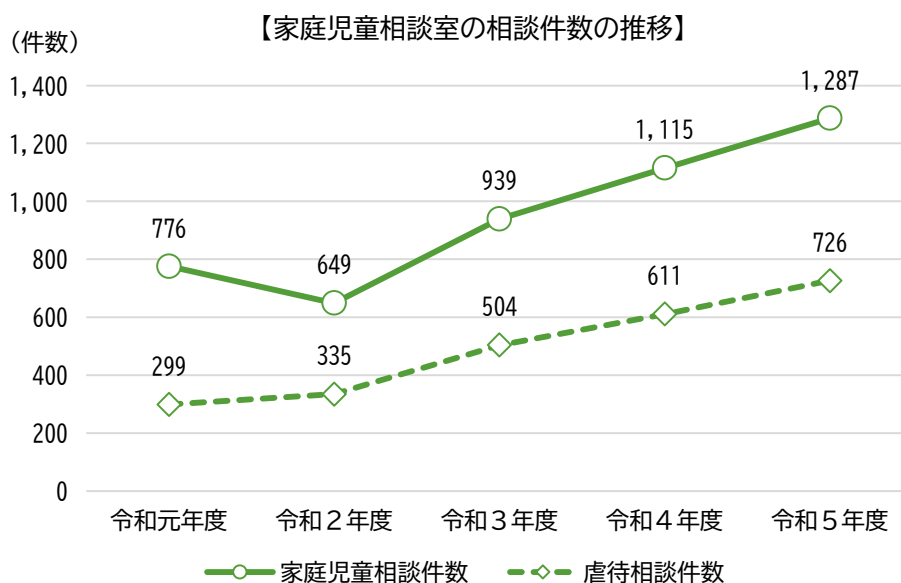
チャッピーサポートセンター（子育て世代包括支援センター）における相談件数をみると、妊婦面談については令和2年度以降減少傾向がみられるものの、電話相談は、令和5年度は1,001件と前年度から倍増しています。



資料：三田市 子ども政策課

### ②家庭児童相談室の相談件数の推移

家庭児童相談室の相談件数の推移をみると、家庭児童相談件数、虐待相談件数ともに令和2年度から増加傾向にあり、令和5年度は家庭児童相談件数が1,287件、虐待相談件数が726件と最も高い数値となっています。



資料：三田市 子ども家庭課

## 7. アンケート調査結果でみる子ども・若者・子育て世帯の状況

### (1) 調査対象及び調査方法

#### ■調査対象

		配布数	有効回収数	有効回収率
保護者調査	就学前児童保護者	1,500	895 (435)	59.7% (29.0%)
	小学生保護者	1,000	564 (300)	56.4% (30.0%)
中高生・若者	中学2年生・高校2年生	1,067	1,041	97.6%
	若者(18~39歳)	1,000	295 (160)	29.5% (16.0%)

※ ( ) はWEB回答の数値であり内数である。中学生・高校生調査は、WEB調査未実施。

#### ■調査方法

- ・ 保護者調査：アンケート用紙による郵送回答又はWEB回答
- ・ 中学2年生・高校2年生：アンケート用紙による学校配布・回収
- ・ 若者(18~39歳)：アンケート用紙による郵送回答又はWEB回答

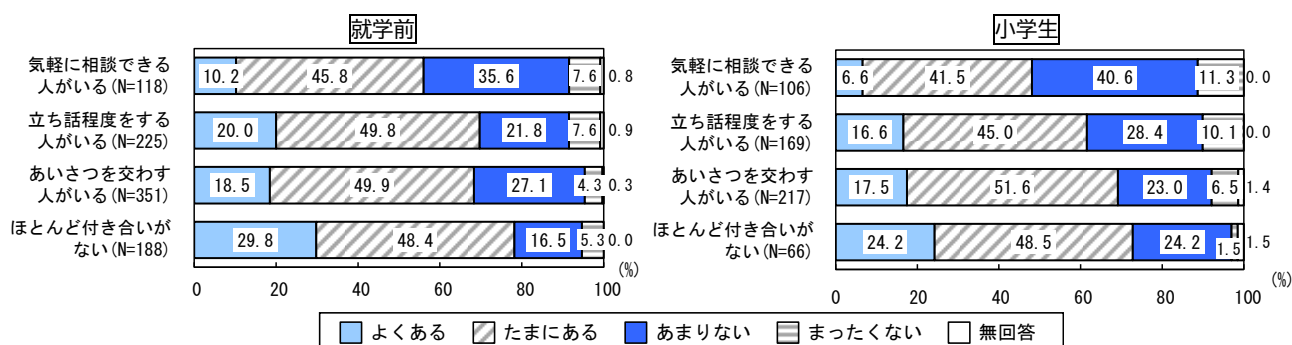
### (2) 保護者調査の結果(就学前・小学生)

#### ①子育てをする上で感じている気持ち

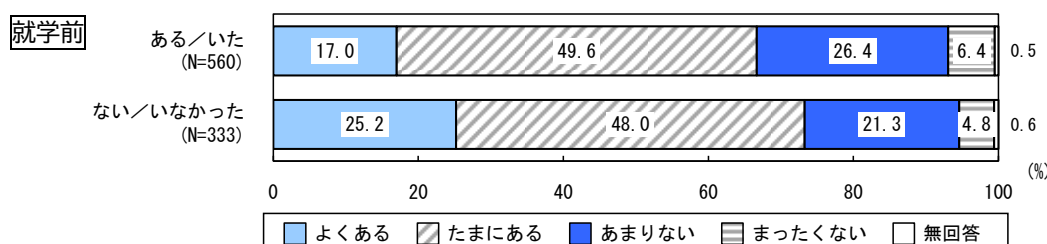
- 就学前・小学生のいずれも、近所との付き合いが希薄な人ほど、子育てに負担を感じている割合が高くなる傾向があります。
- はじめての子どもが生まれる前に、赤ちゃんのお世話経験がなかったり、身近に子育てをしている親族や友人がいなかった人の方が、子育てに負担を感じている割合が高くなる傾向があります。

#### ■子育ては大変で、負担を感じる

《近所の人とお付き合いの程度別 子育てに負担を感じているか》



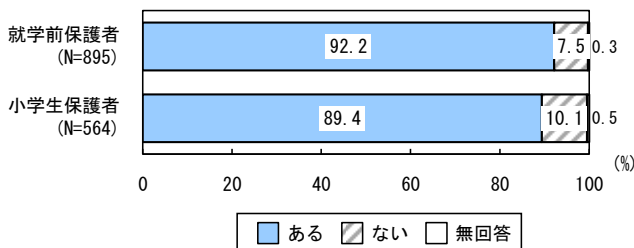
《赤ちゃんのお世話経験・子育てしている身近な親族や友人の有無別 子育てに負担を感じているか》



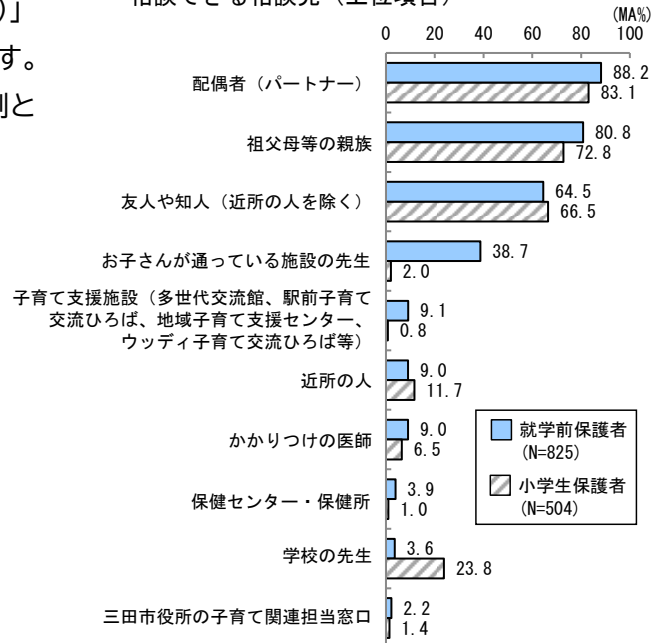
## ②相談の状況

- 気軽に相談できる人や場所の有無については、気軽に相談できる人や場所が「ない」は、就学前 7.5%、小学生 10.1%となっています。
- 気軽に相談できる人や場所がある人の相談先は、就学前・小学生のいずれも「配偶者（パートナー）」「祖父母等の親族」が約8割と多くなっています。次いで、「友人や知人（近所の人を除く）」が6割となっています。

■気軽に相談できる人や場所の有無



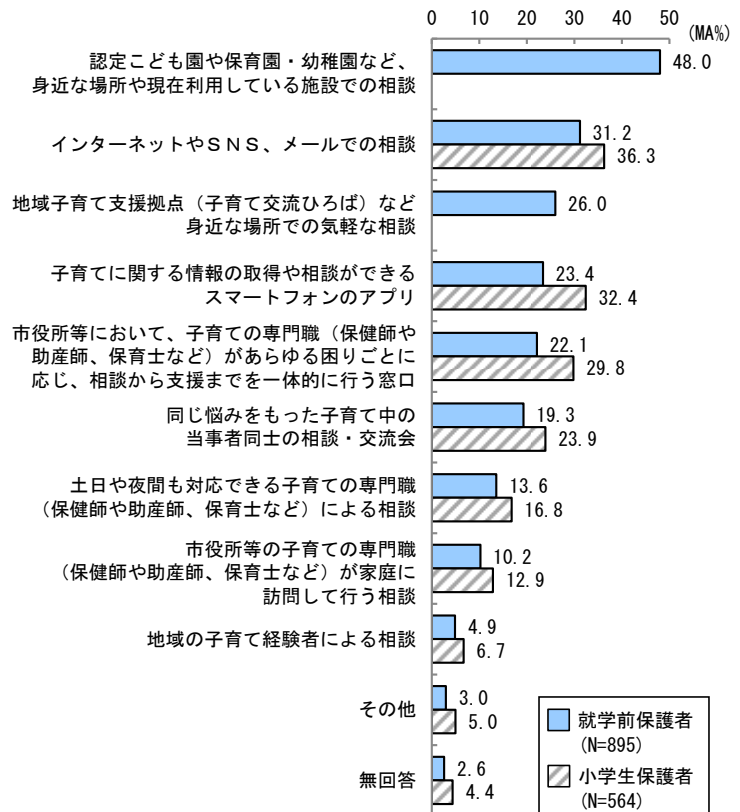
■子育て（教育を含む）をするうえで気軽に相談できる相談先（上位項目）



## ③子育てに関する困りごとに具体的に对应するために相談しやすい相談先

- 子育てに関する困りごとに具体的に对应するために相談しやすい相談先については、就学前で「認定こども園や保育園・幼稚園など、身近な場所や現在利用している施設での相談」が 48.0%、小学生で「インターネットや SNS、メールでの相談」が 36.3% と最も多くなっています。次いで、就学前で「インターネットや SNS、メールでの相談」が 31.2%、小学生で「子育てに関する情報の取得や相談ができるスマートフォンのアプリ」が 32.4% となっています。

■相談しやすい相談先

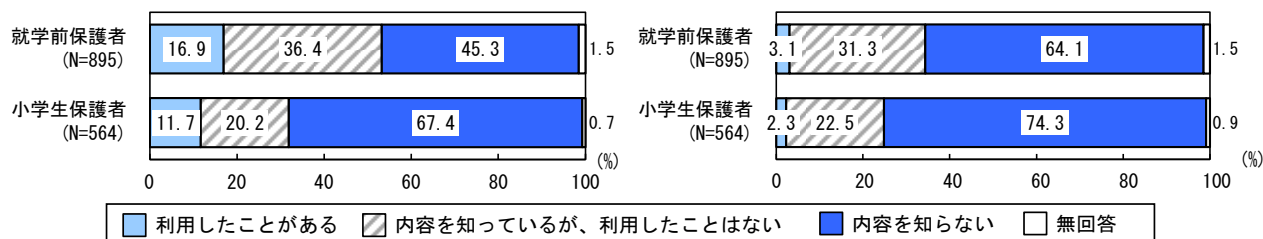


#### ④チャッピーサポートセンター・家庭児童相談室の利用（認知）状況

- 「チャッピーサポートセンター（子育て世代包括支援センター）」を「利用したことがある」という回答が就学前16.9%、小学生11.7%となっており、「内容を知らない」が就学前45.3%、小学生67.4%となっています。
- 家庭児童相談室を「利用したことがある」という回答は就学前3.1%、小学生2.3%となっています。「内容を知らない」が就学前64.1%、小学生74.3%となっています。

■チャッピーサポートセンターの利用（認知）状況

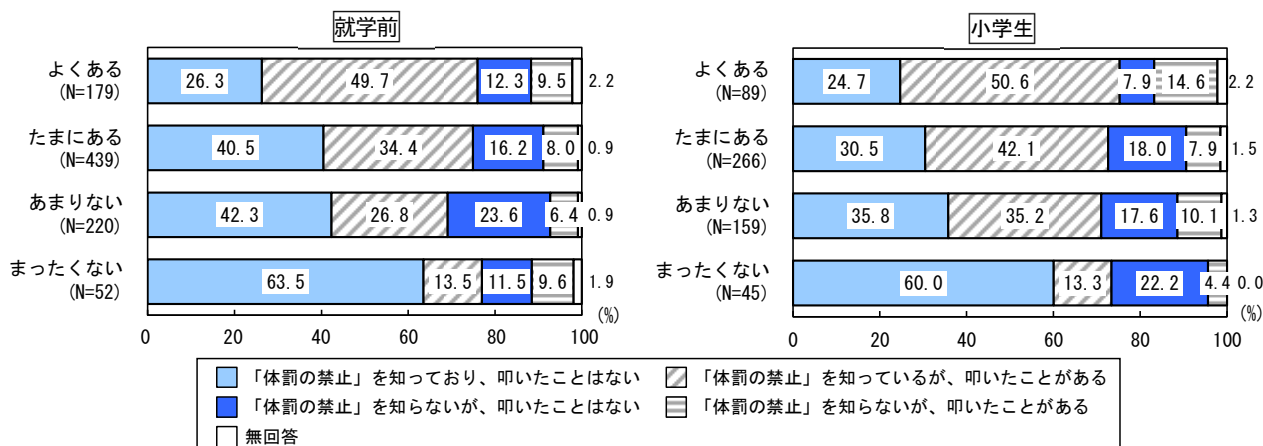
■家庭児童相談室の利用状況



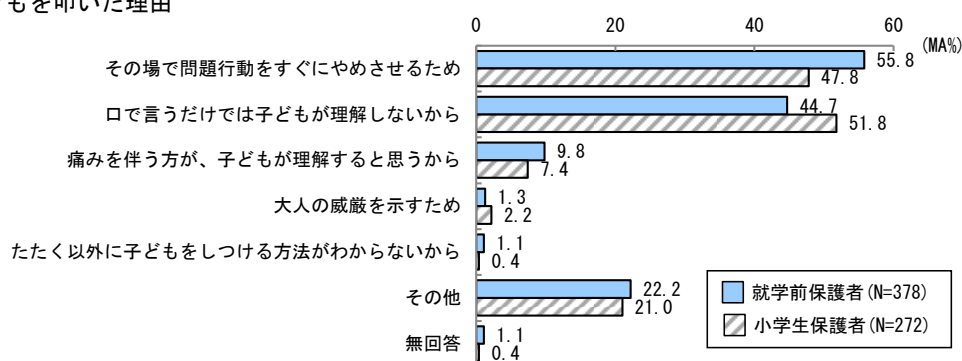
#### ⑤体罰

- 就学前・小学生のいずれも、子育ての負担感が大きい人ほど、「体罰の禁止を知っているが、叩いたことがある」の割合が高い傾向にあります。
- 子どもを叩いた理由は、就学前では「その場で問題行動をすぐにやめさせるため」、小学生では「口で言うだけでは子どもが理解しないから」が過半数を占め、最も多くなっています。

■子どもを叩いた経験 《子育ての負担感別 子どもを叩いたことがあるか》



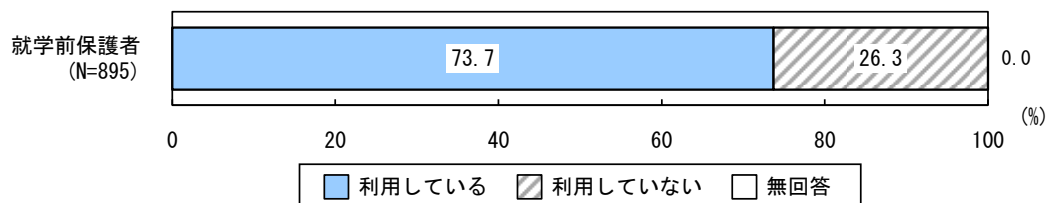
■子どもを叩いた理由



## ⑥定期的な教育・保育事業・施設の利用

●就学前保護者のうち 73.7%が「定期的な教育・保育事業」を利用していると回答しています。

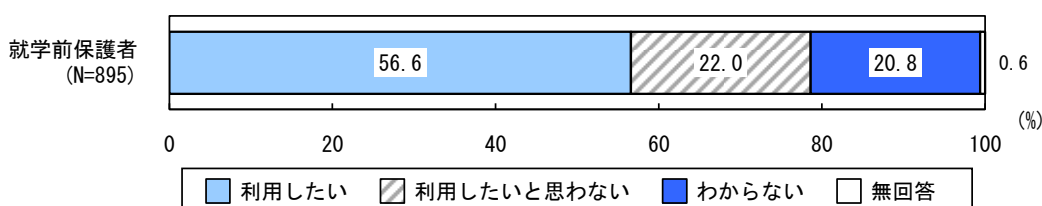
■「定期的な教育・保育事業」を利用状況



## ⑦就学前児童の放課後児童クラブの利用意向

●放課後児童クラブを就学前保護者の過半数が「利用したい」と回答しています。

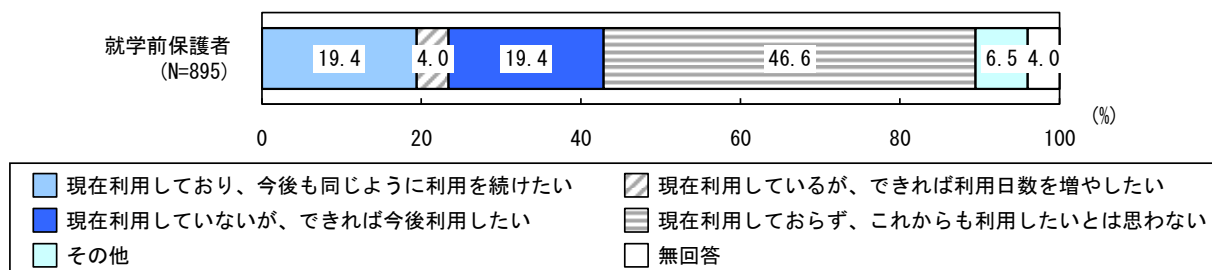
■放課後児童クラブの利用希望



## ⑧「地域子育て支援拠点事業」(子育て交流ひろば)の利用状況

●「地域子育て支援拠点事業」(子育て交流ひろば)について、「現在利用しており、今後も同じように利用を続けたい」「現在利用しているが、できれば利用日数を増やしたい」「現在利用していないが、できれば今後利用したい」を合わせた『利用意向あり』と回答した人は、42.8%となっています。

■「地域子育て支援拠点事業」(子育て交流ひろば)の利用状況



⑨産後の支援の利用希望日数

●産後の支援の利用希望日数については、いずれの事業も「0日」が3割を占め最も多くなっています。次いで、産後ヘルパー（家事・育児支援）では「6～10日」、産後ケア（宿泊型・日帰り型・訪問型）では「1～5日」が2割前後を占めています。また、産後ヘルパー（家事・育児支援）で「21～30日」も多くなっています。

■産後の支援の利用希望日数

(%)

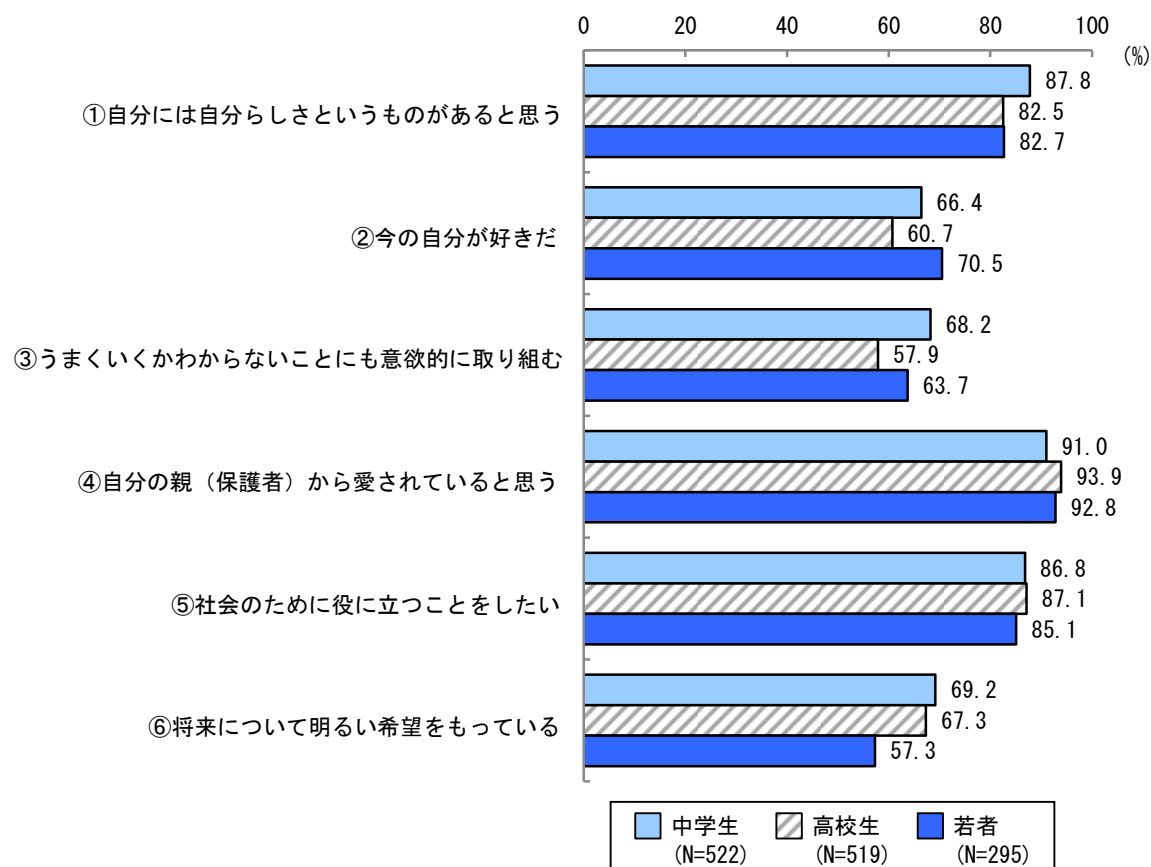
事業	回答者数	0日	1～5日	6～10日	11～15日	16～20日	21～30日	31日以上	無回答	利用希望率 (1日以上割合の合計)
産後ヘルパー (家事・育児支援)	895	33.6	8.3	17.0	6.5	2.8	16.2	5.9	9.7	56.7
産後ケア（宿泊型）	895	34.7	20.9	17.7	2.6	0.3	2.5	0.8	20.6	44.8
産後ケア（日帰り型）	895	32.4	20.1	15.2	2.9	1.2	3.7	1.8	22.7	44.9
産後ケア（訪問型）	895	30.5	23.0	15.8	1.7	1.1	5.1	2.7	20.1	49.4

### (3) 中学生・高校生および若者調査の結果

#### ①自己肯定感

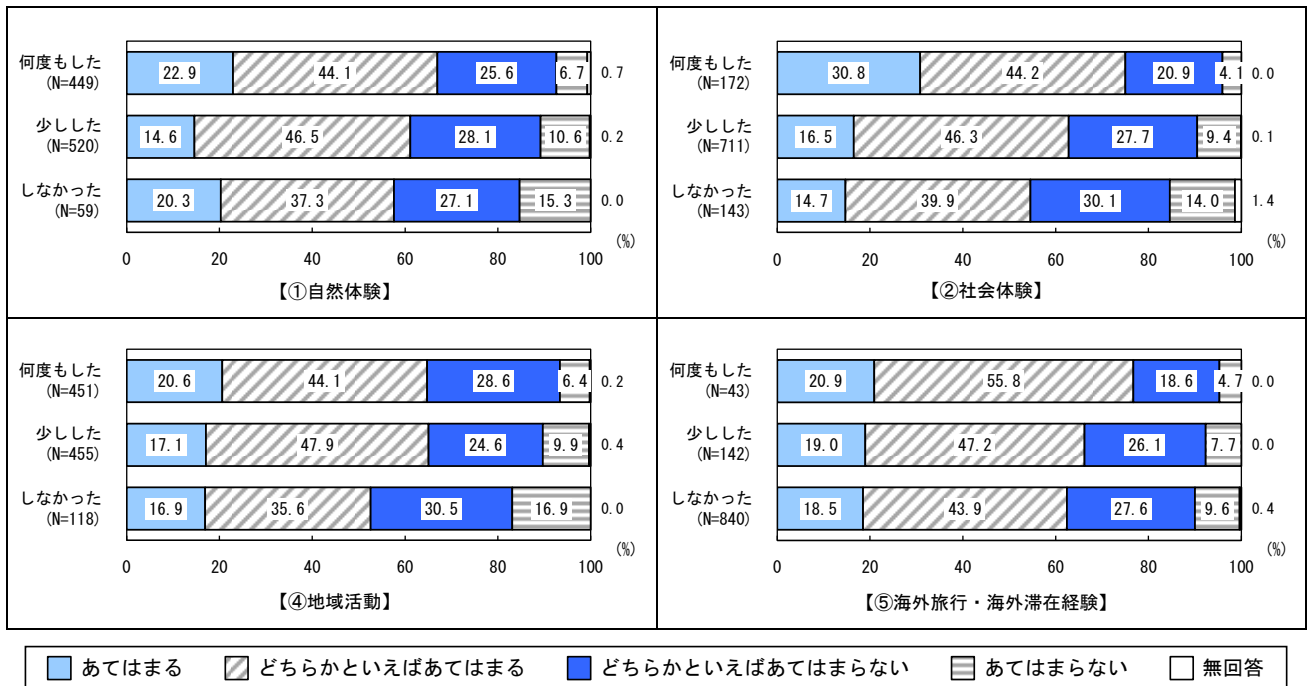
- 自己肯定感等の自己意識についてみると、「④自分の親（保護者）から愛されていると思う」が中高生・若者とも9割を占め最も多く、次いで「①自分には自分らしさというものがあると思う」「⑤社会のために役立つことをしたい」が中高生・若者とも8割を占めています。
- 体験活動（自然体験、社会体験、文化体験、地域活動、海外旅行・海外滞在経験）について、体験活動の頻度が高いほど、自己肯定感等も概ね高くなる傾向にあり、体験活動の経験別でみると、特に社会体験において強く傾向が出ています。

#### ■自己肯定感

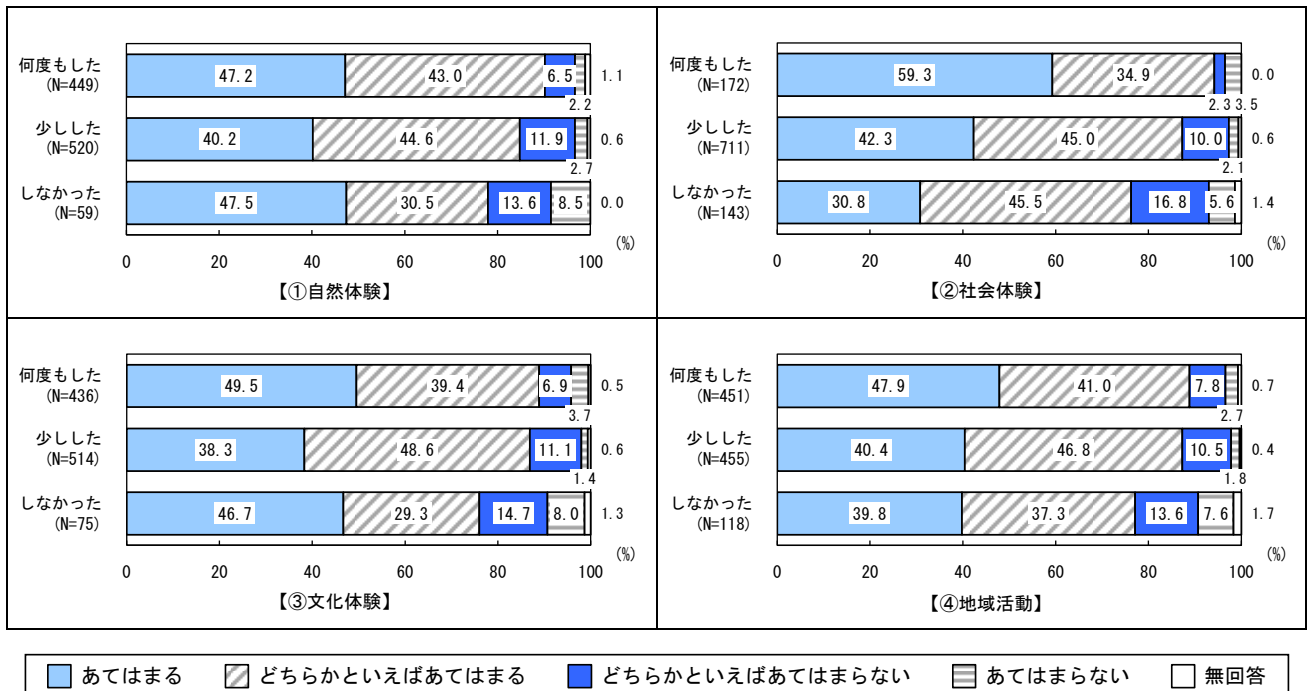


## 《体験活動の経験別》

### ②今の自分が好きだ



### ⑤社会のために役に立つことをしたい



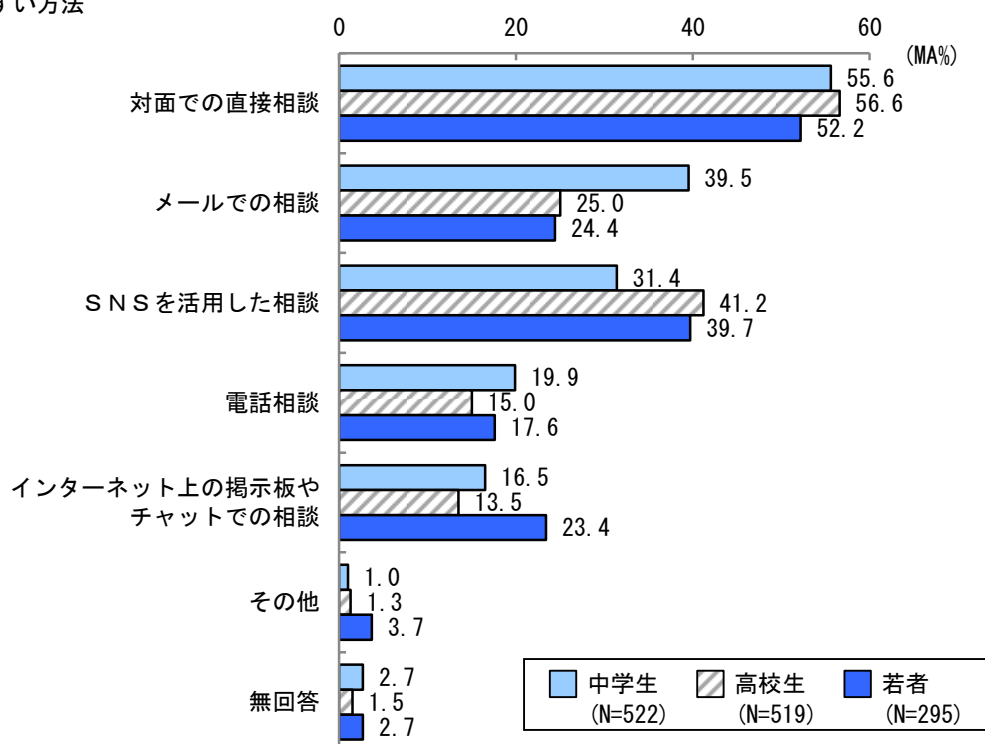
## ②悩みや相談について

- 今悩んでいることの第1位は、中高生は「勉強や成績のこと」、若者は「お金のこと」となっています。次いで、中高生・若者いずれも「将来のこと（進学や就職など）」で、以下、中高生は「自分の容姿（顔や体格のこと）」や「無力感・やる気がでないこと」が、若者は「仕事や職場のこと」や「体や健康のこと」が続いています。
- 相談しやすい方法は、中高生・若者いずれも「対面での直接相談」が最も多く、次いで、中学生は「メールでの相談」、高校生・若者は「SNSを活用した相談」が多くなっています。また、若者では「インターネット上の掲示板やチャットでの相談」が、中高生と比べて多くなっています。

### ■悩んでいること（上位5項目）

	第1位	第2位	第3位	第4位	第5位
中学生 (N=522)	勉強や成績のこと 72.2	将来のこと（進学や就職など） 60.0	自分の容姿（顔や体格のこと） 27.8	無力感・やる気がでないこと 23.6	部活動のこと 23.0
高校生 (N=519)	勉強や成績のこと 72.3	将来のこと（進学や就職など） 68.8	自分の容姿（顔や体格のこと） 25.8	無力感・やる気がでないこと 22.9	お金のこと 21.0
若者 (N=295)	お金のこと 53.9	将来のこと（進学や就職など） 50.8	仕事や職場のこと 37.6	体や健康のこと 31.9	家族のこと 25.4

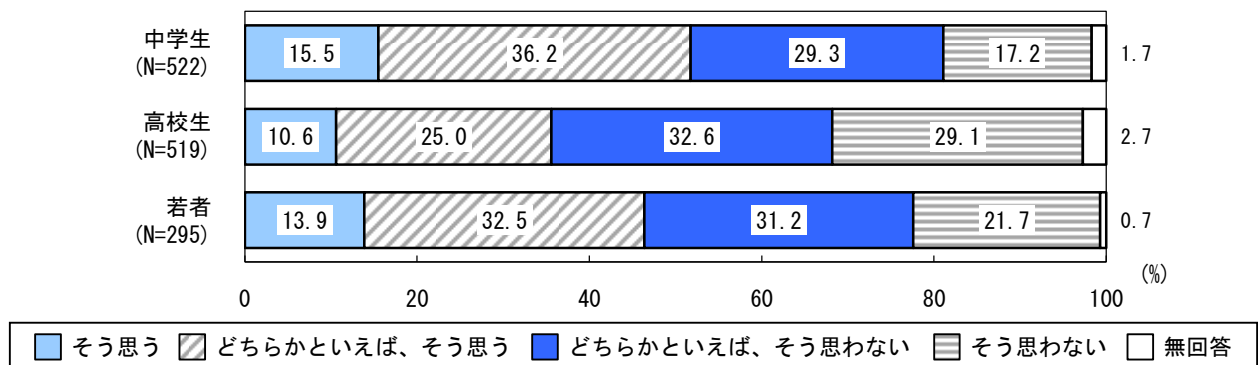
### ■相談しやすい方法



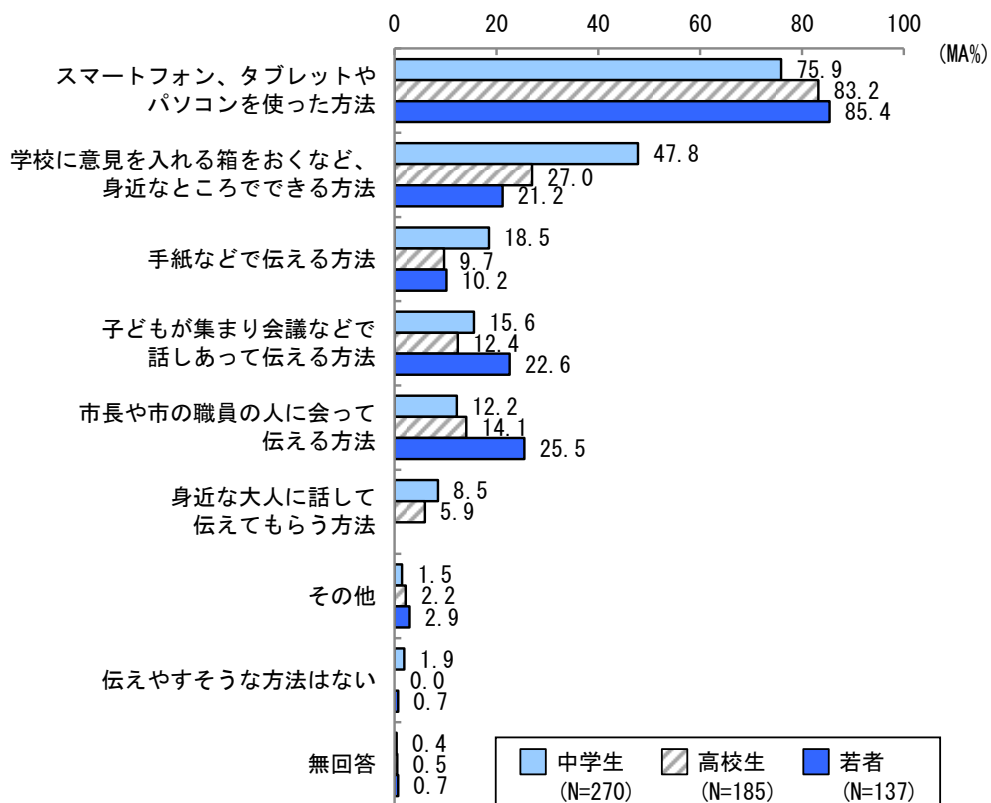
### ③意見表明の機会への参画意向

- 「市へ意見を伝えたり、意見の実現に向けて一緒に取り組む機会に参画したいか」について、「そう思う」「どちらかといえば、そう思う」を合わせた参画したい割合は、中学生が 51.7%、高校生が 35.6%、若者が 46.4%となっています。
- 自分の希望や思いを市に伝えやすい方法・手段は、中高生・若者いずれも「スマートフォン、タブレットやパソコンを使った方法」が7～8割台となっています。次いで、中高生では「学校に意見を入れる箱をおくなど、身近なところでできる方法」、若者では「市長や市の職員の人によって伝える方法」「子どもが集まり会議などで話し合っ伝える方法」となっています。

#### ■意見表明の機会の参画意向



#### ■自分の希望や思いを市に伝えやすい方法・手段



※中学生・高校生と若者で選択肢の数および一部内容が異なります。

#### (4) 関係機関・団体支援調査、ワークショップ、オンライン意見箱の意見

- 本計画を策定するにあたり、アンケート調査を補完する事業として、子育て支援に関わる団体・個人等へのアンケート調査や、中高生や18歳以上を対象としたワークショップ、オンライン意見箱による意見募集を実施しました。主な意見等は、下記のとおりです。

<主な意見(抜粋)> 【支】支援者・関係団体調査 【W】ワークショップ 【オ】オンライン意見箱

子育て家庭の孤立防止 身近な相談場所等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・【支】頼ることが苦手な親が増えているため、相談先は複数必要。</li> <li>・【支】親子で気軽に集える繋がりやリフレッシュできる場が必要である。</li> <li>・【支】ひとり親家庭など、日常生活に追われ、社会との繋がりが希薄な子育て家庭を、地域社会から孤立させないことが重要。「助けて」と言いやすい安心できる居場所づくりや相談支援体制の構築が必要。</li> </ul>
子どもの体験活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・【支】子どもの育ちには、より多くの人との関わりや、様々なチャレンジができる環境が大切。子どもの不安や悩みは多様化する一方、コロナ禍の影響も大きく、体験の不足によるソーシャルスキルの未熟さが多く見受けられる。</li> </ul>
保幼小中の連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>・【支】保幼小中連携の一層の充実を目指し、現場スタッフの共通理解・認識を深めていく必要がある。</li> </ul>
不登校について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・【支】不登校について、多様性の観点から様々なアプローチや選択肢があることへの理解が進んできた。だからこそ、選択肢となる居場所を増やし、互いの理解が進むことが望ましい。</li> <li>・【支】保護者支援に力を入れてほしい。保護者が、学校復帰以外の選択肢や、昔とは違う価値観を持っている事について理解してほしい。</li> </ul>
子どもの権利	<ul style="list-style-type: none"> <li>・【支】子どもの権利擁護は、あらゆる機会を通じた広報啓発活動が必要。</li> </ul>
子どもの意見表明の機 会の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・【W】子どもが意見を言いやすくするには、「間違っても大丈夫」と思える場づくりや、周りの温かい反応が大事。</li> <li>・【W】子どもに言いかせていることを、大人が守れていないことが多い。まずは大人が、行動に責任感を持ち、ルールを守ってほしい。</li> <li>・【オ】子ども・若者が参加する会議で、大人が対話を大切にする姿勢を示すことが大切。</li> </ul>
関係機関等の横の連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>・【支】市内で、官民を問わず、子どもに関わる支援者が集い、子ども支援の課題や取り組みについて情報交換や議論できる場があれば良い。</li> </ul>
三田の子どもや若者の ために、自分ができるこ と	<ul style="list-style-type: none"> <li>・【オ】毎日、笑顔で前向きに生活する・働く姿を見せたい。</li> <li>・【オ】子どもに対して恥ずかしくない行動・発言を心掛けたい。</li> </ul>
地域づくりについて	<ul style="list-style-type: none"> <li>・【支】子どもは、環境に影響されながら育つ。昔と違い、家族以外との関わりが疎遠になってきている中、子どもが出会う大人たちからたくさん愛情を注いでもらえるような地域社会であってほしい。</li> </ul>

## 8. 三田市を取り巻く現状を踏まえた策定の視点

### ◆統計データからみた課題◆

- ・子ども数の減少は、今後も続く見通しであり、その動向に注視が必要です。
- ・就労する女性はさらに増加傾向にあり、ひとり親世帯割合も年々増加傾向にあります。
- ・家庭児童相談室の相談件数は、令和2年度以降、増加傾向にあります。

### ◆各種調査等からみた課題◆

- ・共働きが進む一方、人間関係や地域とのつながりが希薄化している傾向があり、子育て家庭の孤立が懸念されます。
- ・「体罰の禁止」を認識しているかに関わらず、子どもを叩いたことがある保護者が約4～5割となっており、体罰の禁止への理解促進が求められます。
- ・安心できる居場所の数が多いほど、生活満足度が高くなる傾向があり、安心できる居場所や人となることが大切さがうかがえます。
- ・体験活動の頻度が高いほど、自己肯定感等も概ね高くなる傾向があり、子どもの成長過程における体験活動の大切さがうかがえます。
- ・中高生・若者からは、意見を伝えやすい場づくりや、意見を伝える多様な方法が求められていることがうかがえます。
- ・子育て観について、保護者は負担を感じつつも子育てを楽しめているのに対し、中高生の多くが子育てに対して「大変そう」というイメージを抱いていることがうかがえます。

### ◆計画の新たな視点◆

- ◆「こども基本法」及び「こども大綱」の趣旨を踏まえ、全ての子ども・若者の生涯にわたる幸せ(ウェルビーイング)の向上を図るため、子ども・若者が権利主体であることの理解を促進し(重点施策3)、子ども・若者の権利を尊重しながら施策を推進します。
- ◆子どもの誕生前から子育て期まで切れ目なく子育て家庭を支える相談支援(重点施策1)と児童虐待の未然防止を強化し(重点施策4)、子育て家庭の孤立を防ぎ、心にゆとりを持って子どもに向き合える環境づくりを進めます。
- ◆子ども・若者が人とつながり、安心して過ごすことができる多様な居場所づくり(重点施策2)に取り組めます。
- ◆多様な体験活動や学びの場の充実を図り(重点施策3)、子ども・若者の自己肯定感等の向上や、健やかな成長を支えます。
- ◆子ども・若者の意見表明の機会確保を図り(重点施策3)、意見を施策やまちづくりに活かすとともに、子ども・若者の自己有用感やまちづくりへの参画意欲等の向上につなげます。
- ◆地域における子ども・若者の育ちや家庭を支える環境づくり(重点施策5)に努めます。

## 第3章 計画の基本的な考え方

### 1. めざす将来像（基本理念）

めざす将来像  
（基本理念）

## 子ども・若者の権利と幸せを守る 「こどもまんなかのまち」さんだ

本計画では、こども基本法の趣旨を踏まえ、子ども・若者の権利を尊重し、全ての子ども・若者の幸せや健やかな成長を応援するとともに、これから子育てをする人や子育て家庭が、安心して子どもを生ま育てることができるまちづくりを推進するため、『子ども・若者の権利と幸せを守る「こどもまんなかのまち」さんだ』を、めざすべき将来像（基本理念）として設定します。

### 2. 基本目標

本計画では、めざす将来像（基本理念）を具現化するための施策の柱として、次の3つの基本目標を掲げ、子ども・若者と子育て家庭に関する施策を推進します。

#### 基本目標Ⅰ 子ども・若者の健やかな成長のための切れ目ない支援 【ライフステージ別の事項】

子ども・若者、子育て支援に関する施策は、妊娠・出産期から青年期に至るまでのライフステージにわたります。子ども・若者の年齢及び発達に応じて「妊娠・出産期、就学前期」「学童・思春期」「青年期」の3つのステージに分け、それぞれの段階ごとに取り組むべき施策を定め、切れ目ない支援を行います。

##### 《妊娠・出産期、就学前期》

妊娠期を健やかに過ごし、安心して出産・育児ができるよう、妊娠・出産期から切れ目のない支援を行うとともに、就学前児の就学前教育・保育をはじめ、健やかな成長の基礎づくりに取り組み、小学校教育への円滑な接続を図ります。

##### 《学童・思春期》

児童・生徒の心身の健康づくりを推進するとともに、児童・生徒が安心・安全に過ごせる居場所づくりに取り組み、生きる力や豊かな感性を育む環境づくりを進めます。いじめや不登校などに直面した児童・生徒に対して、それぞれの児童・生徒の状況に合わせた適切な相談支援や問題解決に取り組めます。

##### 《青年期》

若者が社会とのつながりを保ちながら、自立した生活を送ることができるよう、多様な地域人材や多世代交流の機会の充実を図るとともに、関係機関等と連携し、若者の就労や結婚を希望する人の出会いの場の創出等を支援します。

## 基本目標Ⅱ 子ども・若者を権利主体とした心豊かな育ちの応援 【ライフステージを通じた事項】

子ども・若者と子育て家庭に関する、ライフステージ全体を通して取り組むべき施策を推進するとともに、子ども・若者に保障されている権利について、全ての市民が理解を深めることができるよう取り組みます。また、子ども・若者が、多くの人と関わりながら自己肯定感をもって成長できるよう、体験機会の充実を図るとともに、多様な意見やアイデアを表明する機会を積極的に提供し、子ども・若者のまちづくりへの参画を推進します。

児童虐待について、地域や関係機関との連携を一層強化し、未然防止・早期発見と迅速な対応に努めます。また、子ども・若者と家庭の様々な状況に応じた支援に取り組み、安心して成長できる環境づくりを推進します。

## 基本目標Ⅲ 子ども・若者と家庭の子育てを支援する地域づくり

子ども・若者及び子育て家庭を支える地域づくりを推進します。保護者自身が子育てに喜びを感じ、心にゆとりをもって子育てできるよう、保護者同士の交流の場や、子育てについて学べる機会を提供します。また、子育て支援に関わる担い手の養成・育成や、多様な担い手同士の交流を促進し、地域が見守り、支え合う関係づくりに取り組みます。

地域の中で、全ての子育て家庭が支えられるよう、子育て支援サービスの充実や経済的な負担軽減などに取り組むとともに、子ども・若者・子育て家庭が住み続けたい生活環境づくりを推進します。

※<子ども・若者に関する呼称について>

こども基本法第2条では、「子ども」を「心身の発達の過程にある者」と定義し、子どもに対する施策を切れ目なく提供することができるよう、年齢の上限を設けていません。しかし、こうした定義が一般的に広く理解されているとはいえ、こども大綱においても「子ども」と「子ども・若者」という呼称が混在しています。このため、本計画において、「子ども」は概ね18歳未満を、「若者」は概ね18歳から39歳までを指すものとします。

なお、子ども・若者に関する呼称や年齢区分は法律等によって様々であり、本計画においても、法律名や施策名等の固有名詞や各施策の説明等に、異なる呼称を使用する場合があります。

### 3. 施策体系

めざす将来像(基本理念)  子ども  若者の権利と幸せを守る  「いもまんなかのまち」さんだ	基本目標Ⅰ 子ども・若者の健やかな成長のための切れ目ない支援【ライフステージ別の事項】
	1. 妊娠・出産と乳幼児期の子どもの健全な育成を支援します <span style="float: right; background-color: #f44336; color: white; padding: 2px 5px;">重点施策1</span>
	(1) 妊娠・出産期の心と身体の高健康づくりの推進 (2) 乳幼児期の子どもと保護者の健康づくりの推進 (3) 就学前教育・保育の充実 (4) 身近なところで切れ目なく相談できる支援体制の充実 <div style="float: right; border: 1px solid black; padding: 2px 5px;">妊娠・出産期、就学前期</div>
	2. 就学期の子どもに生きる力と豊かな感性を育む環境づくりを進めます
	(1) 学童・思春期の心と身体の高健康づくりの推進 (2) 安全・安心な居場所づくりの推進 ..... <span style="float: right; background-color: #f44336; color: white; padding: 2px 5px;">重点施策2</span> (3) 不登校、いじめ、問題行動等への対応 (4) 将来のための知識に関する教育や啓発の推進 <div style="float: right; border: 1px solid black; padding: 2px 5px;">学童・思春期</div>
	3. 子ども・若者の主体性を尊重し自立を促進します
	(1) 地域におけるふれあい・助け合いの推進 (2) 就労支援、自立支援に向けた支援 (3) 結婚を希望する方への支援・新生活への支援 <div style="float: right; border: 1px solid black; padding: 2px 5px;">青年期</div>
	基本目標Ⅱ 子ども・若者を権利主体とした心豊かな育ちの応援【ライフステージを通じた事項】
	1. 子ども・若者の個性や可能性を伸ばすことを応援します <span style="float: right; background-color: #f44336; color: white; padding: 2px 5px;">重点施策3</span>
	(1) 子ども・若者の権利に関する理解促進と啓発 (2) 子ども・若者の発達に応じた多様な体験活動や学びの場の充実と活躍の支援 (3) 子ども・若者の意見表明や参加機会の充実
2. 様々な状況にある子ども・若者や家庭が安心して暮らせるよう支援します	
(1) ひとり親家庭への支援 (2) 障害のある子どもへの支援 (3) 児童虐待や体罰防止、ヤングケアラー支援等の取り組み強化 ..... <span style="float: right; background-color: #f44336; color: white; padding: 2px 5px;">重点施策4</span> (4) 外国にルーツのある子ども・若者への支援	
3. 生活困窮を抱える家庭の子ども・若者が等しく成長できるよう支援します (三田市子どもの貧困の解消に向けた対策計画)	
(1) 早期発見・早期支援の体制の強化 (2) 保護者に対する就労支援・経済的支援 (3) 居場所づくり・学習・進学への支援	
基本目標Ⅲ 子ども・若者と家庭の子育てを支援する地域づくり	
1. 子ども・若者をまんなかに地域が見守り助け合う環境づくりを促進します <span style="float: right; background-color: #f44336; color: white; padding: 2px 5px;">重点施策5</span>	
(1) 親育ちへの支援強化 (2) 子育て・子育て支援への参加促進とネットワークづくり (3) 学校・家庭・地域の連携と協働	
2. 必要な子育て支援がいつでも、もれなく受けられるよう支援します	
(1) 多様な教育・保育・子育て支援サービスの充実 (2) 仕事と家庭を両立しやすい環境づくりの推進 (3) 子育てに要する経済的な負担の軽減	
3. 子ども・若者・子育て家庭が住み続けたいくなる生活環境の向上を進めます	
(1) 子ども・若者を犯罪や交通事故等から守る環境づくりの推進 (2) 子育て・子育てにやさしい生活環境づくりの推進	

#### 4. 重点施策

本計画では、三田市を取り巻く現状や課題を踏まえた計画の新たな視点として、次の5つを重点施策として展開します。重点施策ごとの具体的な取り組みやその内容については、第4章「施策の展開」において基本目標ごとに記載しています。

##### 重点施策1 妊娠・出産と乳幼児期の子どもの健全な育成を支援します

妊娠から出産をスタートとした伴走型の相談支援や、子ども家庭センターを中心とした乳幼児から子育て期にわたる切れ目のない身近な相談支援を強化します。また、産後ケア事業等により産後の心身のサポートの充実を図ります。

- (1) 妊娠・出産期の心と身体の健康づくりの推進
- (2) 乳幼児期の子どもと保護者の健康づくりの推進
- (3) 就学前教育・保育の充実
- (4) 身近なところで切れ目なく相談できる支援体制の充実

No.	重点事業	指標	R5年度（現状値）	R11年度（目標値）
006	産後ケア事業	利用割合	5.6%	30%
032-034	子ども家庭センター	合同ケース会議の実施割合	1%	25%

※基本目標 I（妊娠・出産期・就学前期／38～46 ページ）参照

##### 重点施策2 安全・安心な居場所づくりの推進

国の「こどもの居場所づくりに関する指針」を踏まえ、子ども・若者が安全・安心に過ごすことができるよう、放課後子ども教室や放課後児童クラブの安定的な運営に取り組みます。また、子ども食堂など、地域で子どもの居場所づくりに取り組む多様な活動団体等との連携・協働を図ります。

No.	重点事業	指標	R5年度（現状値）	R11年度（目標値）
054	放課後子ども教室	開催日数	1,377日	6,800日 (5年間延べ)
057	地域で居場所づくりに取り組む団体への支援	子ども食堂の数	11か所	15か所

※基本目標 I（学童・思春期／49 ページ）参照

### 重点施策 3

### 子ども・若者の個性や可能性を伸ばすことを応援します

こども基本法の6つの基本理念を踏まえ、子ども・若者が権利の主体であることが市民全体に広く理解されるよう、普及・啓発や多様な体験活動等を推進します。また、子ども・若者が地域の一人として意見を表明できる機会確保に努め、まちづくりに参画できる環境づくりを推進します。

(1) 子ども・若者の権利に関する理解促進と啓発 (2) 子ども・若者の発達に応じた多様な体験活動や学びの場の充実と活躍の支援 (3) 子ども・若者の意見表明や参加機会の充実				
No.	重点事業	指標	R5 年度（現状値）	R11 年度（目標値）
078	子どもの権利に関する啓発や学習機会の充実	子ども・若者の権利に関する啓発・研修等の事業数	3事業	増加
091-094	子ども・若者の意見表明や参画の機会の充実	子ども・若者の意見表明の機会につながる事業数	5事業	増加

※基本目標Ⅱ（57～62 ページ）参照

### 重点施策 4

### 児童虐待や体罰防止、ヤングケアラー支援等の取り組み強化

支援を必要としている子どもや家庭を早期に把握し、「子ども家庭センター」を中心とした児童虐待等の未然防止や相談支援体制の強化を図ります。また、ヤングケアラーの状況を早期に把握し、必要なサービス支援につなげる体制の整備を行います。

No.	重点事業	指標	R5 年度（現状値）	R11 年度（目標値）
118	親子関係形成支援事業	ペアレントトレーニングの参加者数	60人	300人 (5年間延べ)
120	こども家庭ソーシャルワーカー資格者の配置	こども家庭ソーシャルワーカー資格者配置数	現状なし	5人 (5年間延べ)

※基本目標Ⅱ（67～68 ページ）参照

**重点施策 5****子ども・若者をまんなかに地域が見守り助け合う環境づくりを促進します**

保護者同士の交流を通じた仲間づくりの機会や、子育てに関して学べる場を提供します。また、子育て支援に関わる担い手の養成・育成活動を行うとともに、多様な担い手同士の交流を促進し、連携・協働につながるネットワークづくりに取り組みます。

(1) 親育ちへの支援強化 (2) 子育て・子育て支援への参加促進とネットワークづくり (3) 学校・家庭・地域の連携と協働				
No.	重点事業	指標	R5 年度（現状値）	R11 年度（目標値）
135	子育てグループの支援	多世代交流館での子育てグループ数	8 グループ	13 グループ
136	多世代交流館でのボランティア養成・育成	多世代交流館でのボランティア活動者数	1,739 人	1,774 人

※基本目標Ⅲ（74～76 ページ）参照

## 第4章 施策の展開

「子ども・若者の権利と幸せを守る『こどもまんなかのまち』さんだ」をめざす将来像（基本理念）に据え、「子ども・若者の健やかな成長のための切れ目ない支援」「子ども・若者を権利主体とした心豊かな育ちの応援」「子ども・若者と家庭の子育てを支援する地域づくり」の3つの基本目標を柱に、子ども・若者及び子育て家庭に関する施策を総合的に展開します。

### 基本目標 I

## 子ども・若者の健やかな成長のための切れ目ない支援 (ライフステージ別の事項)

### <取り組みの方向1>

### 妊娠・出産と乳幼児期の子どもの健全な育成を支援します

#### 【妊娠・出産期、就学前期】

#### (1) 妊娠・出産期の心と身体の健康づくりの推進

#### 重点施策

##### 現状と課題

- ・妊娠・出産期は、ホルモンバランスの乱れ、環境の変化やストレスなどで心身のバランスを崩しやすい時期であり、心身ともに健康に過ごすためには、周囲の理解・協力や、妊婦自身の不安解消に向けた取り組みが重要です。
- ・妊娠中は体に様々な変化が起こります。安心して出産を迎えるために、妊娠中からの正しい知識の習得や、定期的な妊婦健診の受診等の健康管理が重要です。
- ・本市の0歳児人口は、令和6年3月末時点で480人となっており、少子化が進みつつあります。
- ・心身不調の軽減や産後うつ予防などの観点からも、出産後に身体を休めることは重要であり、就学前児童保護者のニーズ調査でも、産後ケア事業に対して約4～5割のニーズがありました。

##### 方向性

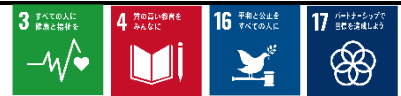
- 妊娠期から産後期の母子の健康管理の観点から実施している妊婦健康診査及び産婦健康診査や、妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即したサービスにつながる歩行型相談支援を推進します。
- 安心して妊娠・出産・育児ができるよう、妊娠・出産・子育てに関する正しい知識の啓発を行い、妊産婦の心身の健康づくりをサポートします。
- 保護者の心身の不調・育児不安の解消のため、産婦健康診査費助成事業や産後ケア事業、産後等ヘルパー事業をはじめとする産後サポートの充実を図ります。



No.	項目	対象	取り組み内容
001	プレ・パパママ教室	妊婦とその配偶者	これから親となる夫婦が、妊娠中の生活や口腔ケア・沐浴の方法等について学び、出産後の育児に安心して取り組んでいけるように支援します。
002	母子健康手帳交付	妊婦	妊娠届出書を提出した妊婦に、母子健康手帳と妊娠・出産等に関する啓発パンフレット等を交付し、妊婦面談を実施します。
003	妊婦電話・訪問相談	妊婦	妊婦面談を実施し、継続して相談支援の希望がある妊婦について電話相談及び訪問を実施します。
004	妊婦健康診査費助成事業	妊婦	妊娠期間中に受診する妊婦健康診査の経済的負担を軽減します。
005	妊婦歯科口腔健診	妊婦	妊娠中は、むし歯や歯周病が悪化しやすく、歯周病が進行すると早産や低体重児出産のリスクが高まるため、妊婦を対象とした歯科口腔健診を実施します。
006	産後ケア事業	概ね産後 1 年までの乳児及び母親	授乳指導など乳児の育児全般に関する相談を実施します。
007	産後等ヘルパー事業	概ね産後 4 か月までの産婦、1 歳未満の多胎児を養育する家庭、体調不良等の妊婦	日中家事又は育児を支援する同居の親族がおらず出産後等の支援が十分に受けられないため、育児や家事が困難な場合、家事・育児支援ヘルパーを派遣します。
008	産婦健康診査費助成事業	産婦	産後 9 週未満に受診する産婦健康診査の経済的負担を軽減します（令和 6 年度より助成上限回数を 2 回まで拡充）。
009	伴走型相談支援 （出産・子育て応援給付金と一体的実施）  ※令和 7 年度から「妊婦等包括相談支援事業」と「妊婦のための支援給付」に制度が改正されます。	妊娠期・出産期から子育て期までの保護者	全妊婦と 0 歳～2 歳の低年齢期の子育て家庭に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談や必要な支援につなぐ「伴走型相談支援」と、子育て支援サービスの利用負担軽減を図る「経済的支援」を一体的に実施します。

## (2) 乳幼児期の子どもと保護者の健康づくりの推進

重点施策



### 現状と課題

- ・就学前児童保護者のニーズ調査では、子育てに関して悩んでいることや気になることについて、「子どもの健康」の回答が最も多くなっています。
- ・全ての乳幼児健康診査において、受診率は95%を超え、経年的に高い受診率で推移しています。
- ・産後も安心して子育てができるよう、出産直後の母子に対して、専門職や子育て先輩ママ等によるサポート体制が必要です。
- ・乳幼児期は、規則正しい生活・食習慣や、歯みがき習慣等、健康的な生活習慣の土台を身に付けることが重要です。

### 方向性

- 新生児訪問やこんにちは赤ちゃん事業等の訪問支援を実施することにより、親子が地域で孤立せずに安心して育児ができるよう努めます。
- 乳幼児健康診査の未受診の家庭には、育児の困難等を抱えている場合があるため、未受診児の把握に努め、早期支援を行います。
- 乳幼児健康診査や乳幼児相談会・離乳食教室等にて、育児相談・栄養相談・歯科相談等実施し、健康的な生活習慣の土台を身につけるための体制を整えます。
- スマートフォンで乳幼児健康診査や子どもの予防接種の問診票の入力ができる等のデジタル化を進め、保護者の負担軽減や手続きの効率化を図ります。
- 医療機関と連携し、小児医療を適切に受けられる体制づくりに努めます。

### ①新生児・乳幼児対象

No.	項目	対象	取り組み内容
010	新生児・乳児・産婦訪問	新生児、生後4か月までの乳児、産婦	子どもの健やかな成長・発達、保護者の育児不安の軽減を目的に、家庭訪問にて保健指導を行います。
011	こんにちは赤ちゃん事業	生後4か月までの乳児のいる家庭	家庭訪問にて、先輩ママによる子育て支援に関する情報提供等を行うことにより、家庭の孤立を防ぎ、乳児の健全な育成環境の確保を図ります。
012	未熟児訪問指導事業	低体重児(出生時体重が2,500グラム未満の乳児)等の乳児とその保護者	未熟児については、身体面でも養育面でもリスクが高いため、出生時体重が2,500グラム未満の低出生体重児について訪問等で支援を行います。
013	各種乳幼児健康診査	乳幼児	対象の乳幼児に対し、問診、身体計測、内科診察、歯科診察、栄養相談、育児相談等を実施します。
014	乳児健康相談	乳児とその保護者	身長・体重測定及び離乳食等の育児相談を行います。

No.	項目	対象	取り組み内容
015	5歳児発達相談事業	年度中に5歳になる子どもとその保護者	保護者が、子どもの特性に気づき、かわり方を理解し、子どもに応じた子育てができるようになることなどを目的に個別相談を行い、関係課及び幼稚園、保育所等と連携を図り、就学前の子どもや保護者に適切な支援を行います。
016	予防接種事業	乳幼児	予防接種法に基づく接種を行います。
017	定期健康診断	就学前施設 (就学前児童)	就学前施設在園児を対象に、内科健診、歯科健診等を実施します。
018	乳幼児訪問	乳幼児とその保護者	子どもの健やかな成長発達や保護者の育児不安の解消・軽減を図るために家庭に応じた助言を行います。

## ②親子・保護者対象

No.	項目	対象	取り組み内容
019	ブックスタート事業	9か月児健診の対象となる乳児とその保護者	9か月児健診時に、絵本のプレゼントやボランティアによる絵本の読み聞かせを行うとともに、市子育て支援サービスの情報提供等を行います。
020	食に関する指導、啓発事業	保育所、幼稚園、認定子ども園の園児及び保護者	望ましい食習慣の形成を図り、子どもたちの「生きる力」を育むため、食に関する指導の実施や食に関する情報の提供等を行います。また、地元の新鮮で安心な農作物の利用を進めます。市立保育所では、自園調理による完全給食を実施し、離乳食や食物アレルギー、アトピーにも対応した給食づくりを実践します。保育所給食部会において、各園の調理師に対して、統一献立を作成する等栄養指導、食育の啓発指導等を実施します。
021	離乳食教室	3～6か月児とその保護者	管理栄養士による離乳食の進め方の講話・試食・個別相談を行います。
022	多世代交流館での調理講座や食育に関する講座の開催	子育て家庭の保護者 就学前の子ども	保護者向けの離乳食講座、小学生や幼児親子を対象としたクッキング等の講座を実施します。

③その他

No.	項目	対象	取り組み内容
023	休日応急診療センター運営事業	全市民	日曜・祝日・年末年始の一次応急診療を提供します。
024	24時間市民健康医療相談事業	全市民	24時間365日、医療受診の案内、急病・事故発生時の家族での対処方法等について、医師のバックアップ体制のもと、看護師等の専門職が電話相談を行います。

### (3) 就学前教育・保育の充実

重点施策



#### 現状と課題

・幼児期は、生涯にわたる人格形成や「ウェルビーイング」の基礎を培う時期であることから、多様な遊びや体験を通じた質の高い幼児教育・保育の充実を図り、子どもの健やかな成長を支えていくことが重要です。

#### 方向性

- 発達と学びの連続性を踏まえ、保育所や認定こども園、幼稚園の専門性が活かされた就学前教育・保育の更なる充実を図ります。
- 「三田市立幼稚園再編計画」に基づく市立幼稚園の認定こども園への移行等により、就学前教育・保育を総合的に提供し、子どもの成長にとって望ましい教育環境づくりを進めます
- 合同研修や交流等を通して、保育士・教職員の資質向上や、幼保小・特別支援学校等の連携を図り、幼児教育・保育と小学校教育の円滑な接続を推進します。

No.	項目	対象	取り組み内容
025	就学前教育・保育の推進	就学前施設 (就学前児童)	発達や学びの連続性、生活の連続性を踏まえ、乳幼児期にふさわしい豊かな生活体験を通して、生きる力の基礎を育みます。
026	さんだっ子がやきカリキュラムの推進	就学前施設 (就学前児童)	カリキュラムを推進し、子どもたちの「生きる力」の基礎を培う就学前保育・教育のさらなる充実につなげます。
027	幼保一体化等の推進	就学前施設 (就学前児童)	就学前の教育・保育を総合的に提供できる環境づくりを段階的に進めます。
028	保育課題サポート事業	就学前施設 (就学前児童)	各施設の要請に基づき、発達心理等の専門家を施設に派遣し、児童の成長発達への援助及び職員に対しての保育の方向性について指導・助言します。
029	幼児教育・保育アドバイザー	認定こども園 保育所 (就学前児童)	幼児教育・保育のさらなる質の充実を図るため、保育所・認定こども園等を巡回して助言を行います。
030	各種研修事業	就学前施設 (就学前児童)	課題に応じた保育技術の向上や幼児教育の充実等を図るため、保幼の合同研修、市立幼稚園等が実施する研修・研究会、国や県主催の研修の情報提供等を行います。
031	施設設備の整備・充実	市立保育所 市立幼稚園 認定こども園	老朽化対策やバリアフリー化、防犯・安全対策等の施設・設備の改善等、施設の維持補修に優先順位をつけ、計画的に行います。

## (4) 身近なところで切れ目なく相談できる支援体制の充実

重点施策

### 現状と課題

・就学前児童保護者及び小学生保護者のニーズ調査によると、共働き・共育て家庭の増加や、子育て仲間や地域とのつながりの希薄化が進んでおり、子育て家庭の孤立や育児不安の増幅が懸念されます。また、近所付き合いが希薄な人ほど、子育てに負担を感じている割合が高い傾向があります。

・就学前児童保護者及び小学生保護者のニーズ調査の「どのような相談先があれば相談しやすいか」の設問において、「インターネットや SNS、メールでの相談」の回答が多くなっており、身近な相談先や多様な情報提供のあり方が求められています。

### 方向性

- 安心して妊娠・出産し、楽しく子育てができるよう、子ども、家庭、妊婦等を対象に、子ども家庭センターが中心となり、母子保健と児童福祉の切れ目のない一体的な相談支援体制の強化を図ります。また、妊娠・出産から子育て期にわたり、子ども・子育てに関する様々な相談先の周知や、親子や保護者同士の交流機会を提供します。
- 妊婦や子育て家庭が必要なサービスを利用できるよう、オンラインを活用した相談支援のほか、多様な媒体やデジタルツール等を活用した、分かりやすい情報発信や相談支援のあり方について先進事例を研究し、取り組みの強化を図ります。

### ①子ども・子育てに関する相談体制

No.	項目		対象	取り組み内容
032	子ども家庭センター	母子保健相談	妊娠期・出産期から子育て期までの保護者	妊娠期・出産期から子育て期までの、様々な悩み・質問・相談について専任の保健師等が対応する総合相談窓口の充実を図ります。
033		家庭児童相談	18歳までの児童とその家庭	子どもの養育に困難を抱える家庭からの相談に応じ援助します。課題やニーズを的確に把握し、効果的な援助を行い、子どもの福祉の向上を図ります。平日夜間と休日には、子育てほっとラインさんだを開設し、児童養護施設の専門相談員が相談に応じます。
034		青少年の悩み相談	小学生・中学生・高校生等 その保護者	青少年に関する友人関係・学校生活・進路・親子関係・不登校・いじめ等の悩みについて、その解決に向けた相談を行います。
009	伴走型相談支援 【再掲（P39）】 （出産・子育て応援給付金と一体的実施） ※令和7年度から「妊婦等包括相談支援事業」と「妊婦のための支援給付」に制度が改正されます。		妊娠期・出産期から子育て期までの保護者	全妊婦と0歳～2歳の低年齢期の子育て家庭に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談や必要な支援につなぐ「伴走型相談支援」と、子育て支援サービスの利用負担軽減を図る「経済的支援」を一体的に実施します。

No.	項目	対象	取り組み内容
014	乳児健康相談 【再掲（P40）】	乳児とその保護者	身長・体重測定及び離乳食等の育児相談を行います。
035	子育て支援相談	乳幼児の保護者	子育てに関する悩みや不安、家庭問題から生じる育児不安の軽減を図ること等を目的に、心理士、保健師による個別相談を実施します。
036	オンライン保健師・栄養士相談	乳幼児の保護者	育児や離乳食で悩みごとがある保護者を対象に保健師または栄養士がオンラインで相談を実施します。
037	保育コンシェルジュ相談	乳幼児の保護者	保育所等の入所に関することや、園と保護者のマッチング等について、専門の相談員（保育コンシェルジュ）が相談に応じます。
038	女性のための相談	女性	離婚・家庭不和・異性問題に関する女性からのさまざまな相談に応じます。
039	民生委員・児童委員による見守りや相談活動	児童とその保護者等	民生委員・児童委員が家庭児童相談室・学校等と連絡・連携を図りながら、地域内の家庭や子どもに関する相談等に応じ、必要な援助を行います。また、「おでかけふらっと」や公開講座「子育てエッセンス」など、主任児童委員を中心に子育て世帯を対象としたイベントに参加することで、親子への声掛けや情報提供、相談先の周知を図ります。

## ②地域で子育て中の親子どうしが交流し、気軽に相談できる場

No.	項目	対象	取り組み内容
040	地域子育てステーション事業	就学前の子どもとその保護者	子育てに対する豊富なノウハウ・経験をもつ地域資源である幼稚園・認定こども園・保育所が子育て支援事業を実施します。
041	園庭・園内開放	就学前の子どもとその保護者	在宅の子育て家庭に安全な遊び場や交流の機会を提供します。
042	市立幼稚園等地域子育て支援推進事業	就学前の子どもとその保護者	未就園児の体験保育活動、子育て情報の提供や相談、保護者同士の憩いの場の提供と交流支援を行います。
043	地域子育て支援拠点事業	就学前の子どもとその保護者	多世代交流館、駅前子育て交流ひろば、地域子育て支援センター、ウッドイ子育て交流ひろばの4施設で、子育て中の親子が気軽に立ち寄り、交流や相談ができる場を提供します。また、市民センター等に出向き、親子での交流の場を提供します。

③子ども・子育てに関する情報提供

No.	項目	対象	取り組み内容
044	「さんだ子育てハンドブック」の発行	主に市内の小学校低学年までの子どもの保護者	市内のおでかけマップや仲間づくり、保育施設や相談先の情報など子育て家庭向けの子育て情報をまとめたハンドブックを発行します。
045	「社協だより」・ホームページやSNS等子育てに関する情報発信	全市民	「社協だより」に子育て情報を掲載します。また、親子で参加できる子育てグループ・サロンなど、気軽に行くことができる身近な地域の居場所を紹介します。
046	子育て支援アプリによる情報発信	妊婦、就学前の子どもの保護者	妊婦や就学前の子どもがいる人を対象に、子どもの月齢や年齢に応じた子育て情報を配信します。
047	分かりやすい子育て支援サービス等の情報発信の強化	全市民	ホームページをはじめ、多様な媒体やデジタルツール等を活用した、分かりやすい情報発信や相談支援のあり方について先進事例を研究し、取り組みの強化を図ります。
048	多世代交流館での情報提供	就学前の子どもとその家庭 中学生、高校生 子育て支援とその支援に関心をもつ市民	地域子育て支援拠点施設として、子育てに関する情報を総合的に収集・発信を行います。

## <取り組みの方向 2>

就学期の子どもに生きる力と豊かな感性を育む環境づくりを進めます

【学童・思春期】

### (1) 学童・思春期の心と身体健康づくりの推進



#### 現状と課題

・精神的かつ社会的成長も著しい学童期から思春期は、様々な葛藤を抱えたり、家族・友人との関係や学業について悩んだりする繊細な時期でもあります。子ども・若者の意識に関する調査では、「悩みや心配ごとを誰に相談するか」の設問に対し、中学生の13.6%が「誰にも相談しようと思わない」と回答しています。

・心身ともに大きく成長する学童期や、様々な社会的影響を受けやすい思春期において、健康づくりのために、適切な時期に健診や予防接種を受けることが重要です。

#### 方向性

- 学童・思春期が抱える友人関係や家族、不登校等に関する悩みの解決に向け、相談支援を行います。
- 小中高生を対象とした定期健康診断・予防接種等の健康管理の推進を図ります。また、食育に関するセミナー等の開催により「食」の大切さを啓発します。

No.	項目	対象	取り組み内容
033	子ども家庭センター 家庭児童相談【再掲(P44)】	18歳までの児童とその家庭	子どもの養育に困難を抱える家庭からの相談に応じ援助します。課題やニーズを的確に把握し、効果的な援助を行い、子どもの福祉の向上を図ります。平日夜間と休日には、子育てほっとラインさんだを開設し、児童養護施設の専門相談員が相談に応じます。
034	青少年の悩み相談【再掲(P44)】	小学生・中学生・高校生等 その保護者	青少年に関する友人関係・学校生活・進路・親子関係・不登校・いじめ等の悩みについて、その解決に向けた相談を行います。
049	予防接種事業	児童・生徒等	予防接種法に基づく接種を実施します。
050	定期健康診断	小中学校・特別支援学校の児童・生徒	小学校20校、中学校8校、特別支援学校1校の児童・生徒を対象に、学校保健安全法施行規則第6条の規定による健康診断項目を実施します。
051	学校環境衛生	市立小中学校・特別支援学校	教室の照度検査、プールの水質検査、空気環境調査を実施し、環境調査結果を基に学校薬剤師の指導を受け、安全、快適な学習環境の整備を行います。
052	健康教育	小学生・中学生	薬物乱用防止、たばこ、アルコールの害に関する指導を行います。

No.	項目	対象	取り組み内容
053	多世代交流館での食育に関するセミナー、調理講座の開催	小学生とその保護者	小学生や親子を対象としたクッキングを開催する中で、地場野菜等を使うなどの地産地消や、「食」と「農」の関わりを考え、「食」の大切さや楽しさ、農業のすばらしさを体験的に学べる機会を提供します。

## (2) 安全・安心な居場所づくりの推進

重点施策

### 現状と課題

- ・共働き家庭の増加に伴い、子どもだけで放課後を過ごす家庭が増加しています。
- ・子どもの健やかな成長には、安心できる場所や時間・人との関わりといった「居場所」が重要です。
- ・子ども・若者の意識に関する調査において、安心できる居場所の数が多いほど、生活満足度や自己肯定感等が高くなる傾向があります。
- ・子ども食堂（地域食堂）など、地域で多様な活動団体等が主体となった居場所が増加しています。活動団体等の主体性を尊重しながら、活動を支えることが求められています。

### 方向性

- 国の「こどもの居場所づくりに関する指針」を踏まえ、子ども・若者が安全・安心に過ごすことができる放課後子ども教室や放課後児童クラブの安定的な運営に努めます。
- 地域で子どもの居場所づくりに取り組む多様な活動団体等との連携・協働を検討・推進します。

No.	項目	対象	取り組み内容
054	放課後子ども教室	小学生	各小学校区内の子どもを対象に、地域の方々の参画のもと、放課後や週末に子ども同士・子どもと大人の交流機会を設け、体験及び学習活動にかかる事業を推進します。
055	放課後児童クラブ	就労などにより放課後に保護者が家庭にいない市内小学校等の児童	就労などにより放課後に保護者が家庭にいない小学校等の児童に適切な遊びや生活の場を提供し、その健全な育成を図ります。
056	多世代交流館「シニア・ユースひろば」	小学生 中学生 高校生からシニア世代等	フリースペース、音楽スタジオ、多目的フロアを備えた誰もが自分のペースで過ごせる心地よい居場所を提供し、世代間・地域間交流を図るため、来館者やボランティアを巻き込みながら交流を目的に事業を展開します。
057	地域で居場所づくりに取り組む団体への支援	地域での居場所	子ども食堂など、地域の多様な活動団体等との連携・協働を検討・推進します。

### (3) 不登校、いじめ、問題行動等への対応



#### 現状と課題

- ・小学生及び中学生の不登校児童生徒は、令和2年度以降、年々増加傾向にあります。
- ・学校は、いじめや不登校・問題行動の未然防止、早期発見・対応に取り組むために、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等と協働し、継続的な相談支援に取り組んでいます。

#### 方向性

- 学校は、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー等と協働を進め、関係機関と連携した、不登校や引きこもり等の未然防止、早期発見・対応に取り組めます。
- 児童生徒の状況に適した対応を行うため、校内サポートルームの設置や、三田市あすなろ教室との連携の他、フリースクール等の民間支援団体等との連携・ネットワークづくりを進めます。また、子どもの不登校に悩む保護者支援の環境づくりに取り組めます。
- 「三田市いじめ防止基本方針」に基づき、いじめの防止や適切な対応等について各校に周知し、「いじめ見逃しゼロ」に向けて取り組めます。

No.	項目		対象	取り組み内容
058	教育相談の充実		市立小中学校・特別支援学校	スクールカウンセラーをはじめ、スクールソーシャルワーカー、子どものサポーター、関係機関、保護者との連携により、児童生徒の悩みを積極的に受け止める校内の教育相談体制の充実を図ります。
059	不登校対策の充実		市立小中学校・特別支援学校・不登校児童生徒の保護者	三田市あすなろ教室(教育支援センター)において、カウンセリングや体験活動等を行い、学校復帰をはじめとする社会的自立に向けた支援を行います。また、SUNだっこカフェ(不登校保護者支援の会)の開催により、子どもの学校への行きづらさに悩む保護者の孤立防止と、次の一歩を踏み出すきっかけづくりを行います。
034	子ども家庭センター	青少年の悩み相談 【再掲(P44)】	小学生・中学生・高校生等 その保護者	青少年に関する友人関係・学校生活・進路・親子関係・不登校・いじめ等の悩みについて、その解決に向けた相談を行います。
060	青少年健全育成事業		青少年	非行防止を目的として、青少年補導員による街頭補導活動、学校・警察・補導員連絡会を開催する。また、家庭や学校、地域の関係諸団体が連携・協力し、非行防止活動や補導活動等、青少年の健全育成を図るとともに、ネットトラブルから青少年を守る啓発等の取り組みに努めます。

No.	項目	対象	取り組み内容
061	いじめ防止の取り組みの推進	市立幼稚園・認定こども園・小中学校・特別支援学校	いじめを許さない社会の実現に向けて、学校・保護者・地域・行政が一体となり、「三田市いじめ防止基本方針」や「学校いじめ防止基本方針」に基づく取り組みを推進します。
062	環境浄化事業	青少年	「白ポスト」により有害図書類を回収するとともに、有害図書类等自動販売機の撤去活動、有害図書類販売店への立入調査を行います。

## (4) 将来のための知識に関する教育や啓発の推進



### 現状と課題

・子ども・若者が、将来、自立した生活を営むためには、子ども・若者が主体的に社会に関わり、生きていくための知識等を身につけることが重要です。

・子ども・若者の意識に関する調査では、地域や近所の大人に対して望むことについて、「経験や知識を伝えてほしい」という回答が、中学生・高校生ともに約17%となっています。

### 方向性

●地域・家庭・学校が連携・協働する「さんだサイエンスフェスティバル」をはじめとする「こうみん未来塾」等の各種教育・啓発を通じて、子ども・若者が自ら学び、社会的・職業的自立に向けて必要となる資質・能力・態度等を身につけられるよう、取り組みを進めます。また、取り組みについては、三田市教育振興基本計画に基づくキャリア教育等との連携を図ります。

No.	項目	対象	取り組み内容
063	こうみん未来塾の開催	小学生・中学生 地域住民	科学技術に親しみを感じる子、グローバルに活躍する気概を持つ子、チャレンジ精神旺盛な子を育成するため、地域や教育機関、民間企業との協働により教室を開催します。
064	キャリア教育の推進	市立小中学校・特別支援学校	各学校でキャリア教育の組織的・系統的な推進体制を構築する。また、「キャリア・パスポート」を活用し、小学校から高等学校まで切れ目のない指導の充実を図り、児童生徒が社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現できる能力を育成します。
065	地域に学ぶ「トライやる・ウィーク」	市立中学校・特別支援学校	学校・家庭・地域が育てたい力を共有し、それぞれの役割を果たすことにより、社会での体験学習を通じて、生徒のより豊かな感性や創造性、自ら考え主体的に行動し問題を解決する力を育みます。
066	国際理解教育の推進	市立小中学校・特別支援学校	関係機関と連携を図り、様々な言語や文化にふれる機会を充実させるとともに、体験的な学習を取り入れ、国際的視野に立って持続可能な社会を実現するために必要な資質・能力を育成する教育の充実を図ります。

※三田市教育振興基本計画に基づく取組項目を一部掲載しています。

## <取り組みの方向 3>

### 子ども・若者の主体性を尊重し自立を促進します

#### 【青年期】

#### (1) 地域におけるふれあい・助け合いの推進



##### 現状と課題

・核家族化の進行や近所付き合いの希薄化などにより、子ども・若者が家族以外の大人と触れ合う機会が減少しつつあります。子ども・若者の自立心等を育むには、多様な世代の人との出会いや、豊かな経験の積み重ねが重要です。

・子ども・若者の意識に関する調査では、「どのような地域の行事や活動なら参加したいと思うか」の設問に対し、中学生・高校生ともに「自分の趣味や特技を生かせること」の回答が最も多くなっています。

##### 方向性

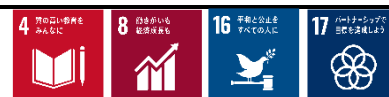
●未就学児から高齢者までの多様な世代が、気軽に交流できる場づくりを推進し、子ども・若者の健全育成を図ります。

●次代を担う地域の一員として、社会性や主体性等を培う機会の充実を図ります。

No.	項目	対象	取り組み内容
067	多世代交流館「子育て交流ひろば」での交流機会の提供	就学前の子どもとその保護者 中学生 高校生等	トライやる・ウィークやインターンシップ、高校生ボランティアの受け入れにより、中高生等が乳幼児とその保護者との交流を通じて、妊娠・出産・育児等について学ぶ機会を提供します。
068	多世代交流館「シニア・ユースひろば」での交流機会の提供	小学生 中学生 高校生からシニア世代等	イベントや事業を通じ、来館者・地域活動者・ボランティア活動者などが、世代間・ジャンル間交流を図り、相互理解を深め、支え合いや主体的な活動参加の促進につながる機会を設けます。
069	こうみん未来塾への高校生の参加	高校生	高校生が学校生活で得た学びを教える側として子どもたちに提供します。身近な高校生が地域の子どもたちに教えることで学びの循環を生み出します。

No.	項目	対象	取り組み内容
070	福祉学習の支援	小学生から高校生 各学校等	障害者や高齢者などあらゆる当事者との対話と共に体験する活動（例：当事者と車いすで巡る町中探検・高齢者疑似体験用具を活用した高齢者のお買い物体験など）を通じ、社会を築く一員としての相互理解を深める機会の提供を行います。（そのための、相談・調整・講師派遣・体験グッズの無料貸し出しを行います。）
071	地域交流事業の推進	児童・生徒等と地域 住民	身近な地域での対話や交流を通じ、世代間の多様性への理解促進を図る福祉学習を行います。

## (2) 就労支援、自立支援に向けた支援



### 現状と課題

- ・若者が、経済的な不安がなく、将来への展望を持って生活できるよう、市内企業とのマッチング等により、雇用の促進を図る必要があります。
- ・困難や生きづらさに直面し、働くことに踏み出せない若者に寄り添い、社会参画や就労への橋渡しができる環境づくりが重要です。

### 方向性

- ハローワークや関係機関との連携により、市内企業とのマッチング等の機会の充実を図り、若者の雇用を促進します。
- さんだ若者サポートステーション等との連携により、働くことに悩む若者が就職への第一歩を踏み出せる環境づくりに努めます。

No.	項目	対象	取り組み内容
072	雇用の促進	市内の求職者及び労働者	ハローワークや関係機関との連携により、三田地域就職面接会、個別相談によるマッチング、就労支援などを行い、市内事業所への雇用を促進します。
073	企業説明会及び見学ツアー等の開催	市内の学生や若者	テクノパークなどの市内企業等と学生・若者とのマッチングを目的とした企業説明会及び見学ツアー等を開催することで、企業の魅力発信や地元企業への就職に繋がります。
074	起業・創業支援	市内で創業しようとする人及び創業間もない人	創業に関する支援制度やセミナー等の情報発信を強化します。
075	さんだ若者サポートステーションとの連携による支援	働くことに悩む 15歳から 49歳の人	15歳から 49歳までの人を対象に、個々の状況に応じて就労に向けた様々なサポートを提供します（厚生労働省民間委託事業）。

### (3) 結婚を希望する方への支援・新生活への支援



#### 現状と課題

- ・本市の未婚率は、全国・兵庫県平均と比べ、男性が20歳代、女性は20歳代及び30歳代前半の未婚率が大幅に高くなっています（令和2年国勢調査）。
- ・結婚は、個人の意思により自由に選択されることが基本ですが、結婚を希望する若者が、その希望をかなえ、本市に定住して生活を送ることができる環境づくりが重要です。
- ・子ども・若者の意識に関する調査では、結婚を希望する若者が独身でいる理由として「適当な相手にまだめぐり会わないから」が最も多くなっています。

#### 方向性

- 結婚や出会いに関するイベントを実施する他、出会いだけでなく、交際から結婚までのプロセスをサポートし、結婚を望む人が希望する未来を築けるよう、総合的な支援体制を整えていきます。
- 結婚に伴って新生活を迎える家庭に対して、そのスタートアップを応援します。

No.	項目	対象	取り組み内容
076	出会い・結婚に関する総合的な支援	18歳以上の若者	結婚をまだ意識していない人、少し意識し始めた人、結婚を考え始めたカップルなど階層を分けた事業に取り組み、それぞれが想う三田での多様な理想の暮らしをサポートします。
077	結婚新生活支援事業	夫婦とも39歳以下の新婚世帯(※)	三田市内で新生活をスタートさせる新婚世帯の、スタートアップ費用を支援します。

(※) 対象は他にも要件あり

<取り組みの方向 1 >

子ども・若者の個性や可能性を伸ばすことを応援します

(1) 子ども・若者の権利に関する理解促進と啓発

重点施策

現状と課題

・令和4年度に「三田市人権を尊重し多様性を認め合う共生社会を目指す条例」を施行し、多様性を認め合い、自分らしく生きることができる共生社会の実現を目指しています。また、部落差別、女性、外国人、障害のある人、高齢者、子ども、性的マイノリティ、犯罪者被害等の人権課題の解決に向けた考えをまとめた「三田市人権施策基本方針」を策定し、教育・啓発等に取り組んでいます。

・子どもの人権が、家庭・地域・学校等のあらゆる場面で尊重されるためには、子ども・若者が権利の主体であることについて、地域全体で理解を深めることが大切です。

方向性

●三田市人権施策基本方針に基づき、本計画並びに三田市教育振興基本計画、三田市男女共同参画計画など各個別計画等により、分野横断的に共生社会の実現を目指し、取り組みを推進します。

●「子どもの権利条約」の4原則（「差別の禁止」「子どもの最善の利益」「生命、生存及び発達に対する権利」「子どもの意見の尊重」）やこども基本法の6つの基本理念を本計画の根幹に据え、子ども・若者が権利の主体であることが、子ども・若者だけでなく市民全体に広く理解されるよう、多様な機会や手法を活用し、普及・啓発に取り組むとともに、本計画を推進していきます。

No.	項目	対象	取り組み内容
078	子どもの権利に関する啓発や学習機会の充実	全市民	人権啓発誌「人権さんだ」の発行、子どもの権利を学ぶ啓発講座などの学習機会、分かりやすいリーフレット・ポスター等の作成など様々な媒体や手法を用いて、子どもや子どもに関わる大人への広報・啓発・研修等を推進します。
079	体罰防止対策の推進	全市民	児童虐待防止に関して、広く市民等に啓発活動を行います。
080	子どもの権利に関わる図書	全市民	読書を通じて子どもの権利を学ぶ機会を得られるよう、子どもの権利に関する図書の収集等を行います。
081	子どもの権利に関わる学校での取り組み	市立小中学校・特別支援学校	教職員が子どもの権利条約の4つの原則を理解し、児童生徒の発達を支える生徒指導を推進し、児童生徒一人一人が主体的に考えや意見が表明できる取り組みを充実させます。

### こども基本法の6つの基本理念

こども基本法では、「子どもの権利条約」の4原則（「差別の禁止」「子どもの最善の利益」「生命、生存及び発達に対する権利」「子どもの意見の尊重」）の趣旨を踏まえ、次の6つの基本理念を規定しています。

- すべてのこどもは大切にされ、基本的な人権が守られ、差別されないこと
- すべてのこどもは、大事に育てられ、生活が守られ、愛され、保護される権利が守られ、平等に教育を受けられること
- 年齢や発達の程度により、自分に直接関係することに意見を言えたり、社会のさまざまな活動に参加できること
- すべてのこどもは年齢や発達の程度に応じて、意見が尊重され、こどもの今とこれからにとって最もよいことが優先して考えられること
- 子育ては家庭を基本としながら、そのサポートが十分に行われ、家庭で育つことが難しいこどもも、家庭と同様の環境が確保されること
- 家庭や子育てに夢を持ち、喜びを感じられる社会をつくること

出典「すべてのこども・おとなに知ってほしい こども基本法とは？」

## (2) 子ども・若者の発達に応じた多様な体験活動や学びの場の充実と活躍の支援

重点施策

### 現状と課題

- ・多様な遊びや体験活動は、子ども・若者の豊かな情操や人間性を育む上で重要であり、心身の健全な発達につながります。
- ・子ども・若者の意識に関する調査では、体験活動の頻度が高いほど、自己肯定感等も概ね高くなる傾向があります。

### 方向性

- 子ども・若者の自立性・社会性を育むため、多様な体験活動や学びの場の充実を図ります。また、子ども・若者が自らの可能性に気づき、将来の夢を持って前向きに成長できる環境づくりに取り組みます。

No.	項目	対象	取り組み内容
082	有馬富士自然学習センター	全世代	自然に親しみ、自然学習、環境学習に対する理解を深めることを目的に、参加体験型プログラムを実施します。
083	野外活動センター	全世代	豊かな自然の中で、誰もが気軽に自然の大切さを学び、人と人とのつながりや社会性を豊かにする機会・場所を提供します。
084	環境教育推進事業	全市民	環境問題についての理解と関心を深め、環境に配慮した行動を促進するため、環境セミナーやイベントの開催、環境教育副読本の配布などを行います。
085	三田の歴史と文化財の普及啓発	全市民	旧九鬼家住宅資料館、ふるさと学習館、三輪明神窯史跡園の施設を活用して、市所蔵資料等を用いた体験学習や展示、出前授業・講座等を行います。また、市民協働による郷土学習支援に努めます。
086	文化・芸術の普及・育成事業	就学前の子ども～高校生	総合文化センターの親子鑑賞・参加型事業や青少年芸術鑑賞事業として、子どもや青少年が文化・芸術に触れる機会を積極的に提供します。
087	ガラス工芸館	小学生以上	ガラス工芸館を活用し、ガラスに対する親しみと興味を深めてもらうための、小学生を対象とした特別体験講座を開催します。

No.	項目	対象	取り組み内容
088	地域スポーツ活動支援事業	全市民	第3次三田市スポーツ推進基本計画に基づき、子どもの体力向上に向け、行政や各スポーツ関連団体が協働して取り組みを進めていきます。また小学生、中学生にアスリートとのふれあう機会を創出するスポーツ「夢」プロジェクトを実施します。
089	図書館	子どもとその家庭 市内学校 読書活動団体	移動図書館の巡回や図書の団体貸出を通して、図書館の活動を館外や遠隔地にも広げるとともに、図書の団体貸出を通じて幅広く市内の学校や読書活動団体の支援を行います。また、読み聞かせボランティアに活動の場を提供し、おはなし会を実施します。
090	ボランティア体験の推進	全世代	ボランティア活動をしたい、してほしい人の相談、調整等の支援を行います。また、活動者育成に向け、ボランティア活動体験のできるイベントや育成講座を実施します。
065	地域に学ぶ「トライやる・ウィーク」【再掲(P52)】	市立中学校・特別支援学校	学校・家庭・地域が育てたい力を共有し、それぞれの役割を果たすことにより、社会での体験学習を通じて、生徒のより豊かな感性や創造性、自ら考え主体的に行動し問題を解決する力を育みます。

### (3) 子ども・若者の意見表明や参加機会の充実

重点施策



#### 現状と課題

- ・子ども・若者の意見が尊重されることは、子ども・若者の権利の一つであり、まちづくりへの愛着を育むことや、地域の一員としての主体性を高めることにもつながります。
- ・子ども・若者の意識に関する調査では、「市に意見を伝えたり、意見の実現に向けて一緒に取り組む機会に参画したい」と思う割合が、中学生 51.7%、高校生 35.6%、若者 46.4%となっています。
- ・令和6年度に実施した、こどもまんなかワークショップやオンライン意見箱では、中学生・高校生から「子どもが意見を伝えやすくなるには、安心して話せる雰囲気づくりや、周りの温かい反応が必要」等の意見がありました。意見を伝えやすい場づくりや、意見を伝える多様な手法が求められています。

#### 方向性

- 子ども・若者が、地域社会の一員として意見を表明できるような多様な機会や手法を確保するとともに、施策の推進等に意見を反映させる仕組みづくりについて、先進事例を研究しながら取り組みます。

No.	項目	対象	取り組み内容
091	高校生議会	市内高校に通う高校生	高校生が議員となり、議会に倣って質問提案を行います。議論や調査活動を経験することで、市政への参加意欲と地域への愛着を醸成するとともに、主体的な行動力を養います。
069	こうみん未来塾への高校生の参加【再掲(P53)】	高校生	高校生が学校生活で得た学びを教える側として子どもたちに提供します。身近な高校生が地域の子どもたちに教えることで学びの循環を生み出します。
092	三田スモカモス・プロジェクト	市内在住・在学の若者(大学生、短期大学生、専門学校生の方など)	市内事業者が抱える課題をミッションとして課題解決に取り組む「活動体験」と、どんな自分でありたいか、どんな生き方をしたいかを考えるワークショップを通じて、地域や事業者とともに、学生が三田をフィールドに「できること」を発見し、自身の「在り方・生き方」を深めるきっかけを作ります。

No.	項目	対象	取り組み内容
093	三田学生サミット	高校、大学(大学院)、短期大学、専門学校に籍を置く学生 学生が過半数以上で構成されるグループ (代表者が学生)	三田市と学生団体「こみんか学生拠点」の共催により学生のまちづくり活動を広くPRする機会として「三田学生サミット」を開催します。 学生サミットは、①学生が三田をフィールドに取り組むまちづくりに関するユニークなアイデアや活動の発表と、②まちづくりに関心を持つ学生と地域の人々がつながる交流会を実施し、新たな活動が生まれるきっかけや今後の共創を生み出すことを目指します。
094	若者のまちづくり検討会議	市内に在住・在学・在勤の学生・社会人・子育て世代、約10人 (うち、一般募集は3名程度)	学生・社会人・子育て世代といった肩書も年代も異なる人たちが、「活動の拠点となる場」の創出について具体的な案を考えるとともに、三田市が選ばれるまちになるために、必要なことをそれぞれの立場で意見し、同時に自分たちができることを考える機会を創出します。

### 子ども・若者の意見が聴かれ、反映されることの意義

子ども・若者に影響を与える施策について、子ども・若者自身の意見が聴かれ、反映されることは、子ども・若者と社会にとって大きく2つの意義があります。

#### ➡1つ目の意義

「子どもや若者の状況やニーズをより的確に踏まえることができ、施策がより実効性のあるものになる」ことです。子ども・若者のニーズを施策に反映させることは、よりよい社会づくりにつながり、また、子ども・若者の地域社会への愛着を育むことも期待されます。

#### ➡2つ目の意義

「子どもや若者にとって、自らの意見が十分に聴かれ、自らによって社会に何らかの影響を与える、変化をもたらす経験は、自己肯定感や自己有用感、社会の一員としての主体性を高めることにつながる。ひいては、民主主義の担い手の育成に資する。」ものです。

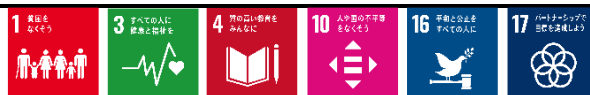
意見をもつための様々な支援を行うことも重要です。多くの子ども・若者が意見を持ち、それを言えるようになるには、幼少期から、家庭や学校、地域等において、日常的に「あなたはどう思う？」と聴かれ、その意見が尊重される経験を積み重ねていくことが必要です。

国や地方自治体が子ども・若者の意見を聴く取組をしていくことで、子ども・若者に関わる様々な場において、子ども・若者の意見を尊重する意識が醸成されることが期待されます。

出典「子ども・若者の意見の政策反映に向けたガイドライン」

**<取り組みの方向 2>  
様々な状況にある子ども・若者や家庭が安心して暮らせるよう支援します**

**(1) ひとり親家庭への支援**



**現状と課題**

・18歳未満の子どもがいる世帯に占めるひとり親世帯の割合は市内で年々増加しており、養育費を受け取っていないひとり親世帯の割合は、令和5年度で66.2%となっています。仕事と子育てを一手に担うひとり親家庭は、日常生活や就労など、様々な面で困難に直面しやすい状況にあります。

**方向性**

●ひとり親家庭が抱える様々な課題に対応するため、生活支援や就業支援など幅広い分野にわたって支援できるよう、関係機関と連携し、総合的に取り組みます。

No.	項目	対象	取り組み内容
095	ひとり親家庭等自立支援事業	ひとり親家庭及び寡婦	母子・父子自立支援員がひとり親家庭の自立に必要な助言指導を行い、経済的自立を支援し、生活基盤の安定を図ります。
096	母子生活支援施設事業	母子家庭	保護を要する母子に、母子生活支援施設への入所措置を行い安全を確保するとともに、生活基盤の安定と自立に向け支援します。
097	ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金	ひとり親家庭の母または父	就職やキャリアアップのために、受講した指定教育訓練講座の経費の一部を支給し、安定的に就労できるよう能力開発と自立促進を支援します。
098	ひとり親家庭自立支援プログラム策定事業	ひとり親家庭の母または父	ハローワークと連携し、経済的自立及び就労支援を図ります。また、ハローワークとの連携強化、制度の周知に努めます。
099	ひとり親等ファミリーサポートセンター援助活動利用料助成事業	ひとり親のファミリーサポートセンター援助活動利用者	ファミリーサポートセンター援助活動利用料の一部助成（所得制限あり）により、利用料負担の軽減を図り、生活の安定と自立を支援します。
100	ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	ひとり親家庭の親又は子	高等学校を卒業していない、ひとり親家庭の親又は子の学び直しを支援するため、高卒認定試験の合格を目指す対策講座の受講に要する費用の一部を支給します。

No.	項目	対象	取り組み内容
101	高等職業訓練促進給付金等事業	ひとり親家庭の母または父	就職や転職に有利な資格の取得のため養成機関（大学・短大・専門学校等）で訓練を受ける場合に、修業期間の安定した生活支援のための給付金を支給し、生活における経済的負担の軽減を図り、資格取得を容易にします。
102	養育費確保支援事業	ひとり親家庭の親	ひとり親家庭等の支援を進めるために、養育費の取決めや確保に要する費用の一部を支給します。
103	市営住宅への多子世帯等の優先入居	母子・父子、障害者、多子等の世帯	市営住宅の募集に際し、一定戸数について、対象世帯を優先して抽選を行うなど優先入居の促進を図ります。

## (2) 障害のある子どもへの支援



### 現状と課題

・身近なところで切れ目なく相談できる支援体制などを通して、障害がある子どもや支援を必要とする子どもとその家庭への、保育所などの利用支援・就学支援・生活や子育てに関する相談支援等に取り組んでいます。

### 方向性

- 障害のある子どもや支援を必要とする子どもが、ライフステージを通して切れ目なく支援を受け、地域で健やかに成長できるよう、地域や関係機関と連携した相談体制の強化や、一人一人の障害や特性に応じた療育・教育を進めます。
- 特別支援教育サポートセンターを設置し、専任コーディネーターや特別支援学校教員の専門性を活用し、早期からの相談支援に取り組めます。
- 共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの構築のために、学校・園等での適切な指導や必要な支援、合理的配慮が提供されるような体制整備と理解促進に努めます。

No.	項目	対象	取り組み内容
104	乳幼児健診事後指導教室	1歳6か月から3歳までの子どもとその保護者	親と子の遊びを通じて、親自身が子どもへの接し方を学び、子どもの健全な発育発達を支援します。
105	ことばと育児の相談会	ことばが遅い等、発達に課題をもつ子どもとその保護者	必要に応じて、発達検査や、医師による相談、保護者に対する助言・育児相談を行います。
106	児童発達支援事業	0歳～就学前の障害児	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行います（第2子以降は、一定の条件を満たせば軽減措置あり）。
107	障害児保育事業	障害児の受入を円滑に推進し実施する保育所	障害児の受入を円滑に進めるため、保育所における人員配置に対する補助を実施します。
108	特別支援教育推進事業	保育所 幼稚園 認定こども園 市立小中学校・特別支援学校	来所型・巡回型の各種相談事業、研修会の開催・講師派遣等の資質向上事業、教育支援委員会・教育相談支援チーム連絡会等支援体制を構築し、児童生徒の適正な就学、個に応じた指導・支援の充実を図ります。
109	障害児一時預かり事業	0歳～就学前の障害児	保護者のやむを得ない理由により、障害児を一時的に預かります。
110	保育所等訪問支援事業	18歳までの障害児	障害児以外の児童との集団生活に適應するための専門的な支援、その他必要な支援を共有するために保育所等に訪問します。

No.	項目	対象	取り組み内容
111	ボランティアの支援	子育て支援に関するボランティアニーズをもつ市民 セルフヘルプグループ等	セルフヘルプグループの活動におけるイベントや託児等へのボランティア活動相談や調整などの支援を行います。また、活動者育成に向けた養成講座を行います。
112	放課後等デイサービス事業	小学1年～高校3年生までの就学中の障害児	生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進、その他必要な支援を行います。
113	自立支援医療（育成医療）	18歳未満の身体上の障害がある児童等	確実な治療効果が期待できる場合に指定医療機関での医療費の支給を行います（所得制限あり）。
114	インクルーシブ教育システムの構築	保育所 幼稚園 認定こども園 市立小中学校・特別支援学校	障害のある子どもについて教職員の正しい理解を深めるとともに、一人一人の教育課題に対して、個に応じた自立に向けての指導に関する教育を推進できるように、相談・研修体制の充実により、共に学ぶ環境や仕組み（インクルーシブ教育システム）の構築を図ります。

### (3) 児童虐待や体罰防止、ヤングケアラー支援等の取り組み強化

重点施策



#### 現状と課題

・家庭児童相談件数・虐待相談件数ともに令和2年度から増加傾向にあり、令和5年度は家庭児童相談件数が1,287件、虐待相談件数が726件と最も高い数値となっています。

・体罰は、法律で禁止されています。就学前児童保護者及び小学生保護者のニーズ調査では、体罰の禁止を認識しているかに関わらず、約4割が「子どもを叩いたことがある」と回答しており、子育ての負担感が大きい人ほど、「体罰の禁止を知っているが、叩いたことがある」の割合が高くなる傾向があります。

・令和4年度に実施した、子育て世帯の経済状況と生活実態に関する調査では、家族を世話することが常態化している子どもが一定数存在することについて明らかになりました。発見が困難で問題が顕在化しにくいヤングケアラーを早期に発見し、適切な支援につなぐことが必要です。

#### 方向性

●虐待を受けている子どもや支援を必要としている家庭を早期に把握し、必要な支援につなげられるよう、「子ども家庭センター」を中心とした母子保健と児童福祉の一体的支援や情報共有を行います。また、要保護児童対策地域協議会をはじめとする関係機関等との連携を更に強化します。

●家庭児童相談員の増員を図るとともに、子どもと家庭双方に対する高い専門性を持つ「こども家庭ソーシャルワーカー」の資格を有する職員の配置を推進します。

●親子関係形成支援事業などを通し、子育ての悩みや不安を抱えている保護者に対し、健全な親子関係の形成に向けた支援を行うとともに、体罰禁止について、あらゆる場面での啓発を図ります。

●ヤングケアラーの状況を早期に把握するとともに、本人の意向を尊重しつつ、子どもが自分自身の状況を見直す機会を持つことができるよう、当事者と家庭への啓発や相談支援体制の充実を図ります。

No.	項目		対象	取り組み内容
032	子ども家庭センター	母子保健相談【再掲(P44)】	妊娠期・出産期から子育て期までの保護者	妊娠期・出産期から子育て期までの、様々な悩み・質問・相談について専任の保健師等が対応する総合相談窓口の充実を図ります。
033		家庭児童相談【再掲(P44)】	18歳までの児童とその家庭	子どもの養育に困難を抱える家庭からの相談に応じ援助します。課題やニーズを的確に把握し、効果的な援助を行い、子どもの福祉の向上を図ります。平日夜間と休日には、子育てほっとラインさんだを開設し、児童養護施設の専門相談員が相談に応じます。
034		青少年の悩み相談【再掲(P44)】	小学生・中学生・高校生等 その保護者	青少年に関する友人関係・学校生活・進路・親子関係・不登校・いじめ等の悩みについて、その解決に向けた相談を行います。

No.	項目	対象	取り組み内容
115	要保護児童対策地域協議会	児童福祉法に規定する要支援児童	要支援児童等の早期発見及び適切な保護を図るため、関係機関がその児童や保護者に関する情報や考え方を共有し、適切に連携して対応します。
079	体罰防止対策の推進 【再掲(P57)】	全市民	児童虐待防止に関して広く市民等に啓発活動を行います。
116	未就園児全戸訪問事業	未就園児童 (4歳・5歳児)	未就園児童を対象とした家庭訪問を実施。児童虐待予防、早期発見・早期対応に繋がります。
117	支援対象児童等見守り強化事業	養育者のレスパイト支援が必要な児童(年長以上)	虐待リスク等の高まりを未然に防ぐため、養育疲れ等養育者のレスパイト支援として、NPO法人等の民間施設を活用した児童の一時預かりを実施します。
118	親子関係形成支援事業	18歳までの児童とその家庭	親子間の適切な関係性構築を目的としたペアレントトレーニングを実施します。
119	子育て世帯訪問支援事業	養育状況が不適切な家庭等で家庭児童相室が支援を必要と判断した家庭	養育状況が不適切な家庭等で家庭児童相室が支援を必要と判断した家庭に家事育児ヘルパーを派遣します。
120	こども家庭ソーシャルワーカー資格取得者の配置	子ども家庭センター相談員	子どもと家庭双方に対する高い専門性を持つ「こども家庭ソーシャルワーカー」の資格を有する職員の配置を推進します。
121	ヤングケアラーへの支援	支援を必要とする児童・家庭	家族の世話を過度に行っているヤングケアラーの把握のための調査を実施します。学校・子ども家庭センター・三田市生活安心サポートセンター等の関係機関が適切に情報共有し、本人の負担を軽減し、必要なサービス支援につなげる体制の整備に取り組みます。

## (4) 外国にルーツのある子ども・若者への支援



### 現状と課題

・本市の外国人市民は年々増加しています。令和6年3月末現在、1,318人（44の国・地域）で、過去最高の人数となり、総人口の約1.2%を占めています。

・両親またはそのどちらか一方が外国出身者であるなど、複数の言語や文化につながりがある、外国にルーツのある子ども・若者が増加しています。言語のみならず、文化や習慣の違いによって直面する困難に対して、状況に応じたきめ細やかな支援が求められています。

### 方向性

●外国にルーツがある子ども・若者や家庭が、地域で孤立したり、不利益を被ったりすることがないように、学校園所や三田市国際交流協会等と連携し、母語による学習支援や心のケア、日本語学習支援、円滑に子育てサービスを受けるためのサポートなど、必要な支援を進めます。

No.	項目	対象	取り組み内容
122	外国につながる子どもへの支援	言語や文化が異なる幼児及び保護者	言語や文化の異なる幼児が、円滑な教育・保育等の利用ができるよう、保護者及び施設等に対し必要な支援を行います。
123	外国人児童生徒等への支援	市立小中学校・特別支援学校	県の「多文化共生サポーター」や市の「外国人語学指導員」の配置により、帰国・外国人児童生徒への学習支援や日本語習得を支援するとともに、すべての児童生徒がそれぞれの母国文化を尊重する姿勢を養います。
124	子どもにほんご教室スキップ	外国にルーツのある子ども	ボランティアスタッフが、日本語学習などをサポートします。
125	国際交流プラザ	外国人市民等	情報提供や相談等を通じて、外国人市民の生活を支援します。教育相談会など、テーマを設定した相談の機会も提供します。
126	通訳・翻訳制度	外国人市民等	乳幼児健診、学校園所への入学入園手続や保護者懇談など、市の行政手続きを円滑に行うことができるよう、通訳・翻訳サービスを提供します。
127	行政情報の多言語化	外国人市民等	円滑に子育てサービスを受けることができるよう、多言語版ニュースレター、さんだ子育てハンドブック多言語版などを発行し、行政情報の多言語化を進めます。

## <取り組みの方向 3>

### 生活困窮を抱える家庭の子ども・若者が等しく成長できるよう支援します

#### (三田市こどもの貧困の解消に向けた対策計画)

令和4年度に実施した「子育て世帯の経済状況と生活実態に関する調査」の結果に基づき、全ての子ども・若者が、生まれ育った家庭環境や経済状況に左右されることなく、その能力や可能性を広げるために必要な学び・経験等を積み重ね、夢や希望を持って成長することができるよう支援に取り組みます。なお、本節は、令和6年6月改正「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」第10条の2に定める「市町村計画」として位置づけます。

### (1) 早期発見・早期支援の体制の強化



#### 現状と課題

- ・子育て世帯の経済状況と生活実態に関する調査によると、経済的理由による欠乏経験（「習い事ができなかった」等）について、全体的には改善が見られた一方で、収入が少ない世帯では改善が見られなかったことから、家庭の経済状況の二極化が進んでいることが懸念されます。
- ・経済基盤が安定していない家庭を、早期に発見・支援できる相談支援体制づくりが必要です。

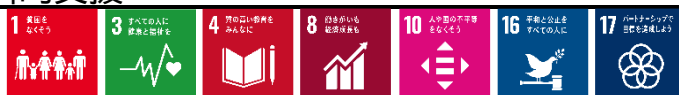
#### 方向性

- 妊娠期から学童・思春期、青年期に至るまで、生活に困難を抱える子ども・若者及び家庭を早期に発見し、必要な支援につなげます。
- 庁内の関係部署をはじめ、民間支援団体や関係機関と密に連携・協働しながら子ども・若者及び家庭に寄り添うことで、地域全体で孤立防止を図ります。
- 三田市地域福祉計画に基づき、包括的な支援体制の構築に向けて重層的支援体制整備事業に取り組むことにより、分野を超えた多機関協働による相談支援体制を強化します。

No.	項目		対象	取り組み内容
032	子ども家庭センター	母子保健相談【再掲(P44)】	妊娠期・出産期から子育て期までの保護者	妊娠期・出産期から子育て期までの、様々な悩み・質問・相談について専任の保健師等が対応する総合相談窓口の充実を図ります。
033		家庭児童相談【再掲(P44)】	18歳までの児童とその家庭	子どもの養育に困難を抱える家庭からの相談に応じ援助します。課題やニーズを的確に把握し、効果的な援助を行い、子どもの福祉の向上を図ります。平日夜間と休日には、子育てほっとラインさんだを開設し、児童養護施設の専門相談員が相談に応じます。

No.	項目	対象	取り組み内容
034	子ども家庭センター 青少年の悩み相談 【再掲(P44)】	小学生・中学生・高校生等 その保護者	青少年に関する友人関係・学校生活・進路・親子関係・不登校・いじめ等の悩みについて、その解決に向けた相談を行います。
115	要保護児童対策地域協議会【再掲(P68)】	児童福祉法に規定する要保護児童	要支援児童等の早期発見及び適切な保護を図るため、関係機関がその児童や保護者に関する情報や考え方を共有し、適切に連携して対応します。
128	スクールソーシャルワーカーと協働した支援	小中学校	学校と福祉機関等との連携、福祉的な視点から教職員への指導助言や関係機関との連携のコーディネート、必要に応じて家庭訪問等児童生徒や保護者への直接的な支援も行います。
129	多機関協働事業（重層的支援体制整備事業）	複合的な地域生活課題を抱える者・世帯	各支援機関が受け止めた相談の内、複雑化・複合化して単独の機関では解決が困難な課題について、分野を超えた多機関が協働して解決する仕組み（多機関協働支援会議）を活用して課題を解きほぐしつつ、各機関が連携しながら包括的な支援を行います。

## (2) 保護者に対する就労支援・経済的支援



### 現状と課題

・子ども・若者が健やかに成長する過程においては、家庭の経済状況の安定が重要です。特にひとり親家庭においては、仕事と子育ての両立の困難さを抱え、不安定な就労等により生活困窮に陥るリスクが高いため、家庭の経済基盤の安定を確保するための就労支援や経済的支援が必要です。

### 方向性

●家庭の状況や所得に応じた経済的支援や就労支援に取り組むことにより、経済基盤の弱い家庭の生活の安定につなげます。

No.	項目	対象	取り組み内容
130	生活困窮者自立支援事業	生活困窮者 生活困窮に陥る恐れのある者	生活困窮者が抱える状況や課題について、生活困窮者やその家族・その他の関係者からの相談に応じ、情報提供等の相談支援を行います。また、生活困窮者の同意の上、自立に向けた支援計画を作成し、就労支援を含んだ包括的な支援を行います。

※上記に加え、家庭の状況に応じて、ひとり親家庭支援への各種支援（P63-64）や各種経済的支援（P80-81）と合わせて負担軽減を図ります。

### (3) 居場所づくり・学習・進学への支援



#### 現状と課題

- ・子ども食堂（地域食堂）が、食事の提供と様々な世代との交流・体験等を通じ、子どもの主体性や、子ども・保護者・高齢者等のつながりを育む居場所として機能しています。
- ・就学援助については一定の需要があり、子どもの学校生活にかかる経費に対する経済的支援の重要性が増しています。
- ・生まれ育った家庭環境や経済状況に左右されることなく、子ども・若者が夢や希望を持って成長できる環境づくりが重要です。

#### 方向性

- 子ども食堂（地域食堂）など、地域で子どもや家庭の社会的孤立の防止等に取り組む多様な活動団体等と連携・協働し、子ども・家庭を支える環境づくりを検討・推進していきます。
- 経済的な理由により就学困難な児童・生徒の保護者に対する支援や、学習支援の環境づくりに努めます。

No.	項目	対象	取り組み内容
057	地域で居場所づくりに取り組む団体への支援 【再掲(P49)】	地域での居場所	子ども食堂など、地域の多様な活動団体等との連携・協働を検討・推進します。
131	子どもの学習・生活支援	生活保護世帯及び生活困窮世帯の子どもとその保護者	貧困の連鎖を防止するために、十分な学習・体験の機会が得られない子どもに対して学力向上を目的とした学習支援を行うとともに、将来への希望が持てるように包括的な支援を行います。
132	要保護・準要保護児童生徒 就学援助事業	経済的理由により就学が困難な市立小中学校・特別支援学校に在籍している児童・生徒の保護者	経済的理由によって義務教育を受けることが困難と認められる児童・生徒の保護者に対して、給食費・学用品費等、学校教育に必要な経費の援助を行います。
133	高等学校等入学支援金	高等学校等の第1学年に在籍している者の保護者	所得基準等の要件を満たす保護者に対して入学支援金を支給します。

<取り組みの方向 1 >

子ども・若者をまんなかに地域が見守り助け合う関係づくりを促進します

(1) 親育ちへの支援強化

重点施策



現状と課題

- ・子どもの健やかな成長のためには、保護者自身が子育てに喜びを感じ、心にゆとりをもって子育てすることが重要です。親子の愛着形成や家族との触れ合いを通して、子どもの豊かな情操や社会性などが育まれます。
- ・就学前児童保護者及び小学生保護者のニーズ調査において、「子育てを楽しめている」の回答が9割を超えています。

方向性

- 子どもの人格形成において大きな役割を担う家庭教育の重要性について、保護者に周知するとともに、保護者が喜びを感じながら子育てができるよう、保護者同士の交流を通じた仲間づくりの機会や、子育てに関して学べる場を提供します。
- 多世代交流館をはじめとする地域子育て支援拠点を中心に、子育てを支援する仲間づくりの推進を図るなど、子育て関連グループの活動を支援します。

No.	項目	対象	取り組み内容
134	家庭教育充実事業	小学生の保護者	保護者同士のつながりを図り、様々な機会を通じて家庭教育の学習の場とするため、各小学校で家庭教育学級を開設し自主的な企画運営により年間概ね4講座を開催します。
135	子育てグループの支援	就学前の子どもとその保護者	多世代交流館登録子育てグループに講師の派遣や備品の貸出等の支援を行い、グループ連絡会の開催、また、全体会（親子のふれあい活動、グループ交流会）を開催し、グループ間の交流を図ります。

## (2) 子育て・子育て支援への参加促進とネットワークづくり

重点施策

### 現状と課題

- ・次代を担う子どもや子育て家庭を、地域全体で支えることができるよう、子育て支援に関わる担い手の育成や、地域の子育て力の向上につながる環境づくりが重要です。
- ・就学前児童保護者及び小学生保護者のニーズ調査では、「子育てが地域で支えられていると感じるか」という設問に対し、約3割が「あまりない」と回答しています。
- ・子育てに関わる関係機関・団体調査では、「子どもに関わる支援者が集い、支援の課題や取り組みについて、情報交換や議論する場が必要」という声がありました。

### 方向性

- 子育て支援に関わる担い手の養成・育成活動を行うとともに、多様な担い手同士の交流を促進し、連携・協働につながるネットワークづくりに取り組みます。

No.	項目	対象	取り組み内容
136	多世代交流館でのボランティアの養成・育成	子育てとその支援に関心のある人	ボランティア養成講座を開催し、多世代交流館の運営に関するボランティアを養成します。また、これらボランティアが中心となる市民協働参画型事業を展開し、ボランティア交流の機会を設けます。
137	ボランティア活動センターによる支援	登録ボランティアグループ、全市民	登録ボランティアグループの活性化や団体間連携による活動促進の相談支援を行います。また、ボランティア活動のステップアップや新たな活動者育成に向けた養成講座を実施するなど、市内ボランティア活動の支援・活性化を図ります。
138	地域ふれあい活動推進事業	地域住民	住民一人一人が健康で生きがいをもって、安心して暮らすことができる地域社会をめざし、各地区で子育て支援事業などを展開するふれあい活動推進協議会の活動を支援します。
139	民生委員・児童委員活動	地域住民	子育て世帯への支援を目的とした委員同士の意見交換や家庭児童相談室との情報共有を行うことで、関係機関とのネットワークづくりを進めるとともに、子育てについての円滑な相談・支援活動に取り組みます。

### (3) 学校・家庭・地域の連携と協働

重点施策



#### 現状と課題

・子ども・若者の健やかな成長には、世代を超えた多くの人たちとのふれあいが大切です。保護者・学校・地域住民の相互の取り組みにより、地域全体で子どもの成長を支える環境づくりが必要です。

#### 方向性

●学校・家庭・地域が相互に連携し、子どもの健やかな成長を支える活動を推進するとともに、校区に合ったコミュニティ・スクールの充実を図ります。また、多様な活動や多世代交流などの機会の確保に努めます。

No.	項目	対象	取り組み内容
140	幼稚園等元気アップ共育事業	市立幼稚園 認定こども園	各園が教育目標の実現をめざすため、地域人材や外部人材を活用した体験活動等（芸術体験活動、言語活動、自然体験活動等）を通じて、「豊かな心」や「人とかかわる力」を育てます。
141	オープンスクールの実施	市立幼稚園 認定こども園 市立小中学校・特別支援学校	学校園の積極的な情報発信の場として、「オープンスクール」を開催するなど、学校園教育に対する地域住民の関心・理解を深め、地域で子どもを育てていく体制づくりを進めます。
142	学校評価の実施	市立幼稚園 認定こども園 市立小中学校・特別支援学校	各学校園で行うPDCAサイクルに基づく学校評価の実施と公表により、家庭・地域との連携と協働を図り、学校運営を充実させます。
143	コミュニティ・スクール推進事業	市立小中学校・特別支援学校	学校・保護者・地域住民等から構成する「学校運営協議会」を設置し、地域の主体的な学校運営への参画を可能とするとともに、学校・家庭・地域が学校教育目標を共有し、一体となって子どもを育む仕組みづくりを進めます。
144	学校支援ボランティア事業	市立小中学校・特別支援学校	保護者及び地域の方々にボランティアとして小中学校を支援していただく活動を推進し、学校の教育活動に地域の教育力を活かすとともに学校及び地域の活性化を図ります。

## <取り組みの方向 2>

必要な子育て支援がいつでも、もれなく受けられるよう支援します

### (1) 多様な教育・保育・子育て支援サービスの充実



#### 現状と課題

- ・子育て家庭が、経済的な不安や孤立感を抱いたり、仕事との両立に悩んだりすることなく、心にゆとりを持って子どもと向き合えるよう、多様な子育て支援サービスの充実を図ることが重要です。
- ・保育園・幼稚園の認定こども園化、受け入れ児童数の拡大や保育施設の開設等の待機児童対策により、待機児童数は概ね解消されています。
- ・放課後児童クラブについて、就学前児童保護者のニーズ調査では、過半数が「利用したい」と回答しています。

#### 方向性

- 働き方の多様化に伴う、多様な保育ニーズに対応した子育て支援サービスの充実を図ります。
- 放課後児童クラブについて、定員に余裕のあるクラブへの送迎や、長期休業期間中の午前8時開所をはじめとする弾力的運用に取り組みます。
- 保育所等に通っていない子どもを対象とした「こども誰でも通園制度」を実施し、家庭とは異なる経験を通じた子どもの成長を支えるとともに、保護者の子育ての負担軽減を図っていきます。

No.	項目	対象	取り組み内容
145	通常保育事業	保育が必要な就学前の子ども	保護者の就労や病気等の理由で保育が必要な場合に、保護者に代わって保育を行い、子育てしやすい・働きやすい社会をめざします。
055	放課後児童クラブ 【再掲(P49)】	就労などにより放課後に保護者が家庭にいない市内小学校等の児童	就労などにより放課後に保護者が家庭にいない小学校等の児童に適切な遊びや生活の場を提供し、その健全な育成を図ります。
146	延長保育事業	保育が必要な就学前の子ども	保護者の勤務や通勤時間等の関係で、通常の保育時間内では送迎できない場合に一定の要件のもと、幼児を延長時間に保育します。
147	一時預り事業 (一般型)	就学前の子ども	保護者の就労形態、傷病、育児疲れ解消等により、一時的に保育が必要となる幼児を保育所等で保育します。
148	一時預り事業 (幼稚園型)	就園児童	通常の保育時間前後に保育をし、認定こども園では、土曜日、長期休業日等にも保育を行います。

No.	項目	対象	取り組み内容
149	病児病後児保育事業	生後6か月～小学校6年生までの子ども	病気やけがの回復期等に、家庭や集団での保育が困難な児童を一時的に保育します。
150	ファミリーサポートセンター事業	小学校6年生までの児童	育児の援助を受けたい人と育児の援助を行いたい人が会員となり、相互の協力による育児援助活動を行います。
151	子育て家庭ショートステイ事業	一時的に養育が困難となった家庭の子ども	家庭における児童の養育が一時的に困難となった場合等に、児童福祉施設等において一時的に養育・保護します。
152	こども誰でも通園制度	認定こども園 保育所 (0～2歳児)	月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できるこども誰でも通園制度を導入します。

※子ども・子育て支援法に基づき提供する教育・保育事業並びに地域子ども・子育て支援事業の量の見込みとその確保方策は、P86～100「第5章 子ども・子育て支援法に基づく事業計画」を参照ください。

## (2) 仕事と家庭を両立しやすい環境づくりの推進



### 現状と課題

- ・家庭で育児・家事を分担しつつ、保護者が希望に応じてキャリア形成と子育てを両立できるよう、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）や子育てに対し理解と協力が得られる環境づくりが求められます。
- ・就学前児童保護者及び小学生保護者のニーズ調査では、「母親と父親が家事や育児を分かち合い、仕事と家庭を両立させる」ことについて、約7.5割が「理想」としているものの、「現状」では約3.5割となっており、理想と現状のギャップが大きいことが見受けられます。

### 方向性

- 誰もが家事・育児・介護へ参画しながら働き続けることができる職場づくりの啓発や、市内企業・関係機関等と連携し、再就職や起業創業につながる雇用環境づくりに努めます。
- ジェンダー平等の観点から、「男は仕事、女は家庭」に代表される固定的な性別役割分担意識の見直しや、父親・母親ともに子育てを担う「共働き・共育て」の意識啓発・参画を促進するため、情報提供や学習機会の充実に取り組みます。

No.	項目	対象	取り組み内容
153	就業雇用促進事業	市内の求職者及び労働者	ハローワーク三田、さんだ若者サポートステーション等の関係団体と連携し、就職支援セミナーや就職面接会を開催し、採用拡大に向けた働きかけを行います。
154	仕事と家庭の両立支援のための啓発講座の開催、情報提供	全市民 市内事業所	男性の家事・育児・介護への参加、女性の再就職、ワーク・ライフ・バランスなどに関する講座の開催や関係機関と連携した啓発、両立支援に取り組む企業等の情報提供により仕事と家庭の両立支援につなげます。

### (3) 子育てに要する経済的な負担の軽減



#### 現状と課題

・子ども・若者の意識に関する調査では、理想としている子どもの数より実際に持つつもりの子どもの数が少ない理由として、子育てや教育にお金がかかることがあげられています。様々な状況にある家庭に対する負担軽減が求められます。

#### 方向性

- 児童手当や出産・子育て応援給付金をはじめとする各種経済的支援により、子育て家庭の負担軽減を図ります。
- 持続可能な財政運営により、更なる拡充に努めます。

No.	項目	対象	取り組み内容
155	低所得妊婦の初回産科受診費助成事業	市民住民税非課税世帯または生活保護世帯で、必要に応じて市と関係機関が情報連携を行うことに同意できる市に住民登録がある者	妊娠判定にかかる医療保険適用外の初回産科受診費用を助成します。
156	出産・子育て応援給付金 ※令和7年度から「妊婦支援給付金」に制度が改正されます。	妊娠期・出産期から子育て期までの保護者	全妊婦と子育て家庭に寄り添って相談に応じ、必要な支援につなぐ「伴走型相談支援」と一体的に、出産育児関連用品の購入や子育て支援サービスの利用における負担軽減を図るための給付金を支給します。
157	子育て支援（乳幼児等・子ども）医療費助成事業	0歳から高校生期までの子ども	診察時の医療保険適用後の自己負担額を公費で助成します。 ※入院医療費、未就学児及び低所得世帯の通院医療費は自己負担なし
158	母子、父子、遺児医療費助成事業	母子家庭の母子及び父子家庭の父子、遺児	診察時の医療保険適用後の自己負担額の一部を公費で助成します。 ※所得制限あり
159	重度心身障害者（児）医療費助成事業	身体障害者手帳1～3級・療育手帳A判定・精神障害者手帳1級	診察時の医療保険適用後の自己負担額の一部を公費で助成します。 ※所得制限あり
160	助産施設委託事業	妊産婦（低所得者に限る）	経済的理由により入院助産を受けることができない妊産婦を入所させ、助産を行い、対象となる妊産婦が安心して入院助産を受けることができるよう支援します。
004	妊婦健康診査費助成事業【再掲(P39)】	妊婦	妊娠期間中に受診する妊婦健康診査の経済的負担を軽減します。
008	産婦健康診査費助成事業【再掲(P39)】	産婦	産後9週未満に受診する産婦健康診査の経済的負担を軽減します（令和6年度よ

No.	項目	対象	取り組み内容
			り助成上限回数を2回まで拡充)。
161	新生児聴覚検査費助成事業	新生児の保護者	新生児の聴覚機能の状況の早期把握のため、聴覚受検を呼びかけるとともに、低所得世帯を対象とした助成事業を行います。
132	要保護・準要保護児童生徒就学援助事業 【再掲(P73)】	経済的理由により就学が困難な市立小中学校・特別支援学校に在籍している児童・生徒の保護者	経済的理由によって義務教育を受けることが困難と認められる児童・生徒の保護者に対して、給食費・学用品費等、学校教育に必要な経費の援助を行います。
162	遠距離通学・通園費補助事業	小中学校の遠距離通学する児童生徒の保護者	バス定期券(100%補助)または通学用品費の一部を交付します。
163	特別支援教育就学奨励事業	市立小中学校の特別支援学級に在籍している児童・生徒の保護者	学用品、給食費、校外活動費、修学旅行費、通学費等を支給します。 ※所得制限あり。
133	高等学校等入学支援金 【再掲(P73)】	高等学校等の第1学年に在籍している者の保護者	所得基準等の要件を満たす保護者に対して入学支援金を支給します。
164	児童手当等	支給対象児童の保護者	国の基準に基づき、児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当の支給を行います。
165	母子父子寡婦福祉資金貸付金	ひとり親家庭及び寡婦、父母のない子ども	修学資金をはじめとした貸付を行い、生活意欲の助長を図るとともに経済的自立を支援します。
166	障害児福祉手当	20歳までの障害児	国の制度に基づき常時介護を必要とする20歳未満の障害児に手当を支給します。 ※所得制限あり。
167	重度心身障害者(児)介護手当支給事業	重度心身障害者(児)の介護者	県の制度に基づき常時介護を必要とする状態にある重度障害者(児)を現に主として介護している人に手当を支給します。 ※所得制限あり。
168	重度障害者外出支援(タクシーチケット)事業	在宅の重度心身障害児(者)	在宅の身体障害者手帳1～2級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級を所持している人に、タクシーチケットを交付します。
169	認可外保育施設利用補助事業	認可外保育施設を利用する保護者	認可保育所の入所を待ちながら、認可外保育施設を利用する就学前の児童の保護者に対し、認可保育料と施設利用料との差額の一部を補助し、待機者への経済的援助を行います。

## <取り組みの方向 3>

### 子ども・若者・子育て家庭が住み続けたいくなる生活環境の向上を進めます

#### (1) 子ども・若者を犯罪や交通事故等から守る環境づくりの推進



##### 現状と課題

- ・市内 213 か所に見守り用防犯カメラを設置し、警察署と連携した犯罪抑止や、市民にとって安全・安心な環境づくりに取り組んでいます。
- ・本市の自殺率は、近年、20 歳代の若年層で増加傾向にあります。子ども・若者が困難や悩みを抱えた際に、身近な人や専門機関に SOS を出すことができる環境づくりが重要です。

##### 方向性

- 地域住民や学校・関係機関等と連携し、地域における見守り活動を充実させるとともに、防犯・防災意識の向上に努め、子ども・若者、子育て家庭が安全・安心に暮らせる地域づくりに取り組みます。
- 「三田市自殺対策計画」に基づき、子ども・若者の SOS の出し方・受け止め方の習得に向けた研修の機会を設けるとともに、早期に相談支援へつなぐための環境づくりを進めます。

#### ①防犯対策

No.	項目	対象	取り組み内容
170	安全・安心（防犯）まちづくり推進事業	全市民	三田防犯協会に補助金を交付し、地域での自主的な防犯活動を推進するほか、市民の防犯意識啓発のため、三田警察、三田防犯協会と連携し、防犯キャンペーンを実施します。また、市内事業者と見守り活動の連携協定を締結し、地域における安全・安心のための防犯活動を推進します。さらに、市内に通学路等の見守り用防犯カメラを 208 か所設置しており、犯罪や事故を未然に防止し、市民の安全・安心を確保します。
171	「さんだっこ 110 番のくるま」運行事業	子ども	公用車に「さんだっこ 110 番のくるま」のステッカーを貼り、犯罪の抑止につなげるとともに、緊急時における子どもの一時保護や警察等への通報を行います。
172	「こども 110 番の家」推進事業	子ども	協力家庭や店舗にプレートやのぼり旗を掲示し、子どもが危険を感じた場合、駆け込み、助けを求める場所を確保します。

### ②交通安全・防火対策

No.	項目	対象	取り組み内容
173	交通安全教室	全市民	市に交通指導員を置き、学校園、その他団体に対して交通安全教室を実施し、小学生・中学生・高校生へ自転車運転免許交付制度を普及します。
174	幼年・少年・少女消防クラブ育成事業	幼稚園・認定こども園・保育所の児童、小学生	幼年期から、防火教育を通じて社会活動・集団活動を体験することにより、自主協調の精神に根ざした人間性を養い、家庭をはじめ地域ぐるみの防火体制を図ります。

### ③子ども・若者の自殺対策

No.	項目	対象	取り組み内容
175	子ども・若者のSOSの出し方・受け止め方の習得	全市民	子ども・若者が困難や悩みを抱えた際に、身近な人や専門機関にSOSを出すことができ、すべての世代が心のサインに気づき、温かく受け止め、適切な支援につながる環境を整備します。

## (2) 子育て・子育てにやさしい生活環境づくりの推進



### 現状と課題

・全ての子ども・若者、子育て家庭が安全・安心に暮らすためには、子育て・子育てにやさしい生活環境づくりが重要です。

・本市への定住意向について、就学前児童保護者及び小学生保護者のニーズ調査では、「住み続けたい」という回答が最も多く、子ども・若者の意識に関する調査では「一時的に離れることがあっても戻ってきたい」が最も多くなっています。

### 方向性

●「赤ちゃんの駅」の情報周知を図るとともに、民間施設等への登録呼びかけを積極的に行い、乳幼児が安心して外出できる環境づくりに努めます。

●子ども・若者、子育て家庭にとって魅力的な公園等の整備と安全管理に努め、安全・安心に利用できる場の確保や、住み続けたい生活環境づくりを進めます。

No.	項目	対象	取り組み内容
176	赤ちゃんの駅設置事業	乳幼児とその保護者	授乳やオムツ替えスペースを有する市内の公共施設、民間施設を赤ちゃんの駅として登録・周知することで乳幼児との外出を支援します。
177	市内公園整備事業	公園を利用する市民	市が管理する公園等に設置してある遊具や遊び場について、子どもが安全で快適に利用できるよう公園施設長寿命化計画に基づき整備を進めます。

## 持続可能な開発目標（SDGs）との関係

本市の「第5次三田市総合計画」では、持続可能な開発目標（SDGs）が目指す「誰一人取り残さない」という理念を踏まえるとともに、「SDGs 17 のゴールに対する地方自治体が果たし得る役割」を念頭に置きながら取り組みを進めています。

本計画でも、SDGsの次のゴールの達成に寄与するよう各種施策を推進していきます。

	<p>あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる</p>		<p>各国内および各国間の不平等を是正する</p>
	<p>飢餓を終わらせ、食料安全保障および栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する</p>		<p>包括的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する</p>
	<p>あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する</p>		<p>気候変動およびその影響を軽減するための緊急対策を講じる</p>
	<p>すべての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する</p>		<p>持続可能な開発のために海洋資源を保全し、持続的に利用する</p>
	<p>ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化（エンパワーメント）を行う</p>		<p>陸域生態系の保護・回復・持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復および生物多様性の損失を阻止する</p>
	<p>包括的かつ持続可能な経済成長、およびすべての人々の完全かつ生産的な雇用と適切な雇用（ディーセント・ワーク）を促進する</p>		<p>持続可能な開発のための平和で包括的な社会の促進、すべての人々の司法へのアクセス提供、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包括的な制度の構築を図る</p>
	<p>強靱（レジリエント）なインフラ構築、包括的かつ持続可能な産業化の促進、およびイノベーションの拡大を図る</p>		<p>持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する</p>

## 第5章 子ども・子育て支援法に基づく事業計画

### 1. 事業計画の策定

#### (1) 量の見込みに基づく事業計画

子ども・子育て支援法第61条では、教育・保育の提供体制の確保や地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保について、計画期間における各年度の量の見込みに基づいて、計画的に推進することが求められています。本章では、幼稚園・認定こども園・保育所等の教育・保育と、地域子ども・子育て支援事業について、将来人口見通しや提供実績、子育て家庭のニーズ等に基づいて算出した見込み量を示すとともに、計画期間中に確保すべき事業量と確保のための方策について定めます。

#### (2) 教育・保育提供区域について

教育・保育や地域子ども・子育て支援事業の提供にあたっては、地理的条件、人口、交通事情、現在の教育・保育の利用状況、その他の条件を総合的に勘案して、教育・保育提供区域を設定することが法律上求められています。本市における教育・保育提供区域については、第1期並びに第2期計画を引き継いで、次のように定めます。

### 三田市の教育・保育提供区域

#### ◆三田市全体を1つの教育・保育提供区域とします◆

##### 設定の考え方について

- 本市においてはニュータウンを中心とした子ども人口の多い地区とそうではない地区の差が大きく、区域を分割した場合に子ども数の少ない地域への事業所の参入が期待できません。
- 通勤に利用しやすい中心地エリアの保育施設利用が多く、区域の分割は子育て家庭の施設利用における選択肢を狭める恐れがあります。
- 必要な教育・保育の量を確保するとともに、現状の利用実態や将来的な子ども数の減少も踏まえて、柔軟な提供体制を確保する上では、市全域を教育・保育提供区域に設定することが適当と考えられます。

## 2. 教育・保育の量の見込み及び提供体制の確保

就学前の子どもの教育・保育については、子どもの年齢と保育の必要性の認定に基づき、3つの認定区分に基づいて利用できる施設や時間が変わります。そのため、それぞれの認定区分別に量の見込みと確保方策を示すことになります。

### ■認定区分

年齢	満3歳以上		0～2歳
認定区分	1号認定 (教育標準時間認定)	2号認定 (保育認定)	3号認定 (保育認定)
対象者	幼稚園等での教育を希望する場合	就労等保育の必要な事由に該当し、保育所等での保育を希望する場合	就労等保育の必要な事由に該当し、保育所等での保育を希望する場合
利用できる施設	幼稚園 認定こども園	保育所 認定こども園	保育所・認定こども園 小規模保育施設

### (1) 1号認定

- 1号認定については利用が減少傾向となっています。
- 認定こども園及び市立幼稚園において量の見込みを上回る供給体制が確保されており、1号認定の適正な供給体制を維持します。
- 市立幼稚園では、少子化による集団規模の確保と3歳児保育や長時間保育ニーズへの対応を図ります。

### ■1号認定の量の見込みと確保方策

(単位：人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み					
市民による利用	839	739	671	597	553
他市町からの受入	—	—	—	—	—
量の見込み合計①	839	739	671	597	553
確保方策					
幼稚園・認定こども園	1,532	1,517	1,472	1,472	1,472
他市町での受入	—	—	—	—	—
確保方策合計②	1,532	1,517	1,472	1,472	1,472
差引(②-①)	693	778	801	875	919

各年度4月1日現在の数値

## (2) 2号認定

○2号認定については、認定率が上昇する一方で、子ども数の減少が予想されることから量の見込みは微減となっています。

○認定こども園及び保育所において供給を確保していきます。なお、市内の私立幼稚園は既に全て認定こども園への移行を完了しており、引き続き保育ニーズに対応していきます。

### ■2号認定の量の見込みと確保方策

(単位：人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
<b>量の見込み</b>					
市民による利用	1,220	1,188	1,181	1,140	1,125
他市町からの受入	－	－	－	－	－
量の見込み合計①	1,220	1,188	1,181	1,140	1,125
<b>確保方策</b>					
保育所・認定こども園	1,203	1,188	1,208	1,208	1,208
地域型保育	－	－	－	－	－
企業主導型保育	17	－	－	－	－
認可外保育	－	－	－	－	－
他市町での受入	－	－	－	－	－
確保方策合計②	1,220	1,188	1,208	1,208	1,208
差引(②-①)	0	0	27	68	83

各年度4月1日現在の数値

## (3) 3号認定

○3号認定については、認定率の増加が子ども数の減少をわずかに上回り、見込み量は微増となっています。

○私立認定こども園、保育所及び小規模保育事業など既存の施設で対応していきます。

■3号認定（0歳）の量の見込みと確保方策

(単位：人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み					
市民による利用	56	54	53	51	48
他市町からの受入	－	－	－	－	－
量の見込み合計①	56	54	53	51	48
確保方策					
保育所・認定こども園	104	104	104	104	104
地域型保育	17	17	17	17	17
企業主導型保育	－	－	－	－	－
認可外保育	－	－	－	－	－
他市町での受入	－	－	－	－	－
確保方策合計②	121	121	121	121	121
差引（②－①）	65	67	68	70	73

各年度4月1日現在の数値

■3号認定（1・2歳）の量の見込みと確保方策

(単位：人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み					
市民による利用	575	569	577	588	586
他市町からの受入	－	－	－	－	－
量の見込み合計①	575	569	577	588	586
確保方策					
保育所・認定こども園	555	555	555	555	555
地域型保育	97	97	97	83	83
企業主導型保育	1	－	3	7	2
認可外保育	－	－	－	－	－
他市町での受入	－	－	－	－	－
確保方策合計②	653	652	655	645	640
差引（②－①）	78	83	78	57	54

各年度4月1日現在の数値

### 3. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み

#### (1) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

保護者が就労等により昼間家庭にいない児童を対象として、放課後の遊びや生活の場を提供し、健全な育成を図る事業です。

#### ■放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の量の見込みと確保方策

(単位：人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み					
小学1年生	397	378	343	329	324
小学2年生	324	365	347	315	302
小学3年生	219	247	278	265	240
小学4年生	132	105	119	134	127
小学5年生	35	38	30	34	38
小学6年生	11	11	12	10	11
量の見込み合計①	1,118	1,144	1,129	1,087	1,042
確保方策②	1,118	1,144	1,129	1,087	1,042
差引(②-①)	0	0	0	0	0

【量の見込み】 計画期間中に見込まれる将来見通し人口、過去の児童クラブの利用率などを基準に利用を見込みました。地区により利用は増加するものの、全体としては減少に向かう見込みです

【確保方策】 定員を超えるクラブについては、クラブの増設や近隣クラブへの送迎等の対応を検討することにより、量の見込みへの対応を図ります。

## (2) 延長保育事業（時間外保育）

保育所等に入所している子どもについて、保護者の就労状況等により、通常の保育時間を超えて延長して保育を実施する事業です。

### ■延長保育事業の量の見込みと確保方策

(単位：人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	1,335	1,329	1,335	1,311	1,296
確保方策②	1,335	1,329	1,335	1,311	1,296
差引(②-①)	0	0	0	0	0

**【量の見込み】** ニーズ調査において示された潜在的ニーズ等を考慮し、令和2年度以降で最も利用率の高かった年度を基準として、見込み量を算出しています。

**【確保方策】** 引き続き、市内すべての保育所、認定こども園、小規模保育施設で事業を実施することにより、量の見込みへの対応を図ります。

## (3) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

保護者の入院や育児疲れなどにより、一時的に養育困難となった児童について、児童福祉施設で保護者に代わって一定期間必要な保護を行う事業です。18歳未満の子どもが対象となっています。

### ■子育て短期支援事業（ショートステイ）の量の見込みと確保方策

(単位：人日)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	34	34	34	34	34
確保方策②	34	34	34	34	34
差引(②-①)	0	0	0	0	0

**【量の見込み】** 過去の実績と潜在的ニーズ等を考慮し、見込み量を算出しています。

**【確保方策】** 複数の児童養護施設での事業実施により、受入体制の確保を図っていることから、事業の継続実施により量の見込みへの対応を図ります。

#### (4) 地域子育て支援拠点事業（子育てひろば）

地域の身近なところで、子育て中の親子が気軽に交流し、子育て相談ができる場所を提供する事業です。

##### ■地域子育て支援拠点事業の量の見込みと確保方策

(単位：人日)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	18,624	18,120	18,144	18,060	17,652
確保方策②	18,624	18,120	18,144	18,060	17,652
差引(②-①)	0	0	0	0	0

**【量の見込み】** 主な利用対象である在宅の0～2歳児の人数が保育ニーズの増加と少子化により減少する見込ですが、ニーズ調査等から見込まれる潜在的ニーズを考慮して見込み量を算出しています。

**【確保方策】** 子育て交流ひろば4施設での事業を継続しつつ、出張型ひろばの実施等サービスを向上させながら、量の見込みへの対応を図ります。

#### (5) 一時預かり事業（幼稚園型）

幼稚園等で通常の保育時間を超え、延長して子どもを預かる事業です。

##### ■一時預かり事業（幼稚園型）の量の見込みと確保方策

(単位：人日)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	43,879	38,649	35,093	31,223	28,921
確保方策②	43,879	38,649	35,093	31,223	28,921
差引(②-①)	0	0	0	0	0

**【量の見込み】** ニーズ調査において示された潜在的ニーズ等を考慮して、利用率が高止まりする見込みとしていますが、利用対象である1号認定の子ども的人数が保育ニーズの増加と少子化により減少するため、見込み量は減少傾向となっています。

**【確保方策】** 認定こども園、市立幼稚園で引き続き事業を実施し、量の見込みへの対応を図ります。

## (6) 一時預かり事業（保育所等）

保護者の出産やリフレッシュ、短期のパートタイム就労等、子育て家庭のニーズに合わせて保育所等で就学前の子どもを一時的に預かる事業です。

### ■一時預かり事業（保育所等）の量の見込みと確保方策

(単位：人日)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	2,746	2,467	2,453	2,408	2,328
確保方策②	2,746	2,467	2,453	2,408	2,328
差引(②-①)	0	0	0	0	0

**【量の見込み】** ニーズ調査において示された潜在的ニーズ等を考慮し、令和2年度以降で最も利用率の高かった年度を基準として見込み量を算出しています。主な利用対象である保育所等を利用していない子どもの人数が、保育ニーズの増加と少子化により減少するため、また、こども誰でも通園制度へ一部移行が見込まれるため、見込み量は減少傾向となっています。

**【確保方策】** 制度の周知を図りながら私立保育園、認定こども園等で引き続き事業を実施し量の見込みへの対応を図ります。

## (7) 病児保育事業

病中や病後の子どもを保護者が家庭で保育できない場合に、診療所に付設された専用スペース等において看護師と保育士が医師と連携しながら保育する事業です。小学6年生での子どもが対象となっています。

### ■病児保育事業の量の見込みと確保方策

(単位：人日)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	138	151	151	151	151
確保方策②	138	151	151	151	151
差引(②-①)	0	0	0	0	0

**【量の見込み】** ニーズ調査において示された潜在的ニーズ等を考慮し、利用実績の中心となる5歳児までの子ども数に対して、令和2年度以降で最も利用率の高かった年度を基準として定員増による利用増を見込み、量を算出しています。

**【確保方策】** 制度の周知を図りつつ、事業の継続実施により引き続き量の見込みへの対応を図ります。

## (8) ファミリーサポートセンター事業

子どもを預かってほしい保護者と、預かることのできる人とが育児の相互援助活動を行う会員制の仕組みです。

### ■ファミリーサポートセンター事業の量の見込みと確保方策

(単位：人日)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
就 学 前	量の見込み①	1,082	1,014	992	965	915
	確保方策②	1,082	1,014	992	965	915
	差引(②-①)	0	0	0	0	0
小 学 生	量の見込み①	1,183	1,156	1,119	1,066	1,024
	確保方策②	1,183	1,156	1,119	1,066	1,024
	差引(②-①)	0	0	0	0	0

**【量の見込み】** 就学前、小学生別に令和2年度以降で最も利用率が高かった年度を基準として、過去の実績等からの見込まれる潜在的ニーズ等を考慮し、見込み量を算出しています。

**【確保方策】** 制度の周知を図るとともに、安心して利用できる環境整備に努めながら、量の見込みへの対応を図ります。

## (9) 利用者支援事業

子育て家庭のニーズに合わせて、保育所・認定こども園などの施設や、地域の子育て支援などから必要な支援を選択して利用できるよう、情報提供や相談・支援を行う事業です。

### ■利用者支援事業の量の見込みと確保方策

#### (ア) 子ども家庭センター型

(単位：か所)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①		1	1	1	1	1
確保方策②		1	1	1	1	1
差引(②-①)		0	0	0	0	0

## (イ) 特定型

(単位：か所)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	1	1	1	1	1
確保方策②	1	1	1	1	1
差引(②-①)	0	0	0	0	0

## (ウ) 基本型

(単位：か所)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	2	2	2	2	2
確保方策②	2	2	2	2	2
差引(②-①)	0	0	0	0	0

## 【量の見込み】

【確保方策】 全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへ母子保健と児童福祉が一体的に相談支援を行う、子ども家庭センター「こども家庭センター型」を設置し、切れ目のない相談支援体制の強化を図ります。また、「基本型」2か所の相談窓口、「特定型」保育コンシェルジュを継続配置し、利用者支援事業の充実を図ります。

## (10) 妊婦健康診査

妊婦が健やかな妊娠期を過ごし安心して出産を迎えることができるようにするための健康診査です。

## ■妊婦健康診査の量の見込みと確保方策

(単位：人・回)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(人)①	731	742	730	705	691
延べ健診回数(回)	5,117	5,194	5,110	4,935	4,837
確保方策(人)②	731	742	730	705	691
差引(②-①)	0	0	0	0	0

【量の見込み】 市内の出生数の見込みに基づいて見込み量を算出しています。1人の妊婦が複数年度にまたがって受診することが多いため、年度当たりの出生数より見込み量が多くなっています。健診回数は、実績に基づき1人当たり7回として見込み量を算出しています。

【確保方策】 今後も妊婦が安心して出産を迎えることができるよう、対象者への受診勧奨と助成を継続しながら、量の見込みへの対応を図ります。

### (11) 乳児家庭全戸訪問事業

乳児のいる家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や子育ての相談に応じる事業です。新生児訪問、こんにちは赤ちゃん事業という名称で実施しています。

#### ■乳児家庭全戸訪問事業の量の見込みと確保方策

(単位：人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(人)①	477	470	477	469	453
確保方策(人)②	477	470	477	469	453
差引(②-①)	0	0	0	0	0

【量の見込み】 年度中に出生した子ども全員を事業の対象とできるように、見込み量を算出しています。

【確保方策】 今後も親子ともに健やかに安心して生活できることを目的に、制度の周知を行い、量の見込みへの対応を図ります。

### (12) 養育支援訪問事業

育児や家事が困難となっている家庭を訪問し、援助活動を行う事業です。

#### ■養育支援訪問事業の量の見込みと確保方策

(単位：人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(人)①	-	-	-	-	-
確保方策(人)②	-	-	-	-	-
差引(②-①)	-	-	-	-	-

【量の見込み】

【確保方策】 家事・育児支援が、子育て世帯訪問支援事業に移行したため、他の事業の施策に取り組むことにより、量の見込みへの対応を図ります。

(13) 子育て世帯訪問支援事業 新規事業

家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラーなどがいる家庭の養育環境を整え、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施し、虐待リスクなどの高まりを未然に防止するための事業です。

■子育て世帯訪問支援事業の量の見込みと確保方策

(単位：人日)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（人日）①	190	190	190	190	190
確保方策（人日）②	190	190	190	190	190
差引（②-①）	0	0	0	0	0

【量の見込み】 令和6年度における全児童数（0～17歳）に占める対象児童数と将来見通し児童数を基準に見込み量を算出しています。

【確保方策】 事業の周知を図るとともに、支援を必要とする家庭に対して適切に事業を実施することにより、量の見込みへの対応を図ります。

(14) 児童育成支援拠点事業 新規事業

養育環境等に課題を抱える児童、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、児童の最善の利益の保障と健全な育成を図るための事業です。

■児童育成支援拠点事業の量の見込みと確保方策

(単位：人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（人）①	9	9	9	9	9
確保方策（人）②	0	0	0	0	0
差引（②-①）	-9	-9	-9	-9	-9

【量の見込み】 令和6年度における全児童数（6～17歳）に占める対象児童数と将来見通し児童数を基準に見込み量を算出しています。

【確保方策】 児童育成支援拠点事業の実施に至っていないものの、他のサービスの取組を組み合わせる等により、対応を図るとともに、事業のあり方について継続して検討していきます。

(15) 親子関係形成支援事業 新規事業

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱えている保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図るための事業です。

■親子関係形成支援事業の量の見込みと確保方策

(単位：人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(人)①	60	60	60	60	60
確保方策(人)②	60	60	60	60	60
差引(②-①)	0	0	0	0	0

【量の見込み】 令和6年度における全児童数(0~17歳)に占める対象児童数と将来見通し児童数を基準に見込み量を算出しています。

【確保方策】 受講者のニーズに応じた事業を実施することにより、量の見込みへの対応を図ります。

(16) 妊婦等包括相談支援事業(伴走型相談支援) 新規事業

妊婦等に面談やアンケートを実施することにより、妊婦等の心身の状況やその置かれている環境等の把握を行うほか、母子保健や子育てに関する情報の提供、相談その他の援助を行うための事業です。

■妊婦等包括相談支援事業(伴走型相談支援)の量の見込みと確保方策

(単位：回年)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み (回年)	妊娠届出数	451	458	450	435	426
	1組当たりの面談回数	3	3	3	3	3
	面談実施合計回数①	1,353	1,374	1,350	1,305	1,278
確保方策 (回年)	子ども家庭センター	1,353	1,374	1,350	1,305	1,278
	上記以外で業務委託	0	0	0	0	0
	計②	1,353	1,374	1,350	1,305	1,278
差引(②-①)		0	0	0	0	0

【量の見込み】 市内の出生数の見込みに基づく妊娠届出数から対象者数を算定し、1組（妊婦及びその配偶者等）当たりの面談回数を3回として、見込み量を算出しています。

【確保方策】 妊娠届出時や乳幼児家庭全戸訪問事業等の他の事業実施の機会に合わせて妊婦等包括相談支援事業を行い、量の見込みへの対応を図ります。

(17) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度） 新規事業

全ての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、現行の幼児教育・保育給付に加え、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位で柔軟に利用可能とした事業です。

■乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の量の見込みと確保方策

(単位：人日)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0歳児	量の見込み(人日)	1	3	3	10	10
	確保方策(人日)	1	3	3	10	10
1歳児	量の見込み(人日)	1	4	4	13	12
	確保方策(人日)	1	4	4	13	12
2歳児	量の見込み(人日)	1	4	4	13	13
	確保方策(人日)	1	4	4	13	13
計	量の見込み(人日)①	3	11	11	36	35
	確保方策(人日)②	3	11	11	36	35
差引 (②-①)		0	0	0	0	0

【量の見込み】 令和7年度に試行し、令和8年度から開始します。保育所等を利用していない0歳6ヶ月～2歳児のうち、令和7年度は1割程度、令和8・9年度は3割程度、令和10年度以降は全員が利用するものとして、保育所等の定員見込み量を算出しています。

【確保方策】 制度の周知を図りながら、市内保育所・認定こども園・小規模保育施設にて事業を実施することにより、量の見込みへの対応を図ります。

**(18) 産後ケア事業**

新規事業

産後の母子に対して、母親の身体的回復と心理的な安定を促進するとともに、母親自身がセルフケア能力を育み、母子の愛着形成を促し、母子とその家族が健やかな育児ができるよう支援することを目的に、休養の機会の提供や心身のケア・育児のサポートを行うための事業です。

**■産後ケア事業の量の見込みと確保方策**

(単位：人日)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(人日)①	210	226	248	263	272
確保方策(人日)②	210	226	248	263	272
差引(②-①)	0	0	0	0	0

**【量の見込み】** 出生数の見込みに基づく産婦数とニーズ調査において示された潜在的ニーズや利用実績等を考慮した利用見込みを基準に、見込み量を算出しています。

**【確保方策】** 今後も事業の周知を図るとともに、より安心して産後の生活を送ることができるよう制度整備に努めながら、量の見込みへの対応を図ります。

## 第6章 計画の推進に向けて

### 1. 計画の推進体制

#### (1) 庁内の推進体制

本計画は、保健・医療・福祉・教育・雇用・生活環境等さまざまな分野にわたることから、子ども・未来部が中心となり、関係部局、関係機関・団体などと連携・調整を図りながら、子ども政策を総合的かつ効果的に推進していきます。

また、子ども政策推進の庁内組織体制は、「三田市子ども・子育て支援推進会議」を設置し、子ども・子育て支援施策を総合的・計画的に推進します。また、子どもの貧困の解消に向けた対策については、「三田市子どもの貧困対策推進会議」を設置し、「三田市子ども・子育て支援推進会議」と連携しながら組織横断的に取り組みを進めます。さらに、職員一人一人が子どもの権利についての理解を深め、子どもの声を聴いて施策を進める意識を一層高めることで、市全体で子どもの権利を基盤にした取り組みを推進します。

#### (2) 三田市子ども審議会における審議

本計画の進捗状況は、市民、学識経験者、子ども・子育てに関する機関・団体等で構成された「三田市子ども審議会」に報告し、推進の方向性や課題・計画の推進に関し必要な事項などについて審議し、計画の推進に反映するよう努めます。また、三田市議会の議決すべき事件等に関する条例に基づき、毎年取り組み状況を市議会に報告します。

### 2. 多様な主体の連携

本計画は三田市が中心となって取り組む子育て支援の施策・事業を示すものですが、その推進にあたっては、計画の対象となる子ども・若者本人を含め、多様な主体の参加・連携が必要となります。

#### (1) 子ども・若者の子ども政策への参加の促進

本計画において定める施策（事業）の推進にあたっては、可能な限り幅広く、多様な背景を持つ子ども・若者から意見を聴き、その意見が施策（事業）に反映されるよう努めます。

また、各施策（事業）の実施にあたり、子ども・若者が参加する機会を設け、市政運営への子ども・若者の視点を可能な限り取り入れるよう努めます。

#### (2) 教育・保育施設等

各種の教育・保育施設等は、本市の子ども・子育て支援の中心的な役割を担う機関です。公立・私立の別にかかわらず、本計画の理念を共有し、それぞれの専門性に基づく事業の質を高めるとともに、必要に応じて行政や地域と連携して、子どもや家庭の支援に取り組むことが期待されます。子どもを中心にその成長を共に支え、本計画の推進に共に取り組むパートナーとして、行政との連携を一層深めていくことが必要です。

### (3) 地域・市民団体等

子どもの権利を保障し、子育て・親育ちを支え、子育てしやすい環境づくりを進めるためには、行政だけでなく、地域や関係機関・団体等各主体との連携・協働が重要です。地域活動の担い手の高齢化や、地域のつながりの希薄化が課題となっていますが、子ども・若者に主体的な活動の場を提供することや、様々な困りごとを抱えた子育て家庭と公的な支援の橋渡しを行うこと、地域の実情に応じた支援の輪を広げていくこと等において、市民を含む各主体の活動にしかできない役割があります。行政とのさらなる連携・協働の推進により、子育てしやすく支援を受けやすいまちづくりの重要な担い手となることが期待されます。

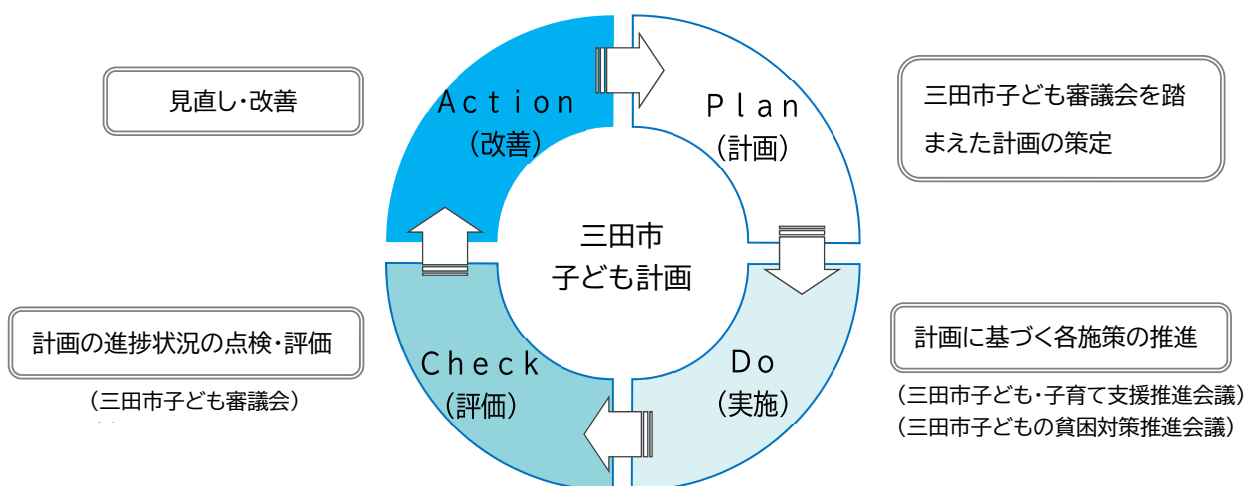
### (4) 事業者等

子育て家庭の保護者の就労の場である事業者等は、育児休業利用のさらなる拡大や、ワーク・ライフ・バランスの実現の取り組みのほか、地域の一員として、それぞれの事業分野を活かした子ども・子育て支援への協力も重要な役割です。子どもが育つまちづくりを進める上で、連携・協働の取り組みのさらなる拡大が期待されます。

## 3. 計画の進行管理

また、本計画で示す施策（事業）は、Plan（計画）- Do（実施）- Check（評価）- Action（改善）のサイクル（PDCAサイクル）のもとに進行管理を行い、効果的・効率的に取り組みを推進します。

本計画の着実かつ効果的な推進を図るため、年度ごとに庁内において事業の進捗状況を確認するとともに自己評価を行います。三田市子ども審議会は、進捗状況について点検、評価を行う上で、意見や提言を行います。なお、進捗状況等については市ホームページに掲載するなど、広く市民に公表します。



## 4. 成果指標

本計画の着実かつ効果的な推進を図るため、年度ごとに庁内において進捗状況の自己評価を行います。また、令和5年度に実施した市民ニーズ調査等の結果を踏まえ、5年後等に達成すべき成果指標と目標値を設定します。これらの数値のみで全体状況の評価ができるものではないことに留意し、各施策の実施状況により、計画の進捗状況や効果・課題を把握し柔軟な事業の見直しにつなげるよう努めます。

## 資料編

### 1. 策定経過

実施日	会議等	内容
令和5年11月30日(木)	令和5年度第2回 三田市子ども審議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・三田市子ども計画（第3期三田市子ども・子育て支援事業計画）の策定に向けた市民アンケート調査の実施について</li> <li>・市民アンケート調査の設問構成等について</li> </ul>
令和6年1月24日(水)～ 2月13日(火)	子ども・若者の意識に関する調査（中高生）の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>○中学生・高校生調査</li> <li>・配布1,067、回収1,041、回収率97.6%</li> </ul>
令和6年1月30日(火)～ 2月14日(水)	子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査及び子ども・若者の意識に関する調査（18歳～39歳）の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>○保護者調査</li> <li>・就学前:配布1,500、回収895、回収率59.7%</li> <li>・小学生:配布1,000、回収564、回収率56.4%</li> <li>○18歳～39歳までの若者調査</li> <li>・配布1,000、回収295、回収率29.5%</li> </ul>
令和6年2月19日(月)～ 3月8日(金)	関係機関・団体調査の実施	市内で活動している子育て支援に関わる団体（18団体）、個人（26人）を対象に実施
令和6年3月21日(木)	令和5年度第3回 三田市子ども審議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・三田市子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査等結果（第1次報告）</li> <li>・認定こども園に係る利用定員について</li> </ul>
令和6年5月1日(水)～ 5月25日(土)	オンライン意見箱の設置（意見募集）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・WEB上に子ども・子育てに関する意見募集用サイトを開設し意見を募集（18歳以上の市内在住、在勤・在学者対象）</li> <li>・意見提出人数：51人</li> </ul>
令和6年5月19日(日)	こどもまんなかワークショップの実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・午前：こどもの部（参加人数11名/中学生7人、高校生4人）</li> <li>・午後：大人の部（参加人数18歳以上の市内在住、在勤・在学者10人）</li> </ul>
令和6年6月21日(金)	令和6年度第1回 三田市子ども審議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第2期三田市子ども・子育て支援事業計画の実施状況について</li> <li>・次期計画策定に向けたニーズ調査等結果概要について</li> <li>・三田市を取り巻く現状について</li> </ul>

実施日	会議等	内容
令和6年7月26日(金)	令和6年度第2回 三田市子ども審議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・三田市こども計画の骨子(案)について</li> <li>・三田市こども計画の施策体系(案)について</li> </ul>
令和6年8月23日(金)	令和6年度第3回 三田市子ども審議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・三田市子ども審議会の公開等について</li> <li>・三田市こども計画の基本理念(案)等及び第4章(素案)</li> </ul>
令和6年9月27日(金)	令和6年度第4回 三田市子ども審議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・三田市こども計画(素案)について</li> <li>・子ども・子育て支援事業計画案について(量の見込みと確保方策について)</li> <li>・教育・保育施設に係る利用定員について</li> </ul>
令和6年10月25日(金)	令和6年度第5回 三田市子ども審議会	・
令和6年11月8日(金)	答申	審議会会長から市長へ三田市こども計画を答申
令和6年12月□日(□)～ 令和7年1月□日(□)	パブリックコメント の実施	三田市こども計画案に対する意見募集

## 2. 三田市子ども審議会条例

---

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第72条第1項の規定に基づき、三田市子ども審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、次に掲げる事務を処理する。

- (1) 法第72条第1項各号に規定する事務
  - (2) 前号に掲げるもののほか、三田市の子ども・子育て支援施策に関し、市長が必要と認める事務
- (組織)

第3条 審議会は、委員30人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 三田市市政への市民参加条例(平成26年三田市条例第33号)第11条又は第12条に規定する者
- (3) 市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠により就任した委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集し、会長がその会議の議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 審議会は、必要があると認めるときは、関係者に会議への出席を求め、その説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、子ども・子育て支援政策担当課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(招集の特例)

- 2 この条例の施行後及び任期満了後最初に行われる審議会の会議は、第 6 条第 1 項の規定にかかわらず、市長が招集する。

(三田市立児童館条例の一部改正)

- 3 三田市立児童館条例(昭和 58 年三田市条例第 5 号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(三田市附属機関の設置に関する条例の一部改正)

- 4 三田市附属機関の設置に関する条例(平成 21 年三田市条例第 2 号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

付 則(平成 26 年条例第 33 号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 27 年 1 月 1 日から施行する。

(三田市子ども審議会条例の一部改正に伴う経過措置)

- 13 この条例の施行の際現に前項の規定による改正前の三田市子ども審議会条例第 3 条第 2 項の規定により委嘱された委員である者は、その委員としての任期中に限り、この条例の施行後も、なおその効力を有する。

付 則(令和 5 年条例第 9 号)

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

### 3. 三田市子ども審議会委員名簿

□任期：令和4年7月29日～令和6年7月28日

◎：会長 ○：副会長  
(敬称略)

	氏名	所属
1	◎名須川 知子	大阪総合保育大学 特任教授
2	○中西 利恵	神戸常盤大学 教育学部こども教育学科 教授
3	尾上 尚司	公益財団法人 ひょうご子どもと家庭福祉財団 理事長
4	鈴木 奈津子	三田市ひまわり特別支援学校保護者代表
5	伊藤 綾香	三田けやき台幼稚園保護者代表
6	高橋 香澄	あさひ若草ナースリー保護者代表
7	藤原 慶子	すずかけキッズクラブ（放課後子ども教室）代表
8	山地 真由美	あいの保育園 園長
9	原口 富美子	認定こども園湊川短期大学附属北摂中央幼稚園 園長
10	森田 美穂	三田市民生委員児童委員協議会主任児童委員
11	濱口 尚子	児童発達支援センター ぞうさんの足音 管理者
12	大島 一晃	NPO法人 場とつながりの研究センター理事
13	井上 寿勝	公募委員（一般枠）
14	井口 圭子	公募委員（一般枠）
15	宮武 雅恵	公募委員（一般枠）
16	西 博光	公募委員（一般枠）
17	田畑 梨沙	公募委員（一般枠）
18	西岡 光夫	公募委員（一般枠）

□任期：令和6年8月23日～令和8年8月22日

◎：会長 ○：副会長  
(敬称略)

	氏名	所属
1	◎名須川 知子	大阪総合保育大学 特任教授
2	○中西 利恵	神戸常盤大学 教育学部こども教育学科 教授
3	尾上 尚司	公益財団法人 ひょうご子どもと家庭福祉財団 理事長
4	鈴木 奈津子	三田市ひまわり特別支援学校保護者代表
5	倉崎 朝子	子育てグループ ゆるふわ代表
6	藤原 慶子	すずかけキッズクラブ（放課後子ども教室）代表
7	山地 真由美	あいの保育園 園長
8	高澤 憲司	三田あさひ幼稚園 園長
9	筒井 清香	三田市民生委員児童委員協議会主任児童委員
10	濱口 尚子	児童発達支援センター ぞうさんの足音 管理者
11	菊地 凌輔	一般社団法人イヒ 専務理事
12	光永 文香	三田市社会福祉協議会 地域福祉課 副課長
13	今西 茂子	公募委員（一般枠）
14	大西 寛	公募委員（一般枠）
15	中山 弘美	公募委員（一般枠）
16	野々山 修	公募委員（一般枠）
17	和田 尚子	公募委員（一般枠）
18	北村 哲夫	公募委員（一般枠）

## 4. こどもまんなかワークショップ実施結果【概要】

### (1) 趣旨

次期計画策定にあたり、令和5年度に実施したニーズ等調査の結果を補完するものとして、様々な世代・立場の方から意見を聴き、施策の方向性等を検討するための基礎資料とすることを目的に開催しました。

### (2) 開催日・場所等 令和6年5月19日(日) /三田市役所2号庁舎 2201会議室

#### ①子どもの部 9:30-12:30

・参加者：市内在住・在学の中学生・高校生 11名(中学生：7名、高校生：4名)

#### ②大人の部 13:30-16:30

・参加者：市内在住・在学・在勤で、子どもや子育てに関心がある18歳以上の方 10名  
(10代：1名、20代：3名、30代：3名、40代：1名、50代：2名)

### (3) 子どもの部

#### 1) ワークのねらい

- ・子ども自身が意見表明について学ぶトライアルの機会とするとともに、意見を聴く方法についてのアイデアを得る機会とする。
- ・自身の日常生活を起点に、課題及びまちの未来を考えることで、子どもならではの視点で貢献できるという成功体験を獲得する。

#### 2) 主なワーク

##### 【ワーク①】

大人への「なんでやねん」：普段の生活の中で「大人に言われて嫌だったこと／大人に対する不満」を付箋に書いて模造紙に貼る

##### 【ワーク②】

理想を描く：ワーク①で挙げた不満等に対して「本当はこうあってほしい／こうなったらいいのに」という願いを付箋に書いて模造紙に貼る



#### 3) 参加者の声(一部抜粋)

- 大人からよく「自分の意見を出して」と言われるが、単純に意見がない人と、意見を出したくても周りから指摘や反対される恐怖心により言えない人がいる。「間違っても大丈夫」という安心して話せる雰囲気づくりや、周りの温かい反応が大事。
- 子どもに言いかせていることを、大人が守れていないことが多い。まずは大人が行動に責任感を持って、ルールを守ってほしい。
- 理不尽に怒られていると感じることが多い。怒る・叱るときは、理由も伝えてほしい。
- 固定概念を押し付けず、違いや個性を認めてほしい。
- 大人から、時々によって「もう大人でしょ」「まだ子どもだろ」と言われる。

#### (4) 大人の部

##### 1) ワークのねらい

- ・自身の子育て経験または三田での生活をもとに、「子育て」をテーマとして他者と対話することで、子育てについて考える仲間存在に気づくとともに、子育てにあたたかいまちづくりの一員であるという当事者意識を醸成する。

##### 2) 主なワーク

###### 【ワーク①】

子育てLife Curve:「子育て」をテーマに、人生の幸福度の上下で起こる出来事を付箋に書いて模造紙に並べる

###### 【ワーク②】

子育て支援の機能:子育てにおける悩み・辛さを解消するために、どのような人に、どのような形で関わってもらえるとよいかを模造紙上で整理  
まとめ:「子どもを核とするまちづくり」のために「わたしにできること」を考える



##### 3) 参加者の声 (一部抜粋)

- 子育ては辛いこともたくさんあるが、子どもの成長や小さな変化に触れると、それまでの辛さを超えるほどの幸福を感じる。
- 子育て全般の情報を知る手段として、子育ての先輩やその子どものインタビューがまとめられたものを作成・配布することで、必要な情報伝達と、子育ての不安軽減につながるのでは。
- 出産後の仕事復帰や、子どもの小学校入学等のタイミングで、それまでの保護者同士のつながりが切れてしまうことがある。地域でのイベントやお祭りが、つながりの希薄化に対する解決策になるのではないか。
- 「土日に預かってもらえる場所」や「不登校」等、具体的な解決策を求める悩みの相談は、日常的に接点のある人よりも、専門性を持つ人に相談したい。一方、「親自身が自分の時間を作りづらい」といった、モヤモヤした気持ちや悩み等は、普段から関係性のある身近な人に聞いてもらいたい。
- 親も子どもシニアもつながることができる、地域住民がつくる「地域の居場所」があれば良いと思う。

## 5. オンライン意見箱回答結果【概要】

### (1) 趣旨

次期計画の策定にあたり、令和5年度に実施したニーズ等調査の結果を補完するものとして、様々な世代・立場の方から意見を聴き、施策の方向性等を検討するための基礎資料とすることを目的に実施しました。

(2) 募集期間 令和6年5月1日(水)～5月25日(土)

### (3) 回答人数

	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代	不明	合計
年齢別	3	1	9	22	9	4	1	2	51

### (4) 回答内容

①三田の子どもや若者のために、「今の私ならこんなことができそう!」「将来、私はこんなことをやってみたい!」と思うこと

	件数
地域・社会活動への参加	30
子どもの手本となるような言動	18
配慮を必要とする子どもへの支援	3
世代間交流	1
将来の夢(小児科医になること)の実現	1
性教育の講座	1
有機・無農薬野菜農家からの野菜購入	1
延べ件数	55

#### ■主な意見箱の声(一部抜粋)

- ・クリーンデーに毎回参加する。
- ・散歩しながら、まちの子どもを見守り、挨拶する。
- ・子どもを元気にするには、まずは大人が元気になる必要があると思う。
- ・毎日、楽しく前向きに生活している姿・笑顔で前向きに働く姿を見せる。
- ・大人が子どもに対して恥ずかしくない行動・発言を心掛けたい。

②三田の子どもや若者のために、三田市が力を入れたらよいと思うこと

	件数
子育て環境の改善	17
経済的負担の軽減	16
学校教育・通学環境の充実	14
子育て支援・施策の充実	13
子どもの遊び場の充実	8
公共施設の充実	6
世代間交流	3
フリースクールへの支援	3
市ホームページの充実	1
延べ件数	81

#### ■主な意見箱の声(一部抜粋)

- ・子どもの可能性を引き出す学びの場をどんどん作ってほしい。
- ・相談体制などは、今の子育て世帯に合ったサポートをお願いしたい。
- ・子ども・若者・大人・高齢者などが、いろいろな形で交流できる場づくりが必要だと思う。
- ・次世代の三田の子どもたちの幸せのために、大人である私達に何ができるか、今の大人のためだけでなく子どもの利益を第一とする視点を忘れず、まちづくりに取り組んでほしい。

③三田の子どもや若者が、三田市へ意見を伝えやすくするために、あればよいと思う方法や場

	件数
<b>◆対面形式での意見聴取</b>	<b>32</b>
会議・意見交換会	12
学校での意見聴取	11
若者が行政に助言できる場	3
先生たちの意見を聴く場	2
幅広く意見を聴く場	2
具体的な目的に向かい、行政と共に活動する場	1
ワークショップ	1
<b>媒体等を介した間接的な意見聴取</b>	<b>22</b>
アンケート（SNS等の活用を含む）	14
意見箱・目安箱	3
授業で市長への手紙を書く	2
回答者には景品等が当たる意見募集	2
無記名で送ることができるメール等	1
<b>◆意見表明しやすい場の提供やきっかけづくり</b>	<b>9</b>
子どもを子ども扱いしないで意見を聴く	2
外部講師を招く	1
子どもたちの意見が採用された事例を示す	1
対話を大切にする姿勢を示す	1
子どもが運営する「子ども若者クラブ」をつくる	1
地域のコミュニティハウス	1
子どもの意見を代弁する人材の設置	1
子どもの意見を聴く必要性についての研修・啓発活動	1
延べ件数	63

■主な意見箱の声（一部抜粋）

- ・学校に出向いて気軽に意見を出しやすい雰囲気を作り、話を聞く。
- ・学校でタブレットを使って意見を出す。
- ・中学生や高校生の生徒会長などに、若者会議に参加してもらう。
- ・子ども・若者が参加する会議で、大人が対話を大切にする姿勢を示す。
- ・大人が、子ども・若者が意見を言うことに「慣れる」ようにすること。
- ・意見を求めたいテーマについて、SNSを通じたアンケートなどを実施する。
- ・子どもの意見であるからといって何でも採用する必要はなく、子ども扱いしないで、大人と同じように三田のまちづくりのパートナーの意見として尊重して扱うべき。

## 6. 用語解説

### 【あ行】

#### 赤ちゃんの駅

外出中に気軽に立ち寄り、授乳やおむつ交換のできる公共施設や民間施設を『赤ちゃんの駅』として登録し、広く周知することで、乳幼児を抱える保護者の子育てを応援する取り組みのこと。

#### インクルーシブ教育

自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある幼児児童生徒に対して、自立と社会参加に向けた最も的確な指導を提供しようとするもの。

#### インターンシップ

学生が在学中に、企業等において自らの専攻や将来希望する職業に関連した就業体験を行うこと。

#### ウェルビーイング

個人の権利や自己実現が保障され、身体的、精神的、社会的に良好な状態にあることを意味する概念。

#### オープンスクール

保護者や地域の人が学校・園の様子を参観することができる取り組み。

### 【か行】

#### 外国人語学指導員

日本語指導が必要な外国人児童生徒に対し、母語及び日本語によるコミュニケーション能力を高め、安心して学校生活を送れるよう支援するために、三田市が派遣している指導員。

#### 家庭児童相談室

18歳までの子どもの子育てについての悩みや不安、虐待の恐れ等について、相談を受ける機関。

#### 家庭教育学級

学校と家庭が連携を取りながら、保護者が子どもの成長と発達や家庭の教育機能等について共に考え学びあう機会をもち、地域社会における家庭の教育力の向上を図ることを目的に市内各小学校で設置している活動組織のこと。

#### 合計特殊出生率

ひとりの女性が一生の間に出産する子どもの平均人数を推定する値で、15歳から49歳までの女性の出生率を合計したものをいう。人口統計上の指標として将来の人口予測などに用いられている。

#### 子育て世代包括支援センター

少子化対策・子育て支援対策において、妊娠・出産・育児期に対する支援を切れ目なく実施することを目的として創設された機関。保健師等の専門職を配置して、妊娠・出産・子育てに関する様々な相談に対応し、必要に応じて支援プランの策定や地域の保健・医療・福祉の関係機関との連絡調整を行う。

#### 子育てほっとラインさんだ

子育ての悩みや児童虐待に関する相談を、家庭児童相談室の時間外に24時間対応で受け付ける電話相談。

#### 子ども家庭センター

児童福祉法第12条に定められている児童相談所のこと。こども家庭センターでは、0歳から18歳未満の子どもの健やかな成長を願って、子どもと家庭のさまざまな問題について相談援助活動を展開している。

## こども家庭ソーシャルワーカー

こどもの権利を擁護し、健やかな成長を支え、家庭の複雑な課題に対応して支援・関係調整にあたり、令和6年4月に創設された認定資格。

## 子ども食堂

地域のボランティアが中心となって、無料、または低額で栄養のある食事や温かな団らんを子どもたちに提供する場。

## こども誰でも通園制度

保護者の就労状況に関係なく、保育所等に子どもを預けることや保育士等に育児相談ができる子育て支援制度。

## 子どものサポーター

学校と家庭、生徒と教員等の橋渡しを行う存在として、生徒の相談相手となって心を和らげる活動や、教室以外の居場所づくりの推進を行うもの。市独自の事業として、すべての中学校へ配置している。

## こども110番の家

子どもが不審者等に出会うなど危険を感じた場合に駆け込み、助けを求められる場所を、市民や事業者の協力で作る取り組み。

## こどもまんなか社会

全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会

## コミュニティ・スクール

新しい公立学校運営の仕組みとして導入された制度。法律に基づく学校運営協議会を設置している学校を指し、学校の課題解決や教育目標の実現に向けて、学校や保護者、地域住民が情報共有し、一体となって子どもたちを育む「地域とともにある学校づくり」のために、連携・協働して取り組むシステム。

## 【さ行】

### 三田市いじめ防止基本方針

いじめ防止に向け、日常の指導体制を整備し、いじめの未然防止を図りながら、いじめの早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は適切にかつ速やかに解決するための方針。

### 三田市生活安心サポートセンター

生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援機関として、相談窓口を開設している。生活保護に至る前の段階で様々な事情により生活や仕事などでお困りの方（生活困窮者）に対し、相談支援や就労に関する支援を実施し、「自立の促進」に向けたサポートを行う。

### 三田市立幼稚園再編計画

三田の子どもたちの未来のために「就学前の望ましい教育・保育環境」を実現し、農村地域の子育て世代への支援を目的とするために実施する市立幼稚園の再編の具体的な内容や進め方及び実施に当たっての留意事項を定めるもの。

### さんだっ子かがやきカリキュラム

三田市の子どもが義務教育を修了する15年の育ちの土台作りを担う就学前施設において、就学前にこそ大切に育んでおくべき力やその内容を共通理解し、活用できるようにまとめた共通のカリキュラム。

## さんだっこ110番のくるま

市の公用車に「さんだっこ110番のくるま」と標示したステッカーを貼っている。子どもが被害を受けそうになって助けを求めてきたときなどに一時的に保護し、警察等関係機関に連絡する。

## さんだ若者サポートステーション

働くことに悩む15～49歳までの人及び家族を対象に、就職への一歩が踏み出せるよう専門相談員がサポートする、厚生労働省認定事業を行う支援機関。

## 自己肯定感

自分自身を肯定的に捉える感情。自尊感情、自己有用感、自己受容感など、様々な肯定的自己評価感情の総称。

## 重層的支援体制整備事業

市町村において、地域住民の複合・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、①相談支援（属性を問わない相談支援、多機関協働による支援、アウトリーチ等を通じた継続的支援）、②参加支援、③地域づくりに向けた支援を一体的に実施するもの。

## 主任児童委員

主任児童委員は、子どもや子育てに関する支援を専門に担当する民生委員・児童委員で、担当区域を持たず、区域担当の児童委員と連携しながら子育ての支援や児童健全育成活動等に取り組んでいる。

## 小規模保育施設

子ども・子育て支援新制度の中で、市町村の認可事業（地域型保育事業）の1つとして新たに作られた事業であり、0～2歳児を対象とした、定員6～19人の比較的小さな施設。

## 白ポスト

有害図書、成人向けDVD等の回収用ポストの

こと。市内主要駅周辺9か所に白ポストを設置し、毎月2回、回収を行っている。

## スクールカウンセラー

心の専門家として、暴力行為、いじめ等の問題行動、不登校等の未然防止や早期発見・早期解決を図るため、児童生徒へのカウンセリングや保護者、教職員に対する助言・援助を行うもの。

## スクールソーシャルワーカー

特に子どもの家庭環境に起因する問題に取り組むため、社会福祉的な立場から教職員への助言をしたり、保護者の支援をしたりするなど、子どもを取り巻く環境に働き掛けるとともに、関係機関の連携・仲介・調整等に従事する福祉の専門家。

## スタートアップ

始めること。立ち上げること。

## 成育医療

妊娠、胎児、出産、新生児、小児、思春期、母性・父性・成人に至る一連の生殖と成長に関するライフサイクルにかかわる身体的、精神的問題を総合的に取り扱う医療として提唱されている考え方。

## 性別役割分担意識

男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等のように、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方のこと。

## セルフヘルプグループ

共通の悩みや問題を抱える人やその家族が、自主的に活動を行うグループ。

## 【た行】

多文化共生サポーター（兵庫県）

日本語指導が必要な外国人児童生徒の日本語と母語によるコミュニケーションの円滑化、心の安定、授業中の学習支援、日本と母国の文化の架け橋など、さまざまな支援を行う人。

### 特別支援教育サポートセンター

就学前から学齢期、就労移行に至るまでの支援を充実させるために、三田市教育委員会教育支援課に開設している。「特別な支援が必要な幼児児童生徒の個々に応じた自立と社会参加」をめざす。

### 【な行】

#### 認可外保育施設

認可保育所以外の保育施設。民間事業者が経営する託児所や、企業や病院等で主にその従業員を対象とする保育施設、ベビーホテル等がある。入所手続きや保育料、保育時間等は各施設により異なる。利用する際は、利用者が直接、施設へ申し込む。

#### 認定こども園

幼稚園と保育所の機能、特長を併せ持ち、地域の子育て支援も行う、小学校就学前の施設。保護者の就労の有無等にかかわらず入園が可能。

### 【は行】

#### フリースクール

不登校の児童生徒に対し、学習活動、教育相談、体験活動などの活動を行っている。

#### ペアレントトレーニング

親の子どもへのかかわり方等の養育スキルを身につけることで、子どもの不適切な行動を改善し、健やかな成長を促進していくことを目的とした心理教育的アプローチ。

### 【や行】

#### ヤングケアラー

家族の介護その他の日常生活上の世話を過度

に行っていると認められる子ども・若者のことをいう。

### 【ら行】

#### ライフステージ

人の一生を段階区分したもの。本計画では、ライフステージを「妊娠・出産期」「就学前期（0～概ね6歳まで）」「学童・思春期（概ね6歳～18歳まで）」「青年期（18～39歳）」の4段階に分けている。

#### 労働力率

労働力人口（就業者数と完全失業者数の合計）が生産年齢人口（15歳以上の人口）に占める割合。

### 【わ行】

#### ワークショップ

参加体験型学習会とも訳され、講演会等では、テーマに基づいた内容を講師が話すことを受け身で聞く形式であるが、ワークショップは、あるテーマについて参加者が積極的に意見や技術を交換しながら討議を重ね、協働で何かを創り出す形式またはその作業のこと。

#### ワーク・ライフ・バランス

市民一人一人がやりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できることをいう。

### 【英字】

#### M字カーブ

日本の女性の労働力人口比率（労働力率、労働参加率）又は就業率を年齢階級別にグラフ化したとき、30歳代を谷とし、20歳代後半と40歳代後半が山になるアルファベットのMのような形になることをいう。この背景には、結婚や出産を機に労働市場から退出し、子育てが一段落すると再び労働市場に参入する女性が多いということが

考えられる。なお、10年前と比較すると、全ての年齢階級で労働力人口比率は上昇しており、グラフの全体の形はM字型から欧米先進諸国で見られるような台形に近づきつつある。

### **PDCAサイクル**

Plan（計画）→Do（実行）→Check（評価）→Action（改善）の4段階を繰り返して業務を継続的に改善する方法のこと。

### **SDGs**

Sustainable Development Goalsの略であり、平成27(2015)年9月の国連サミットにおいて採択された国際社会の共通目的である。「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現に向けて、令和12(2030)年を年限とする17のゴールと169のターゲットから構成される。

### **SNS**

ソーシャルネットワーキングサービス (Social Networking Service) の略称。インターネット上で簡単に投稿できたり、個人同士が繋がれたりするサービスのこと。

